

伊予市地域防災計画

(津波災害対策編)

令和4年2月変更

伊予市防災会議

目 次

第1編 総 論

第1章 計画の主旨.....	3
1-1-1 計画の目的.....	3
1-1-2 計画の性格.....	3
1-1-3 計画の構成.....	3
1-1-4 基本方針.....	4
1-1-5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等.....	5
第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
1-2-1 市.....	6
1-2-2 県.....	6
1-2-3 関係機関.....	7
1-2-4 住民・事業者.....	14
第3章 津波発生 の条件.....	16
1-3-1 地形・地質.....	16
1-3-2 中央構造線断層帯.....	17
1-3-3 南海トラフ.....	18
1-3-4 安芸灘～伊予灘～豊後水道.....	21
1-3-5 地震・津波被害想定.....	21
第4章 調査研究計画.....	39
1-4-1 防災アセスメントの実施.....	39
1-4-2 地区別防災カルテの作成.....	40
第5章 地震防災.....	41
1-5-1 対象地区.....	41
1-5-2 計画の初年度.....	41
1-5-3 整備対象事業.....	41

第2編 災害予防対策

第1章 津波災害予防対策の基本的考え方.....	45
2-1-1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方.....	45
2-1-2 津波想定に係る留意点.....	45
第2章 防災思想・知識の普及.....	46
2-2-1 市の活動.....	46

2-2-2	普及の際の留意点	50
第3章	住民の津波防災対策	51
2-3-1	住民の果たすべき役割	51
2-3-2	市の活動	52
2-3-3	自主防災組織等の活動	52
2-3-4	地域における自主防災活動の推進	52
第4章	事業者の津波防災対策	54
2-4-1	事業者の果たすべき役割	54
2-4-2	市の活動	55
第5章	ボランティアの防災対策	56
2-5-1	市の活動	56
2-5-2	ボランティアの果たすべき役割	57
第6章	津波防災訓練の実施	58
2-6-1	市の活動	58
2-6-2	訓練実施の留意点	58
2-6-3	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	59
第7章	業務継続計画の策定	60
2-7-1	業務継続計画の概要	60
2-7-2	市の業務継続計画	60
第8章	津波に強い地域づくり	61
2-8-1	海岸保全施設等の整備の基本的考え方	61
2-8-2	津波に強い地域の形成	61
2-8-3	海岸保全施設等の整備	63
2-8-4	避難関連施設の整備	63
2-8-5	公共施設等の津波対策	65
2-8-6	ライフラインの耐浪化	65
2-8-7	危険物等施設の安全確保	66
2-8-8	文化財の保護	66
第9章	津波避難体制の整備	68
2-9-1	伝達体制の整備	68
2-9-2	津波警戒等の周知徹底	69
2-9-3	指定緊急避難場所等の指定及び周知等	70
2-9-4	津波からの防護・避難のための施設の整備等	72
2-9-5	住民等の避難誘導體制	73
2-9-6	迅速な救助	75

2-9-7	交通対策	75
2-9-8	市自らが管理等を行う施設等に関する津波対策	76
第10章	孤立地区対策	78
2-10-1	孤立予想地区の事前把握	78
2-10-2	孤立の危険性の周知及び家庭内備蓄の推進	78
2-10-3	通信手段の確保	78
2-10-4	ヘリコプター離着陸場の把握	78
2-10-5	孤立地域に対する集団避難の検討	78
第11章	住民生活の確保対策	79
2-11-1	食料及び生活必需品等の確保	79
2-11-2	飲料水の確保	80
2-11-3	物資供給体制の整備	81
2-11-4	医療救護体制の確保	81
2-11-5	防疫・衛生体制の整備	84
2-11-6	保健衛生活動体制の整備	84
2-11-7	し尿処理体制の確保	85
2-11-8	ごみ処理体制の確保	85
2-11-9	災害廃棄物処理体制の整備	85
第12章	要配慮者の支援対策	86
2-12-1	市の活動	86
2-12-2	社会福祉施設等管理者の活動	92
第13章	広域的な応援体制の整備	93
2-13-1	全県的な消防相互応援体制の整備	93
2-13-2	全県的な防災相互応援体制の整備	94
2-13-3	受援計画の策定・運用	94
第14章	情報通信システムの整備	95
2-14-1	情報収集・連絡体制の整備	95
2-14-2	通信施設の整備	95
2-14-3	防災情報システムの整備・活用	96
2-14-4	航空消防防災システムの活用	96
2-14-5	津波発生時の職員参集システムの整備	97
2-14-6	放送施設	97
第15章	災害復旧・復興への備え	98
2-15-1	平常時からの備え	98
2-15-2	複合災害への備え	99
2-15-3	災害廃棄物の発生への対応	99

2-15-4	各種データの整備保全	99
2-15-5	保険・共済の活用	100
2-15-6	復興事前準備の実施	100
2-15-7	復興対策の研究	100

第3編 災害応急対策

第1章	災害発生直前の対策	103
3-1-1	津波警報等の伝達	103
3-1-2	避難指示	107
第2章	防災組織及び編成	109
3-2-1	応急措置の概要	109
3-2-2	市の防災組織	110
3-2-3	動員計画	113
第3章	情報活動	118
3-3-1	情報活動の強化	118
3-3-2	災害情報等の収集・伝達	119
3-3-3	情報の収集	120
3-3-4	情報の伝達	121
3-3-5	報告及び要請事項の処理	122
第4章	広報活動	124
3-4-1	市の活動	124
3-4-2	関係機関の活動	125
3-4-3	住民が必要な情報を入手する方法	126
3-4-4	広聴活動	126
3-4-5	安否情報の提供	126
第5章	災害救助法の適用	127
3-5-1	災害救助法の適用	127
3-5-2	適用基準等	128
3-5-3	救助の程度、方法及び期間等	129
第6章	避難活動	130
3-6-1	避難指示	130
3-6-2	避難の方法	133
3-6-3	避難路の確保	133
3-6-4	指定避難所等の設置及び避難生活	133
3-6-5	指定避難所等の運営	135
3-6-6	避難状況の報告	137

第 7 章 緊急輸送活動	138
3-7-1 実施機関.....	138
3-7-2 緊急輸送の対象等.....	138
3-7-3 緊急輸送体制の確立.....	139
3-7-4 燃料確保対策.....	141
3-7-5 記録等.....	141
第 8 章 交通応急対策	142
3-8-1 陸上交通.....	142
3-8-2 海上交通.....	147
第 9 章 災害拡大防止活動	148
3-9-1 消防活動.....	148
3-9-2 水防活動.....	154
3-9-3 人命救助活動.....	156
3-9-4 学校における災害応急対策.....	159
3-9-5 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施....	159
3-9-6 帰宅困難者への対応.....	160
第 10 章 地域への救援活動	161
3-10-1 物資の確保・供給.....	161
3-10-2 飲料水の確保・供給.....	166
3-10-3 燃料の確保.....	167
3-10-4 医療救護活動.....	168
3-10-5 下水処理・し尿処理の実施.....	174
3-10-6 生活系ごみ処理の実施.....	175
3-10-7 災害廃棄物処理の実施.....	175
3-10-8 防疫・衛生活動.....	177
3-10-9 保健衛生活動.....	179
3-10-10 死体の搜索及び措置.....	180
3-10-11 災害時における動物（犬、猫等）の管理.....	183
3-10-12 死亡した獣畜及び家きんの処理.....	183
3-10-13 応急住宅対策.....	184
第 11 章 応急教育活動	187
3-11-1 応急教育計画.....	187
3-11-2 学用品等の調達及び給付.....	188
3-11-3 給食等の措置.....	189
3-11-4 学校施設の一時使用の措置.....	189
3-11-5 高等学校生徒の災害応急対策への協力.....	189

第 1 2 章	要配慮者に対する支援活動	190
3-12-1	要配慮者対策の実施方針	190
3-12-2	避難行動要支援者の避難誘導	190
3-12-3	指定避難所等への移送	191
3-12-4	応急仮設住宅への優先的入居	192
3-12-5	在宅者への支援	192
3-12-6	応援依頼	192
第 1 3 章	孤立地区に対する支援活動	193
3-13-1	孤立地区の把握	193
3-13-2	外部との通信手段の確保	193
3-13-3	緊急救出手段の確保	193
3-13-4	集団避難の勧告又は指示の検討	193
3-13-5	防犯パトロールの強化	193
3-13-6	緊急支援物資の確保・搬送	193
第 1 4 章	応援協力活動・ボランティア等への支援	194
3-14-1	市の応援要請等	194
3-14-2	ボランティア等への支援	196
3-14-3	自衛隊の活動	197
3-14-4	海上保安庁に対する応援要請	200
3-14-5	応援要員の受入体制	201
3-14-6	従事命令又は協力命令	201
3-14-7	外国からの応援活動	201
第 1 5 章	通信施設の確保対策	202
3-15-1	通信連絡手段	202
3-15-2	孤立地域との通信連絡	203
第 1 6 章	ライフライン等の確保	204
3-16-1	水道施設	204
3-16-2	下水道施設	204
3-16-3	電力施設	205
3-16-4	電信電話施設	205
3-16-5	郵便事業の運営維持	205
第 1 7 章	公共土木施設等の確保	206
3-17-1	道路施設	206
3-17-2	海岸保全施設	206
3-17-3	河川管理施設	206
3-17-4	砂防等施設	207

3-17-5	治山等施設	207
3-17-6	港湾施設	207
3-17-7	漁港施設	208
3-17-8	鉄道施設	208
3-17-9	農業用施設	208
3-17-10	災害応急対策の拠点となる重要な市庁舎等	209
3-17-11	情報システム	209
3-17-12	都市公園施設	209

第18章 危険物施設等の安全確保 210

3-18-1	危険物施設	210
3-18-2	高圧ガス施設	210
3-18-3	毒物劇物貯蔵施設	211
3-18-4	火薬類製造施設・貯蔵施設	211

第19章 社会秩序維持活動 212

3-19-1	警察機関の活動	212
3-19-2	市の活動	213

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策 217

4-1-1	激甚災害の指定	217
4-1-2	被災施設の復旧等	217
4-1-3	都市の復興	218

第2章 復興計画 220

4-2-1	復興計画の作成	220
4-2-2	防災まちづくりを目指した復興	221
4-2-3	復興財源の確保	222

第3章 被災者の生活再建支援 223

4-3-1	要配慮者の支援	223
4-3-2	義援物資、義援金の受入れ及び配分	223
4-3-3	災害弔慰金等の支給	225
4-3-4	被災者の経済的再建支援	225
4-4-5	罹災証明書の交付	226
4-3-6	被災者の生活確保	226
4-3-7	生活再建支援策等の広報	227
4-3-8	災害復興住宅の建設	228
4-3-9	中小企業を対象とした支援	228

4-3-10	農林漁業者を対象とした支援	229
4-3-11	地域経済の復興と発展のための支援	229

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の主旨

1-1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、伊予市の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

特に、この計画の中で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。)第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等(以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。)を定め、本市における地震防災対策の一層の推進を図るものとする。

なお、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものであることに留意するものとする。

1-1-2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、津波防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

1-1-3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成するものとし、計画編の構成は、次の 4 編による。

なお、伊予市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)は、この「津波災害対策編」によるもののほか、風水害等災害、地震災害、原子力災害に対応するため、「風水害等対策編」、「地震災害対策編」及び「原子力災害対策編」をそれぞれ定めるものとする。

(1) 第 1 編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、津波被害想定等の計画の基本となる事項を示す。

(2) 第 2 編 災害予防対策

平常時の防災思想・知識の普及、訓練、津波に強いまちづくり、津波避難体制の整備などの予防対策を示す。

(3) 第 3 編 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

- (4) 第4編 災害復旧・復興対策
災害発生後の復旧、復興対策を示す。

1-1-4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、市は、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

また、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、市は、愛媛県防災対策基本条例(平成18年12月19日条例第58号。以下「県防災条例」という。)及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開して、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、防災関係機関等の連携を図るものとする。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、愛媛県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項及び防災関係者の連携協力の確保に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図るものとする。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図るものとする。

1-1-5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づき作成された国土強靱化地域計画である「伊予市国土強靱化地域計画」は、伊予市地域防災計画との調和を図り、各分野の計画に対して、国土強靱化の指針となるべきものとして定められている。

このため、市は、「伊予市国土強靱化地域計画」の次の基本目標を踏まえ、伊予市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

- ① 人命の保護を最大限図ります。
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- ④ 迅速な復旧復興を図ります。

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1-2-1 市

伊予市

- (1) 市地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波からの防護、安全な避難路、避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置
- (3) 津波防災に関する組織の整備
- (4) 防災思想・知識の普及
- (5) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (6) 自主防災組織の育成指導その他住民の津波災害対策の促進
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 津波防災のための施設等の整備
- (9) 津波に関する情報の収集・伝達、広報及び被害調査
- (10) 被災者の救出、救護等の措置
- (11) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (12) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに避難所の開設
- (13) 消防、水防その他の応急措置
- (14) 被災児童、生徒等の応急教育の実施
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (16) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (17) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (18) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (19) 緊急輸送の確保
- (20) 災害復旧の実施
- (21) 災害対策に関する市町間の相互応援協力
- (22) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

1-2-2 県

1 愛媛県

- (1) 愛媛県地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及

- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他住民の津波災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 津波防災のための装備・施設等の整備
- (8) 津波に関する情報の収集・伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童、生徒等の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の津波災害応急対策の連絡調整
- (21) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 愛媛県警察（伊予警察署）

- (1) 住民の避難誘導及び救助
- (2) 警戒区域等における立入制限措置
- (3) 犯罪の予防、緊急交通路の確保等の交通規制その他災害時における社会秩序の維持
- (4) 警察機関及び防災関係機関等との連携、協力及び連絡調整
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (6) 警報等の伝達に関すること。

1－2－3 関係機関

1 消防機関

- (1) 伊予消防等事務組合消防本部（伊予消防署）
 - ア 被害状況等の情報の収集・伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 住民等への避難指示の伝達
 - エ 火災予防の広報
- (2) 伊予市消防団
 - ア 被害状況等の情報の収集・伝達

- イ 消火・水防活動及び救助活動
- ウ 一時避難場所の安全確保及び避難路の確保
- エ 住民等の避難場所への誘導
- オ 住民等の危険区域からの避難の確認
- カ 自主防災組織との連携、指導、支援

2 指定地方行政機関

(1) 中国四国管区警察局

- ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること。
- ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- エ 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。
- オ 警察通信の確保及び統制に関すること。
- カ 津波警報の伝達に関すること。

(2) 四国総合通信局

- ア 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関すること。
- ウ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。
- エ 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。
- オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。

(3) 四国財務局（松山財務事務所）

災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 中国四国厚生局（四国厚生支局）

独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 愛媛労働局

- ア 事業場における津波による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。
- イ 事業場等の被災状況の把握に関すること。

(6) 中国四国農政局

- ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
- イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- エ 津波防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。

- オ 津波防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
- カ 災害時の食料の供給に関すること。
- キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
- (7) 四国森林管理局愛媛森林管理署
 - ア 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること。
 - イ 国有保有林の整備保全に関すること。
 - ウ 災害応急対策用木材（国有林）の供給に関すること。
 - エ 民有林における災害時の応急対策等に関すること。
- (8) 四国経済産業局
 - ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
 - イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること。
 - ウ 災害時における電気、ガス及び石油製品事業に関する応急対策等に関すること。
- (9) 中国四国産業保安監督部（四国支部）
 - ア 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。
 - イ 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。
 - ウ 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること。
- (10) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所及び松山港湾・空港整備事務所）

管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努めること。

 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐浪性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を活かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - (オ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
 - ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること。
 - エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。
 - オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。
 - カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。

- (11) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
 - ア 陸上輸送に関すること。
 - (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。
 - (イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること。
 - イ 海上輸送に関すること。
 - (ア) 非常時に使用し得る船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること。
 - (イ) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること。
- (12) 大阪航空局（松山空港事務所）
 - ア 空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安に関すること。
 - イ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること。
- (13) 四国地方測量部
 - ア 災害応急対策の際における、情報の収集及び伝達時の地理空間情報活用の支援・協力に関すること。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興において国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用の支援・協力に関すること。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際における、地理情報システム活用の支援・協力に関すること。
 - エ 災害復旧・復興に当たって、国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法（昭和24年法律第188号）に基づく実施計画書への技術的助言に関すること。
- (14) 大阪管区气象台（松山地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
- (15) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部）
 - ア 防災訓練に関すること。
 - イ 防災思想の普及及び高揚に関すること。
 - ウ 調査研究に関すること。
 - エ 警報等の伝達に関すること。
 - オ 情報の収集に関すること。
 - カ 海難救助等に関すること。
 - キ 緊急輸送に関すること。
 - ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。

- ケ 流出油等の防除に関する事。
- コ 海上交通安全の確保に関する事。
- サ 警戒区域の設定に関する事。
- シ 治安の維持に関する事。
- ス 危険物の保安措置に関する事。
- セ 広報に関する事。
- ソ 海洋環境の汚染防止に関する事。

(16) 中国四国地方環境事務所

- ア 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。
- イ 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関する事。
- ウ 家庭動物の保護等に係る支援に関する事。

(17) 中国四国防衛局

- 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整に関する事。

3 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関する事。
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事。
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事。
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事。
- (5) 通信支援及び人員物資の緊急輸送に関する事。
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事。
- (7) 危険物の保安及び除去に関する事。

4 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（四国支社）

- ア 郵便業務の運営の確保に関する事。
- イ 郵便局の窓口業務の維持に関する事。

(2) 日本銀行（松山支店）

- ア 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換えに関する事。
- イ 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の活用に関する事。
- ウ 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のためのあっせん・指導に関する事。
- エ 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関する事。
- オ 各種金融措置の広報に関する事。

(3) 日本赤十字社（愛媛県支部）

- ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事。
- イ 被災者に対する救援物資の配付に関する事。
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事。

- エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事。
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 住民に対する防災知識の普及に関する事。
 - イ 地震情報及びその他地震に関する情報の正確迅速な提供による住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集及び配分に関する事。
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
 - 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事。
- (6) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
 - ア 鉄道施設等の保全に関する事。
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。
 - ウ 災害時における旅客の安全確保に関する事。
 - エ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事。
- (7) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関する事。
 - イ 災害時における通信の確保に関する事。
 - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関する事。
 - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関する事。
 - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関する事。
- (8) 太陽石油株式会社（四国事業所）
 - 災害時の石油製品の安定的な供給・確保に関する事。
- (9) 日本通運株式会社（松山支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社松山支店、松山東支店、松山引越センター）、佐川急便株式会社（松山店、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
 - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。
- (10) 四国電力株式会社（松山支店）、四国電力送配電株式会社
 - ア 電力施設等の保全に関する事。
 - イ 電力供給の確保に関する事。
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関する事。
 - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関する事。
- (11) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置に関する事。
- (12) 独立行政法人国立病院機構（本部中国四国グループ）
 - ア 災害時における医療班の派遣又は派遣準備に関する事。
 - イ 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣に関する事。
 - ウ 災害時における国立病院機構の被災情報収集・通報に関する事。

- (13) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
- ア 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関する事。
 - イ 災害対策用物資の供給に関する事。

5 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社
- ア 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。
 - イ 災害時における旅客の安全確保に関する事。
 - ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関する事。
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
- 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関する事。
- (3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
- ア 検案時の協力に関する事。
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関する事。
- (4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、株式会社愛媛県新聞社
- ア 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関する事。
 - イ 津波に関する情報の正確かつ迅速な提供に関する事。
 - ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関する事。
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関する事。
- (5) 四国ガス株式会社
- ア ガス施設等の保全に関する事。
 - イ ガス供給の確保に関する事。
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧に関する事。
- (6) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会及び石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
- ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関する事。
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。
- (7) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- ア 災害ボランティア活動体制の整備に関する事。
 - イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。

6 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) 一般社団法人伊予医師会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- (2) 土地改良区
土地改良施設の整備及び保全に関すること。
- (3) えひめ中央農業協同組合及び伊予森林組合並びに伊予漁業協同組合、下灘漁業協同組合及び上灘漁業協同組合
 - ア 共同利用施設等の保全に関すること。
 - イ 被災組合員の援護に関すること。
 - ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (4) 伊予商工会議所及び双海中山商工会
 - ア 被災商工業者の援護に関すること。
 - イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (5) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関すること。
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関すること。
- (6) 一般社団法人愛媛県建設業協会
災害時における建設機械等の応援に関すること。
- (7) 社会福祉法人伊予市社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
 - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。
- (8) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設等利用者の安全確保に関すること。
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること。
- (9) 愛媛県警備業協会
災害時の道路交差点での交通整理支援に関すること。
- (10) 病院等経営者
 - ア 災害時における負傷者等の医療、助産等に関すること。
 - イ 被災時の病人等の収容及び保護に関すること。
 - ウ 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
- (11) 指定管理者
指定管理者制度下の施設の避難施設の指定に関すること。

1-2-4 住民・事業者

1 住民

- (1) 住民
 - ア 自助の実践に関すること。
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること。
 - ウ 食料、飲料水その他の生活必需品の備蓄に関すること。

(2) 自主防災組織

- ア 災害及び防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること。
- ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること。
- エ 市が実施する防災対策への協力に関すること。

2 事業者

- (1) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること。
- (2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること。
- (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること。
- (4) 災害応急対策の実施に関すること。
- (5) 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

第3章 津波発生の条件

1-3-1 地形・地質

本市は、愛媛県のほぼ中央に位置し、道後平野の西南部から四国山地の一部にわたり、西北は風光明媚な瀬戸内海に面している。東西に約 23 km、南北に約 21 km の広がりを持ち、面積は 194.44 km² となっている。

北部は道後平野の南端を占める平地で、南部は、中央構造線以北のなだらかな山々と、中央構造線以南の標高 900m 前後の急峻な山地となっている。

図1 地質図

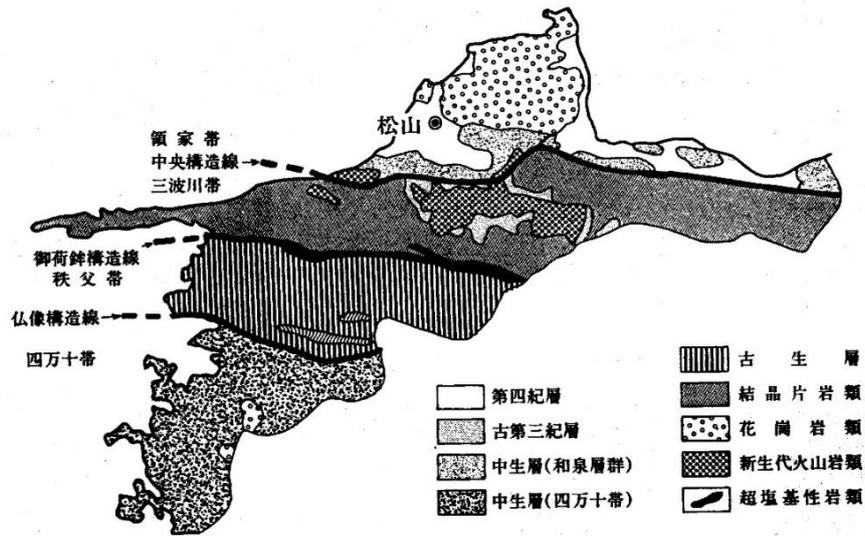
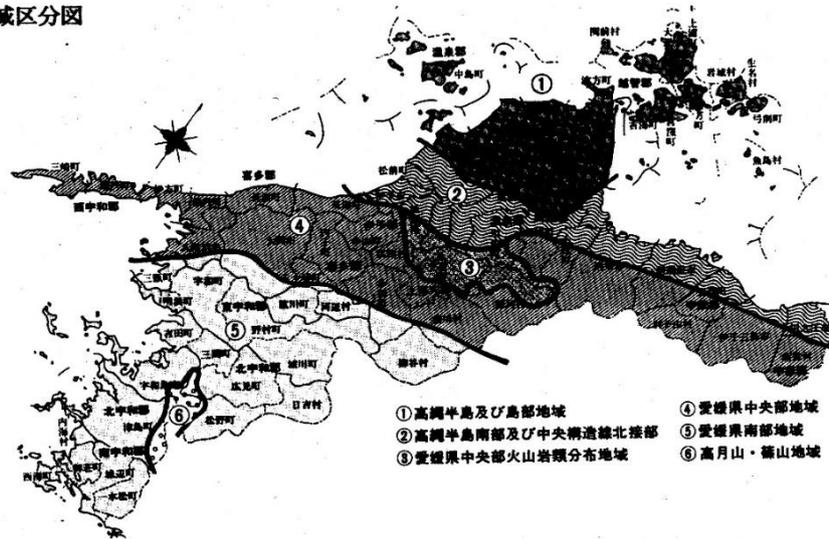


図2 地質地域区分図



1-3-2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7-12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9-11年度）愛媛県（平成8-11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

1 断層帯の位置及び形態

四国における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、地震調査委員会による長期評価では、佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象としている。全体として長さは約290kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

2 断層帯の過去の活動

四国東端の鳴門市付近から伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲では、16世紀に最新活動があったと推定される。この時には、鳴門市付近から佐田岬北西沖付近まで同時に活動したと推定されるが、複数の区間に分かれて活動した可能性もある。また、一つ前の活動では、石鎚断層及びこれより東側の区間（讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部）、石鎚山脈北縁の岡村断層からなる区間、川上断層及びこれより西側の区間（石鎚山脈北縁西部-伊予灘）の3つに分かれて活動したと推定される。

岡村断層は、その東半分が讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部の区間と並走し、また、西半分が石鎚山脈北縁西部-伊予灘の区間と並走する。各区間の1回の活動に伴う右横ずれ量は、讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部で6-7m程度、石鎚山脈北縁の岡村断層で6m程度、石鎚山脈北縁西部-伊予灘で2-3m程度であった可能性がある。それぞれの区間の平均的な活動間隔は、東側の讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部では、約1千-1千6百年、中央の岡村断層では、約1千-2千5百年、西側の石鎚山脈北縁西部-伊予灘では、約1千-2千9百年であった可能性がある。

3 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら3つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント名	石鎚山脈北縁西部 －伊予灘	石鎚山脈北縁（岡村 断層）	讃岐山脈南縁－石鎚 山脈北縁東部
構成断層	米湊・伊予・伊予灘 東部・伊予灘西部	岡村	石鎚・畑野・寒川・ 佐野池田
長さ	約 130km	約 30km	約 130km
マグニチュード	8.0 程度 若しくはそれ以上	7.3－8.0 程度	8.0 程度 若しくはそれ以上
ずれの量	2－3m 程度	6m 程度	6－7m 程度
最新活動時期	16 世紀	16 世紀	16 世紀
再来間隔	約 1,000－2,900 年	約 1,000－2,500 年	約 1,000－1,600 年
地震後経過率 (T/R)	0.1－0.5	0.2－0.5	0.3－0.5
発生確率 (30 年以内)	ほぼ 0－0.4%	ほぼ 0－0.4%	ほぼ 0－0.4%
断層面	高角度北傾斜 (深さ 2km 以浅)	北傾斜 30°－40° (深さ 5km 以浅)	北傾斜 30°－40° (深さ 5km 以浅)

1－3－3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

1 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約 700 km の細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という。）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

2 過去の地震について

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっている。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する。）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量を基に次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現在では昭和東南海・南海地震の発生から既に約70年が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

3 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。

また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。なお、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。

しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いと、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握する

ことは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約 2,000 年前の津波堆積物はその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707 年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

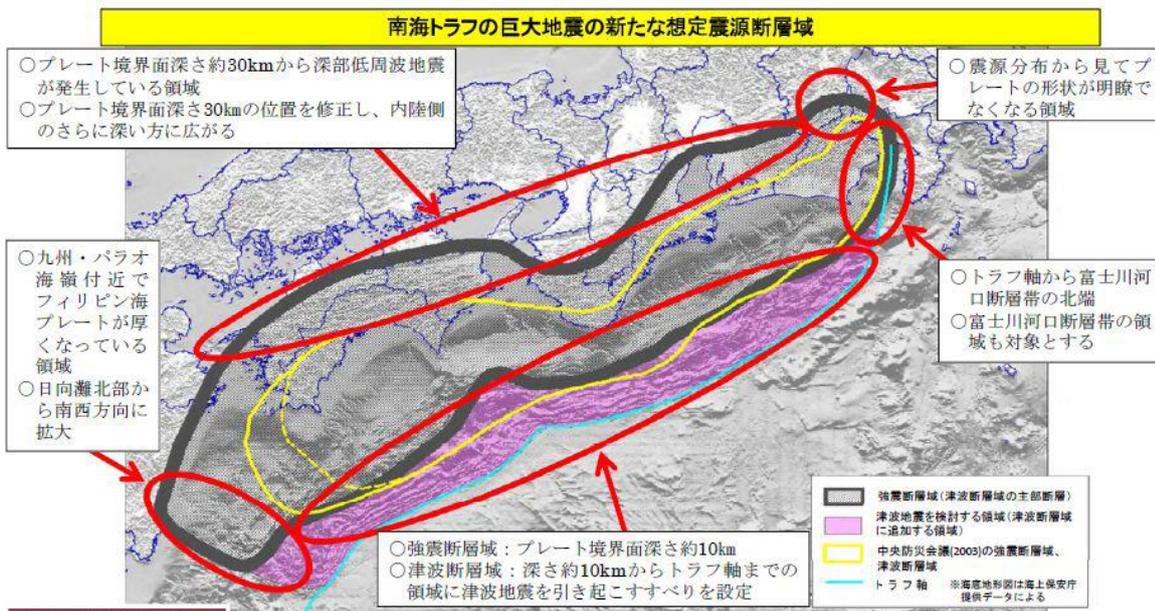
上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

4 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された 88.2 年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後 30 年以内の地震発生確率は 70% から 80% 程度となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものと考えられる。

(南海トラフ巨大地震の想定震源断層域)



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成 25 年 3 月 31 日公表

1-3-4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ 40～60 km）が破壊する（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）である。

1-3-5 地震・津波被害想定

1 調査背景

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、中央防災会議（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会）は、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とした。

この指摘を受け、内閣府（南海トラフの巨大地震モデル検討会）は、南海トラフにおける発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波について平成24年8月29日（震度分布、津波高等）に想定結果を公表し、さらに、中央防災会議（防災対策推進検討会議（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ））において、南海トラフ巨大地震の被害想定を平成24年8月29日（人的・物的被害等）と平成25年3月18日（経済被害等）に公表している。

一方、愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、本県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

2 調査の目的

愛媛県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

3 調査の内容

- (1) 地震動・液状化・土砂災害の想定
- (2) 津波の想定
- (3) 建物被害
- (4) 屋外転倒、落下物の発生

- (5) 人的被害
- (6) ライフライン被害
- (7) 交通施設被害
- (8) 生活支障
- (9) その他被害
- (10) 経済被害(直接被害)
- (11) 被災シナリオ

4 前提条件

- (1) 季節、時刻等の想定シーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

- (2) 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

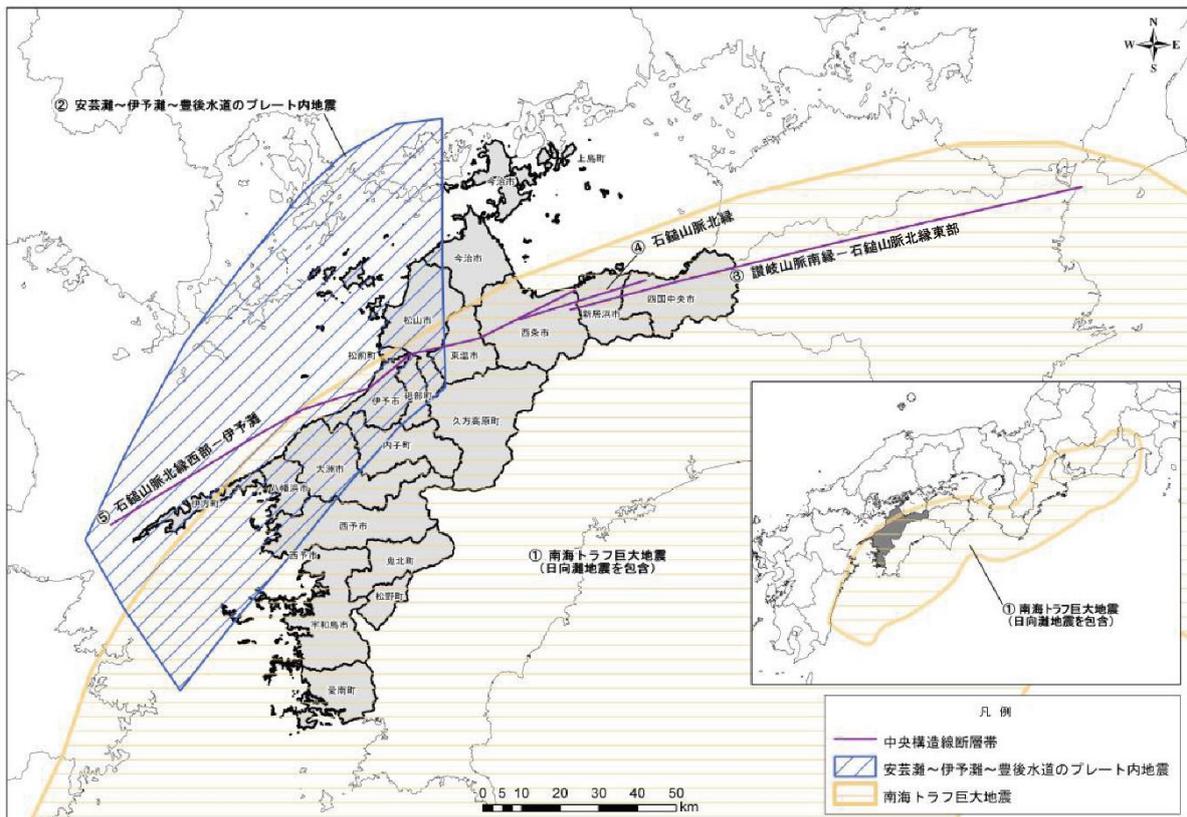
想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

5 想定地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

(地震の想定)

区分	名称	マグニチュード [※]
(1) 海溝型地震	①南海トラフ巨大地震	9.0(津波 9.1)
	②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震)	7.4
(2) 内陸型地震	③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震(中央構造線断層帯)	8.0
	④石鎚山脈北縁(岡村断層)の地震(中央構造線断層帯)	7.3
	⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震(中央構造線断層帯)	8.0



6 想定結果

(1) 地震動

(各想定地震における市町別最大震度)

市町名	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震		讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北 縁東部の地震	石鎚山脈北縁 の地震	石鎚山脈北縁 西部－伊予灘 の地震
	想定地震 ①	想定地震 ②	想定地震 ②'	想定地震 ③	想定地震 ④	想定地震 ⑤
松山市	7	6 強	6 弱	6 弱	5 強	6 強
今治市	6 強	6 弱	5 強	6 弱	6 弱	6 強
宇和島市	7	5 強	6 弱	4	3	5 強
八幡浜市	7	6 弱	6 強	4	4	6 弱
新居浜市	7	5 強	5 弱	7	7	6 強
西条市	7	6 弱	5 強	6 強	6 強	7
大洲市	7	6 弱	6 弱	4	4	6 強
伊予市	7	6 弱	5 強	5 弱	5 弱	6 強
四国中央市	7	5 弱	4	7	6 強	6 弱
西予市	7	6 弱	6 強	4	4	6 弱
東温市	6 強	5 強	5 強	5 強	5 弱	6 強
上島町	6 強	5 強	4	6 強	5 強	5 強
久万高原町	6 強	5 強	5 弱	5 強	5 強	6 弱
松前町	7	6 弱	6 弱	5 強	5 弱	6 強
砥部町	6 強	5 強	5 強	5 弱	5 弱	6 弱
内子町	6 強	5 強	5 強	4	4	6 弱
伊方町	7	6 弱	6 強	4	4	7
松野町	6 強	5 弱	5 弱	3	3	5 弱
鬼北町	7	5 弱	5 強	4	4	5 弱
愛南町	7	5 弱	6 弱	3	3	5 弱

(2) 津波

市町名	最短津波到達時間 (分)						最高津波水位
	±20 cm	+1m※	+2m	+3m	+5m	+10m	
四国中央市	5	231	—	—	—	—	404
新居浜市	11	235	—	—	—	—	451
西条市	5	222	—	—	—	—	461
上島町	5	355	—	—	—	—	421
今治市	4	161	—	—	—	—	448
松山市	4	115	198	—	—	—	199
松前町	5	113	134	—	—	—	185
伊予市	4	25	126	—	—	—	181
大洲市	4	28	134	—	—	—	155
八幡浜市※	5(4)	51(32)	56(135)	59	66	—	72
伊方町	4	46	47	50	50	58	59
西予市	4	48	55	56	74	—	81
宇和島市	4	19	28	32	37	—	48
愛南町	4	14	18	19	23	30	35

ア 津波到達時間

※八幡浜市は宇和海側の数値を記載。なお、()内に伊予灘側の数値を参考記載。

※+1m：津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間(+2m以上も同様)

イ 最高津波水位及び浸水面積

市町名	最高津波水位			浸水面積 (ha)
	(T. P. m)	うち朔望平均満潮位(m)	うち津波波高(m)	
四国中央市	3.6	1.8	1.8	631
新居浜市	3.4	1.9	1.5	955
西条市	3.4	1.9	1.5	3,360
上島町	3.1	1.9	1.2	136
今治市	3.3	1.9	1.5	1,407
松山市	3.9	1.8	2.1	1,041
松前町	4.2	1.8	2.4	488
伊予市	4.3	1.8	2.5	277
大洲市	3.9	1.6	2.3	93
八幡浜市	9.1	1.0	8.1	477
伊方町	21.3	1.0	20.3	321
西予市	9.3	1.0	8.3	358
宇和島市	10.1	1.1	9.0	1,662
愛南町	16.7	1.1	15.6	788
県計	—	—	—	11,995

(3) 液状化危険度の想定

液状化とは、地下水を豊富に含んだ砂質地盤が、地震動によって高くなった地下水圧により、砂の粒子間の結合と摩擦力が低下し、液体のように緩んで動く現象のことであり、流動化現象とも呼ばれる。このため、水・砂・泥を高く吹き上げる噴砂、噴泥によって地盤が盛り上がり、不同沈下、陥没を生じたりするもので、建物や土木構造物の転倒、沈下及び傾斜につながる。液状化により、発生する可能性がある被害は次のようなものである。

ア 地中のガス管、上・下水道管、地下埋設物等、軽量構造物の浮上

イ 杭等の深い基礎で支えていない建物、橋りょう等の重量構造物の沈下・傾斜

ウ 堤防等、盛土の基礎地盤の液状化に伴う構造物沈下やすべり破壊の発生

エ 護岸や擁壁の側方流動、押し出し等

液状化の危険度については、「液状化危険度は極めて高い」、「液状化危険度はかなり高い」、「液状化危険度は高い」、「液状化危険度は低い」、「液状化危険度はかなり低い」の5段階に区分されており、本市における想定地震時の液状化危険度は次のとおりである。

本市の場合、「①南海トラフ巨大地震」、「⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（中央構造線断層帯）」場合、低地部では大きな地震動が想定され、松前町境の海岸側を中心として、液状化危険度は極めて高いと想定されているほか、「②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震」でも液状化危険度は高いと想定されている。

また、いずれの場合においても、上灘川流域では、内陸部に比べP L値が高くなることに留意する必要がある。

(液状化危険度の想定)

想定地震	想定ケース等	最大値	液状化 P L 値 面積割合					
			30<PL	15<PL≤30	5<PL≤15	0<P≤5	PL=0	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	31.7	0.0%	1.6%	5.8%	3.1%	89.5%	
	陸側ケース	50.6	1.3%	5.4%	2.7%	1.3%	89.2%	
	東側ケース	31.7	0.0%	2.5%	4.9%	3.1%	89.5%	
	西側ケース	26.5	0.0%	1.3%	6.1%	3.1%	89.5%	
	経験的手法	46.0	0.0%	6.8%	2.7%	1.3%	89.2%	
②安芸灘～伊予灘 ～豊後水道のプレート内地震	北側	ケース1 (北から破壊)	25.6	0.0%	0.7%	6.0%	3.4%	89.9%
		ケース2 (南から破壊)	24.2	0.0%	1.2%	6.1%	2.8%	89.9%
	南側	ケース1 (北から破壊)	19.0	0.0%	0.0%	2.7%	7.6%	89.7%
		ケース2 (南から破壊)	12.9	0.0%	0.0%	1.1%	8.9%	90.0%
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈 北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	ケース1 (東から破壊)	2.4	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	97.8%	
	ケース2 (西から破壊)	5.8	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	95.0%	
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	ケース1 (東から破壊)	5.2	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	97.7%	
	ケース2 (西から破壊)	4.4	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	97.4%	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘 （中央構造線断層帯）の地震	ケース1 (東から破壊)	40.5	0.0%	2.1%	6.1%	2.6%	89.2%	
	ケース2 (西から破壊)	37.9	0.0%	1.5%	6.6%	2.7%	89.2%	

※ 四捨五入の関係で値が表示されない(0.0%)、合計が100%にならない場合がある。

< P L 値と液状化危険度の関係 >

- 30.0 < P L : 液状化危険度は極めて高い。
 15.0 < P L ≤ 30.0 : 液状化危険度はかなり高い。
 5.0 < P L ≤ 15.0 : 液状化危険度は高い。
 0.0 < P L ≤ 5.0 : 液状化危険度は低い。
 P L = 0.0 : 液状化危険度はかなり低い。

(4) 土砂災害危険度の想定

大規模地震では、地震動の影響により斜面崩壊や地すべりといった土砂移動現象が引き起こされ、人命や建物等に被害が生じることが考えられる。

土砂災害危険度の想定については、①急傾斜地崩壊危険箇所、②山腹崩壊危険地区、③地すべり危険箇所（砂防）、④地すべり危険地区（森林）、⑤地すべり危険地区（農地）（本計画においては、地すべりに関して③～⑤をひとつにまとめ「地すべり危険地区等」として示している。）で、それぞれ「A：危険度が高い」、「B：危険度がやや高い」、「C：危険度が低い」の3段階に区分された危険度ランクが次のとおり示されている。

なお、斜面崩壊や地すべりの現象は、個々の箇所における詳細な土質条件や斜面への入力地震動などによって発生の可能性は大きく左右されるものであり、また、斜面における水文条件等によって安定性も変化する。すなわちここで示した危険度ランクは、相対的な土砂災害危険性をあらわしたもので、崩壊・地すべりの発生の有無を直接的に評価したものではない。

ただし、全国で発生した既往地震において、震度5以上になるといずれかの斜面で崩壊が発生することも分かっており、特に危険度がAランクとなる箇所については崩壊に至る可能性が高く、また、危険度Bランクの箇所についても崩壊に至る可能性があると考えておくべきである。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害危険度については、「①南海トラフ巨大地震」、「②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側）」及び「⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（中央構造線断層帯）」で危険度がAランクの箇所が分布すると想定されている。

（急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害危険度の想定）

想定地震	合計	急傾斜地崩壊危険箇所数			
		A	B	C	
①南海トラフ巨大地震	320	313	7	0	
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	北側	320	27	208	85
	南側	320	10	217	93
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）	320	0	1	319	
④石鎚山脈北縁の地震（中央構造線断層帯）	320	0	1	319	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（中央構造線断層帯）	320	236	82	2	

イ 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区の土砂災害危険度については、「①南海トラフ巨大地震」及び「⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（中央構造線断層帯）」で危険度がAランクの箇所が分布すると想定されている。

（山腹崩壊危険地区の土砂災害危険度の想定）

想定地震		合計	山腹崩壊危険地区		
			A	B	C
①南海トラフ巨大地震		154	72	80	2
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	北側	154	0	31	123
	南側	154	0	30	124
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）		154	0	0	154
④石鎚山脈北縁の地震（中央構造線断層帯）		154	0	0	154
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（中央構造線断層帯）		154	30	45	79

ウ 地すべり危険地区等

地すべり危険地区等（地すべり危険箇所（砂防）、地すべり危険地区（森林）及び地すべり危険地区（農地）の各ランクにおける合計箇所数）の土砂災害危険度については、「①南海トラフ巨大地震」及び「⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（中央構造線断層帯）」で危険度がAランクの箇所が分布すると想定されている。

（地すべり危険地区等の土砂災害危険度の想定）

想定地震		合計	地すべり危険地区等		
			A	B	C
①南海トラフ巨大地震		74	45	29	0
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	北側	74	0	19	55
	南側	74	0	19	55
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）		74	0	0	74
④石鎚山脈北縁の地震（中央構造線断層帯）		74	0	0	74
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（中央構造線断層帯）		74	19	27	28

7 津波の想定

(1) 伊予灘における最大クラスの津波の想定

本市では、これまで大きな津波の被害は記録されていないものの、伊予灘に面しており、地震による津波の影響を受けることが想定されている。

県は、津波防災地域づくり法に基づき、「津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.00」（平成 24 年 10 月 国土交通省水管理・国土保全局海岸室 国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室）に従って、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を推計しており、愛媛県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府が検討した南海トラフ巨大地震の 11 モデルのうち、本市を含む伊予灘沿岸については、次の 2 つのモデルを選定している。

(津波の想定)

地域海岸名	ケース区分		大すべり域、超大すべり域
伊予灘	基本的	大すべり域、超大すべり域が 1 箇所のパターン	駿河湾～紀伊半島沖
	その他派生的	大すべり域、超大すべり域が 2 箇所のパターン	室戸岬沖 日向灘

(2) 津波水位

南海トラフ巨大地震は震源が太平洋側にあるため、宇和海側は外洋からの津波の影響が大きく波高が高くなるのに対して、瀬戸内側は佐田岬半島を迂回して瀬戸内海側に津波が侵入する際に波高が低くなるのが大きな特徴である。

本市の代表的な地点における最高津波水位は、次のとおりである。

なお、市内で最も津波水位が高くなるのは、伊予市森地点と想定されている。

(最高津波水位)

地点名	最高津波水位		
	(T. P+m)	うち朔望平均満潮位 (m)	うち津波波高 (m)
伊予港	4.2	1.8	2.4
森漁港	4.3	1.8	2.5

(注) 1 「津波の水位」は、海岸線から沖合約 30m 地点における津波の水位を標高で表示しているものである。

2 気象庁が発表する津波の高さは平常潮位（津波がなかった場合の同じ時間の潮位）からの高さであるので、津波水位、津波波高とは異なる。

3 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位:T. P+m）として表示している。

4 津波水位は地盤変動量を考慮している。

(3) 津波到達時間

地震発生後の海面（地震による地盤の沈降に伴う海面の低下を考慮した後）から+1m、+2m、+3m、+5m、+10mの変動が生じたときの時間を津波到達時間とした、海面変動影響開始時間（±20cm）及び最高津波水位到達時間は次のとおりである。

なお、本市を含む伊予灘の沿岸でも+1mの津波到達時間が早いところがあるが、これは海面変動影響開始時間と同様に、海域では傾きの生じた海面により生じた流れによる海面変動の影響によるものと考えられ、必ずしも震源域から伝播してくる直接的な津波の影響を示すものではない。

（最短津波到達時間） (分)

代表地点名	海面変動影響 開始時間 (±20cm)	+1m	+2m	+3m	+5m	+10m	最高津波水位到達時間
伊予港	6	111	132	-	-	-	186
豊田漁港	4	27	-	-	-	-	332

(4) 浸水面積

今回の津波浸水想定による浸水面積は、次のとおりである。

伊予灘は、津波水位が最大4.3m程度であり、本市においては、5m以上の浸水域は想定されていない。

（伊予市の浸水面積） (ha)

	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
伊予市	277	250	108	3	-	-

(5) 最大浸水深

最大浸水深は、局所的な地盤の高さにより影響を受けるものである。津波水位の高い宇和海側では約8.7～21mであるのに対し、伊予灘では約2.5～7.6mとなっており、本市における最大浸水深は、2.8mと想定されている。

8 地震・津波被害想定調査結果

愛媛県地震被害想定調査（最終報告）による、本市の被害想定調査結果をまとめると次のとおりである。

なお、被害の想定に当たっては、想定される地震のうち、本市で最も震度が大きくなる南海トラフ巨大地震（陸側ケース）とし、人的被害想定については、避難行動がとりにくく、家屋倒壊による死者が発生する危険性が最も高い冬深夜の場合、人的被害想定以外は火災の影響度が非常に高い冬 18 時の場合としている。

（地震・津波被害想定ケース）

地震名	南海トラフ巨大地震（陸側ケース）
想定シーン	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬 18 時
風速	冬深夜：9.9 m/s（風向き S） 冬 18 時：9.5 m/s（風向き NW）

(1) 建物被害

建物被害については、地盤が軟らかい地域を中心とした揺れによる被害と地震に伴う火災による被害が大きいと想定されている。

（建物被害）

建物総数		30,909 棟
揺れ	全壊	1,559 棟 (5.0%)
	半壊	3,814 棟 (12.3%)
液状化	全壊	297 棟 (1.0%)
	半壊	362 棟 (1.2%)
土砂災害	全壊	43 棟 (0.1%)
	半壊	99 棟 (0.3%)
津波	全壊	100 棟 (0.3%)
	半壊	375 棟 (1.2%)
火災	焼失棟数	4,877 棟 (15.8%)
	焼失面積	196.67 ha (—)

(2) 屋外転倒及び落下物の発生

屋外転倒及び落下物については、木造住宅地域を中心にブロック塀等の転倒数被害が発生すると想定されている。

（屋外転倒及び落下物の発生）

ブロック塀・自動販売機等の転倒数	ブロック塀	432 件
	石塀	241 件
	コンクリート塀	92 件
	自動販売機	13 台
屋外落下物が発生する建物棟数	飛散物	664 棟
	非飛散物	664 棟

(3) 人的被害

津波を想定した南海トラフ巨大地震では、どのような想定シーン、風速においても死者、負傷者及び重傷者数とも津波を原因とする死者数が最も多く、次いで建物倒壊を原因とする死者数が多くなっている。

なお、想定シーン別の被害傾向を見ると、建物倒壊、土砂災害及び津波を原因とする被害については、屋内滞留人口が最も多く、避難開始時間、避難速度が遅くなる深夜において、死者数が最大となっている一方、火災を原因とする被害では、出火件数と風速の影響を受けるため、出火件数が多く、延焼が多い冬 18 時、強風時における死者数が多くなるほか、ブロック塀等の倒壊を原因とする被害は、屋外人口の影響を受けるため、屋外人口が多い夕方 18 時における死者数が多くなる。

(人的被害)

人的被害	建物倒壊	死者数	86 人	
		負傷者数 (うち重傷者数)	1,077 人 (172 人)	
	屋内収容物移動等	死者数	5 人	
		負傷者数 (うち重傷者数)	80 人 (17 人)	
	土砂災害	死者数	4 人	
		負傷者数 (うち重傷者数)	5 人 (2 人)	
	津波	死者数	432 人	
		負傷者数 (うち重傷者数)	19 人 (6 人)	
	火災	死者数	30 人	
		負傷者数 (うち重傷者数)	55 人 (15 人)	
	ブロック塀の倒壊等	死者数	0 人	
		負傷者数 (うち重傷者数)	0 人 (0 人)	
	屋外落下物	死者数	0 人	
		負傷者数 (うち重傷者数)	0 人 (0 人)	
	合計	死者数	557 人	
		負傷者数 (うち重傷者数)	1,236 人 (212 人)	
	揺れによる要救助者数 (自力脱出困難者数)		要救助者数	247 人
	津波被害に伴う要救助者・捜索者		要救助者	2 人
要捜索者			451 人	

(4) ライフライン被害

ライフライン被害については、発災直後において、上水道断水人口率は 80.0%、下水道支障人口率は 74.2%、停電軒数率は 92.2%、固定電話不通回線数率は 92.0%といずれの施設においても大部分の箇所での機能が麻痺することが想定されているが、LPガス供給停止戸数については、都市ガスに比べ被害の程度が低い想定となっている。

(ライフライン被害)

上水道 断水人口	給水人口（上水道＋簡易水道）		35,232 人	
	断水人口	直後	28,173 人	80.0%
		1 日後	27,295 人	77.5%
		1 週間後	21,606 人	61.3%
		1 か月後	5,171 人	14.7%
下水道 支障人口	処理人口（下水道、農業集落排水、簡易排水）		20,600 人	
	支障人口	直後	15,284 人	74.2%
		1 日後	12,161 人	59.0%
		1 週間後	4,419 人	21.5%
		1 か月後	169 人	0.8%
停電軒数	電灯軒数		19,553 軒	
	停電軒数	直後	18,033 軒	92.2%
		1 日後	8,541 軒	43.7%
		2 日後	4,643 軒	23.7%
		1 週間後	141 軒	0.7%
固定電話 不通回線数	回線数		30,100 回線	
	不通回線数	直後	27,697 回線	92.0%
		1 日後	25,329 回線	84.1%
		1 週間後	6,076 回線	20.2%
		1 か月後	2,762 回線	9.2%
携帯電話支障ランク		停電率	92.2%	
		不通回線率	2.2%	
		携帯電話不通ランク※	A※	
LPガス 供給停止 戸数	消費者戸数		10,824 戸	
	LPガス 停止戸数	容器転倒	307 戸	2.8%
		ガス漏えい	214 戸	2.0%

※ 携帯電話不通ランク

- A：停電率・不通回線率のどちらか一方が 50%を超える。
- B：停電率・不通回線率のどちらか一方が 40%を超える。
- C：停電率・不通回線率のどちらか一方が 30%を超える。
- D：停電率・不通回線率のどちらも 30%以下

(5) 交通施設被害

道路施設被害については、応急活動上の物資・要因等の広域的緊急輸送を行う「緊急輸送道路」を調査対象として被害を算定している。道路路線別でみると、県内においても国道56号線が最も被害が多くなっている。

また、港湾・漁港施設被害については、防災拠点漁港に指定されている豊田漁港においても係留施設の被害が8箇所想定されている。

(交通施設被害)

道路施設被害 (緊急輸送道路) ※市外を含む。	第一次 緊急輸送 道路	四国縦貫自動車道	道路総延長		133,663m
			津波浸水延長		0m
			被害箇所数	津波浸水域外	23箇所
				津波浸水域内	0箇所
		一般国道56号	道路総延長		167,703m
			津波浸水延長		18,837m
			被害箇所数	津波浸水域外	31箇所
				津波浸水域内	13箇所
		一般国道378号	道路総延長		37,258m
			津波浸水延長		8,888m
			被害箇所数	津波浸水域外	2箇所
				津波浸水域内	2箇所
		(主)伊予川内線	道路総延長		20,409m
			津波浸水延長		193m
	被害箇所数		津波浸水域外	1箇所	
			津波浸水域内	0箇所	
	(主)松山伊予線	道路総延長		5,836m	
		津波浸水延長		0m	
		被害箇所数	津波浸水域外	0箇所	
			津波浸水域内	0箇所	
(主)伊予松山港線	道路総延長		11,376m		
	津波浸水延長		4,712m		
	被害箇所数	津波浸水域外	1箇所		
		津波浸水域内	0箇所		
(市)稲荷中村線	道路総延長		423m		
	津波浸水延長		0m		
	被害箇所数	津波浸水域外	0箇所		
		津波浸水域内	0箇所		
第二次 緊急輸送 道路	一般国道378号	道路総延長		79,222m	
		津波浸水延長		30,035m	
		被害箇所数	津波浸水域外	4箇所	
			津波浸水域内	9箇所	
鉄道施設被害	市内線路総延長			43.0km	
	市内津波浸水延長			2.9km	
	市内被害箇所数		地震	83箇所	
			津波	0箇所	
港湾施設被害	地方港湾 (県管理)	伊予港	岸壁	3箇所	
			その他係留施設	8箇所	

漁港被害	第2種	上灘漁港	岸壁	0箇所
			その他係留施設	6箇所
	第2種	豊田漁港	岸壁	0箇所
			その他係留施設	8箇所
	第1種	森漁港	岸壁	0箇所
			その他係留施設	3箇所
第1種	高野川漁港	岸壁	0箇所	
		その他係留施設	0箇所	

(6) 生活支障

地震発生後の全避難者数は、12,486人でそのうち、7,900人が避難所で生活すると想定されている。

1か月後の避難者数をみても、津波や建物の倒壊等により、いまだ多数の方が避難生活を余儀なくされており、ライフラインの復旧、仮設住宅の建設、応急住宅修理を含めた対策が必要となる。

また、救援物資については、大幅に不足することが予測されており、備蓄量の増加、家庭内備蓄の推進等の対策が必要となる。

(生活支障)

全避難者数 (避難所外避難者を含む。)	1日後		12,486人
	1週間後		12,977人
	1か月後		12,234人
避難所避難者数	1日後		7,900人
	1週間後		7,332人
	1か月後		3,670人
帰宅困難者	帰宅困難者数		5,542人
	居住ゾーン外への外出者数		8,793人
物資不足量	食料不足量	1～3日合計	57,592食
		4～7日合計	108,990食
	給水不足量	1～3日合計	129,577ℓ
		4～7日合計	237,806ℓ
	毛布不足量		15,299枚
医療対応力不足数	転院患者数		53人
	需要量	入院	262人
		外来	760人
	供給量	入院	39人
		外来	142人
	不足量	入院	223人
		外来	617人
仮設住宅必要世帯数			1,241世帯
仮設トイレ不足量	不足量	1日後	26基
		1週間後	24基
		1か月後	12基
	期間最大	不足量	26基
		発生日	1日後
	不足発生日		直後

(7) 避難所に避難する要配慮者

避難所に避難する要配慮者の区分は、障がい者（身体）の方が最も多く、次いで65歳以上の単身高齢者及び要介護認定者と続いている。

また、5歳未満の乳幼児の占める割合も比較的高くなることに留意する必要がある。

(避難所に避難する要配慮者)

	1日後	1週間後	1か月後
要配慮者全体	1,577人	1,463人	733人
65歳以上の単身高齢者	333人	309人	155人
5歳未満の乳幼児	277人	257人	129人
障がい者（身体）	397人	369人	184人
障がい者（知的）	69人	64人	32人
障がい者（精神）	36人	34人	17人
要介護認定者	325人	302人	151人
難病患者	57人	53人	27人
妊産婦	43人	40人	20人
外国人	38人	35人	18人

(8) その他の被害

その他の被害については、次のとおりである。

(その他の被害)

災害廃棄物発生量	災害廃棄物	可燃物	3.77万t
		不燃物	38.89万t
	津波堆積物		7.5～15.9万t
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数		29人
	停止台数		92台
道路リンク閉塞率 (幅員13m未満の道路延長に対する割合)		0%	53.5%
		0～2%未満	5.7%
		2～5%未満	12.5%
		5～10%未満	13.0%
		10～20%未満	12.2%
		20～50%未満	3.1%
		50%超	0.0%
人工造成地による建物被害		全壊	0棟
		半壊	0棟
文化財被害数	文化財数		1棟
	揺れ		0棟
	火災		0棟
	津波		0棟

孤立の可能性 がある集落	農業集落	(集落)	10 集落
		(世帯)	678 世帯
	漁業集落	(集落)	4 集落
		(世帯)	807 世帯
ため池被害	ため池数		142 箇所
	保全対象数		13,828 世帯
	危険度ランク箇所 ^{※1}	A	50 箇所
		B	60 箇所
		C	32 箇所
	影響世帯数 ^{※1}	A	5,057 世帯
		B	8,018 世帯
C		753 世帯	
漁業施設	漁船数		215 隻
	漁船被害数		136 隻
	漁船被害率		63.30%
重要施設機能支障評価 ^{※2}	災害対策拠点となる 施設、消防活動の 拠点施設等	使用可能	3 箇所
		一部制限	3 箇所
		支障有	1 箇所
	避難拠点施設	使用可能	21 箇所
		一部制限	16 箇所
		支障有	23 箇所
	医療拠点施設	使用可能	1 箇所
		一部制限	0 箇所
		支障有	1 箇所
農地被害	液状化被害面積		6,948,299 m ²
	津波被害面積		343,592 m ²

※1 ため池被害危険度ランク箇所

A・・・ため池の破堤による災害発生の危険性が高い。

B・・・ため池の破堤による災害発生の危険性がやや高い。

C・・・ため池の破堤による災害発生の危険性は低い。

※2 重要施設機能支障評価

使用可能・・・使用可能である。

一部制限・・・おおむね使用可能である。

支障有・・・機能に支障をきたす可能性がある。

第4章 調査研究計画

1-4-1 防災アセスメントの実施

地域の災害危険性を科学的・総合的に把握することは、市地域防災計画を作成する上でその基礎となるものである。

市は、計画の見直しに当たって、防災アセスメントを実施するなど、その把握に努めるものとする。

なお、この場合、市においては、基礎アセスメント（地域の現状、危険箇所等の把握）の実施でほぼ十分な成果が得られるものと考えられるので、基礎アセスメントを実施するものとする。

また、防災アセスメントは、環境や住民のニーズなど社会情勢の変化等に対応して適正な時期に実施するものとする。

防災アセスメントとは、主として災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱地盤、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の危険性を把握する作業を行い、次の要領で実施するものとする。

1 災害誘因の検討

基礎アセスメントは、まず地域に影響を及ぼす災害誘因、すなわち地震、台風、豪雨等を抽出するものとする。

2 災害素因の検討

災害誘因の検討の次には、地域に内在する災害素因、すなわち災害に対する地域の脆弱性の原因を逐一知ることが必要である。災害素因には、軟弱地盤、急傾斜地、低湿地等の自然的な素因と、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等の社会的な素因があり、これらの災害素因による危険地域や危険性を把握するものとする。

3 災害履歴の検討

過去に発生した災害を取り上げ、どのような条件の下で、どのような地域で発生したかなどを検討し、地域の災害に対する癖を具体的に把握するものとする。

また、この作業は、上記1及び2の検討からは漏れた危険地域や危険性を把握する上でも重要である。

4 土地利用の変遷の検討

災害素因がどの地域でどのように集積・拡大してきたか、その結果どのような危険地域や危険性が生まれたか、今後どの地域で危険性が高まると考えられるかなどを把握するものとする。

そのために、災害素因の集積・拡大と深いかかわりのある土地利用の変遷を防災的視点から検討するものとする。上記2で現状の潜在的危険性を、上記3で顕在化

した危険性から地域の災害に対する癖を把握するのに対し、ここでは災害素因の集積・拡大の過程を動的に把握するものとする。

5 地域の危険性の総合的把握

上記1～4の調査からそれぞれ独立に得られた結果を重ね合わせることにより、総合的な地域の危険性を把握するものとする。

1-4-2 地区別防災カルテの作成

コミュニティレベルで地域の危害危険性を把握することは、より具体的かつきめ細かな市地域防災計画を作成する上で重要となるため、市は、地区別防災カルテの作成を検討するものとする。

地区別防災カルテとは、集落単位、広報区単位、学校区単位などに災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路、防災関係機関、人口の動態等を明らかにしたものであり、きめ細かな災害対策を実施するための基礎資料となるばかりでなく、住民の災害対策の指針として防災意識、防災知識の向上に資するものであり、その点を留意の上、作成する必要がある。

第5章 地震防災

県は、南海トラフ及び中央構造線活断層を震源とする地震等による災害から県土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業を実施することとしている。県における事業実施年度は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

本市においても、地震防災上整備すべき施設等について、地震防災緊急事業を次のとおり実施する。

1-5-1 対象地区

既往地震や想定地震等を勘案し、全市とする。

1-5-2 計画の初年度

計画の初年度は、令和3年度とする。

1-5-3 整備対象事業

- (1) 避難地の整備
都市公園事業（一次避難地の整備）
- (2) 消防用施設の整備
 - ア 救急業務高度化資機材
 - イ 水槽付消防ポンプ自動車
- (3) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するものの整備
- (4) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するものの整備
 - ア 非木造校舎補強事業
 - イ 改築事業
- (5) 農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なものの整備

第2編 災害予防対策

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保、住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本編においては、これらの災害予防活動及び対策について定めるものとする。

第1章 津波災害予防対策の基本的考え方

【危機管理課、未来づくり戦略室、土木管理課、都市住宅課、
農林水産課、水道課】

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

2-1-1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とするものとする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

2-1-2 津波想定に係る留意点

市は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、県が実施する被害想定に基づき、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意するものとする。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど、地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もあり得ることに留意するものとする。

第2章 防災思想・知識の普及

【危機管理課、総務課、学校教育課、社会教育課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市、県及び防災関係機関は、住民等に対して自主防災思想の普及・徹底を図り、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市、県及び関係機関は、津波警報等や避難情報の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行うとともに、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

2-2-1 市の活動

市は、津波防災対策の円滑な実施を確保するため、市職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、住民を対象に啓発活動を行うものとする。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の津波被害を最小限にとどめるため、地域の津波浸水予測範囲や避難路、指定避難所等を記載した津波ハザードマップを作成し、住民に配布することなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図るものとする（県防災条例第23条第1項、第24条第1項及び第2項）。

1 市職員に対する教育（県防災条例第34条）

市長は、市職員が的確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加するため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行うものとする。

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 市地域防災計画（津波災害対策編）と津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 市職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における津波防災対策
- (8) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援

(9) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)、(5)及び(6)については、毎年度各課等において、所属職員に対して十分に周知するものとする。

また、各課等は、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行うものとする。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努めるものとする。

2 教職員及び児童、生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、市職員に準じて教職員への教育を行うものとする。

また、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童、生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう、次のとおり、安全教育等の徹底を指導するものとする。

さらに、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等を基に、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定するものとする。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童、生徒等の発達の段階を考慮しながら、津波に関する基礎的知識を修得させるとともに、津波発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認等）の周知徹底を図るものとする。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の自然災害等について、継続的な防災教育に努めるものとする。
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせるものとする。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努めるものとする。

3 住民に対する防災知識の普及（県防災条例第9条第1項、第23条第2項及び第49条）

市及び市教育委員会は、津波発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県、大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催等により、津波及び防災に関する知識の普及・啓発を図るものとする。その際、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意するものとする。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 津波に関する基礎知識

- a 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等

よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

- b 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- c 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。
- d 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性など。

(イ) 津波警報等に関する知識

(ウ) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

- a 沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

b 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。

c 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことなど。

(エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(オ) 防災関係機関等が講じる津波防災対策等に関する知識

(カ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識

(キ) 津波浸水予測範囲に関する知識

(ク) 津波想定の不確実性

a 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

b 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

c 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

d 津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るなど。

(ケ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識

(コ) 非常持ち出し品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識

(サ) 応急手当等看護に関する知識

(シ) 避難生活に関する知識

(ス) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識

(セ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

(ソ) 早期自主避難の重要性に関する知識

(タ) 防災士の活動等に関する知識

イ 啓発の方法

(ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用

(イ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用

(ウ) 映画、資料映像等の利用

(エ) 講演会及び講習会の実施

- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) インターネット（ホームページ）の活用
- (キ) 各種ハザードマップ等の利用
- (ク) 視覚的周知

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意するものとする。

(2) 社会教育を通じた啓発

女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員それぞれの立場から地域の防災に寄与する意識の高揚を図るものとする。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級・集会、大会、学習会、研修会等において実施するものとする。

(3) 各種団体を通じた啓発

各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて津波防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設、その他不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、津波警報等の活用や、津波発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努めるものとする。

(5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

「えひめ防災の日（12月21日）」及び「えひめ防災週間（12月17日～12月23日の1週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるものとする。

(6) 相談コーナーの設置

それぞれの機関において所管する事項について、住民の津波防災対策に関する相談に積極的に応じるものとする。

(7) 津波災害警戒区域の周知

市は、県が指定している津波災害警戒区域について事前に把握し、津波災害

警戒区域の周知を図るものとする。

2-2-2 普及の際の留意点

1 津波ハザードマップの活用

ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。

また、ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

2 津波防災意識の向上のための防災教育

市は、どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施するものとする。

3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

4 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

5 防災と福祉の連携

市は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図るものとする。

第3章 住民の津波防災対策

【危機管理課、伊予消防署】

津波による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、津波や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、市は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努めるものとする（県防災条例第4条、第7条及び第8条）。

2-3-1 住民の果たすべき役割

住民は、津波災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動の下、平常時及び地震発生時において、おおむね次のような防災対策を実践するものとする（県防災条例第9条から第12条まで）。

- (1) 津波防災に関する知識の習得に努めること。
 - (2) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努めること。
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努めること。
 - (4) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び家族等との連絡方法を確認すること。
 - (5) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておくこと。
 - (6) 地域の防災マップの作成や、防災に関する行事にも積極的に参画し、住民の意見を反映させるとともに、津波浸水予測範囲の把握等に努めること。
 - (7) 負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策に努めること。
 - (8) 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておくこと（飲料水及び食料については最低7日分、うち3日分は非常用持ち出し。）。
- また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておくこと。
- (9) ラジオ等の情報収集の手段を確保すること。
 - (10) 市や地域で行う避難訓練に積極的に参画し、避難時の課題や自分で何ができるかを考え、それらをさらなる訓練の充実につなげること。
 - (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておくこと。
 - (12) 地域行事を活発に行うなど、日頃から地域の交流や支え合いを大切にし、地域の活性化や地域防災力の向上につなげること。
 - (13) 隣近所と津波発生時の協力について話し合うこと。

- (14) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めること。

2-3-2 市の活動

1 防災意識の啓発（県防災条例第23条）

市は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

2 防災情報の提供（県防災条例第24条第1項）

市は、県と連携し、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

2-3-3 自主防災組織等の活動

自主防災組織等は、「自分たちの命は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、平常時には防災知識の普及や啓発、地域の安全や設備の点検、防災訓練等を実施するよう努めるものとする。災害が発生した際には、被害を防止し軽減するため、実際に防災活動に当たる「実働部隊」として、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火・被災者の救出・避難誘導・避難所の運営などの役割を担った上で、次のような対策を実践するよう努めるものとする（県防災条例第25条）。

- (1) 若いリーダーの育成
- (2) 組織の編成と役割分担の明確化と住民への周知
- (3) 定期的な研修や訓練実施による組織力の向上、活性化
- (4) 行政と住民を繋ぐ役割の強化
- (5) 災害時の自主防災組織等の活動により、そのメンバーが被害に遭うようなことがないようにルールづくりをすること。
- (6) 避難行動要支援者の避難支援に対する取組みの促進
- (7) 消防団や近隣の自主防災組織とも交流を促進し、連携を図ること。
- (8) 広報区における活動やまちづくり活動など、地域の絆の強化を図ることによって、持続可能な防災活動を目指すこと。

2-3-4 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

また、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、

これを地区防災計画の素案として市に提案するものとする。

市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるように提案を受けた市は、必要があると認めるときは市地域防災計画に当該地区防災計画を定めるものとする。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

第4章 事業者の津波防災対策

【危機管理課、経済雇用戦略課】

津波による被害を軽減するためには、企業等の事業者が、津波発生時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、津波発生時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、市が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、市は、事業者が行う防災対策への支援に努めるものとする（県防災条例第6条）。

2-4-1 事業者の果たすべき役割

事業者は、津波から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び津波発生時において、おおむね次のような防災措置を行うこととしている。

1 平常時の実施事項（県防災条例第19条から第22条まで及び第48条）

- (1) 津波発生時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び津波発生時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努めること。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努めること。
- (3) 事業継続計画に基づき、津波発生時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めること。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努めること。
- (5) 津波発生時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内にとどまることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めること。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努めること。
- (7) 地域の津波防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めること。
- (8) 従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努めること。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めること。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努めること。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努めること。

- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努めること。

2 災害時の実施事項（県防災条例第40条、第41条及び第45条）

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努めること。
- (2) 地域の自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努めること。
- (3) 災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的の場所に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行うこと。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供及び避難誘導に努めること。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、市、県等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めること。

2-4-2 市の活動

1 防災意識の啓発（県防災条例第23条）

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努めるとともに、事業継続計画策定支援等高度なニーズ等にも的確に応えられるよう、環境整備に取り組むものとする。

2 防災情報の提供（県防災条例第24条第1項）

市は、県と連携し、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者を提供するものとする。

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

市は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援するものとする。

第5章 ボランティアの防災対策

【福祉課、子育て支援課、長寿介護課、社会教育課、伊予市社会福祉協議会】

市は、大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO、ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネーター等の養成や地域のNPO、ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努めるものとする（県防災条例第26条及び第33条）。

2-5-1 市の活動

1 災害救援ボランティアの養成・登録等（県防災条例第26条及び第33条）

市は、市社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行うものとする。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努めること。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行うこと。その際、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について、調査すること。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行うこと。その際、女性の参画促進に努めるものとする。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、NPO、ボランティア等及び中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るとともに、活動環境の整備を図ること。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めること。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供の方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努めるものとする。

3 県警察の活動

県警察は、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安の除去を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施や資機材の整備

等に関し助成その他の支援を行う。また、市は、その活動に全力で協力するものとする。

4 日本赤十字社愛媛県支部との連携

市は、日本赤十字社が通常行う活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 15 条第 2 項に基づき、日本赤十字社愛媛県支部、県・市社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行うものとする。

2-5-2 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報及び生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配付
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

第6章 津波防災訓練の実施

【危機管理課、伊予消防署】

市は、津波災害に対して防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、市又は県の地域防災計画（津波災害対策編）に定める津波災害応急対策について、市職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、市職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施するものとする。

訓練の実施に当たっては、津波避難訓練が効果的に行われるよう、モデル訓練の実施などについて、県へ協力を求め、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の情報伝達訓練や広域応援要請訓練などを積極的に実施するものとする。

2-6-1 市の活動

市は、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、避難所運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施、南海トラフ地震臨時情報等の発表を想定した訓練など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

さらに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

2-6-2 訓練実施の留意点

市は、県、公共機関等並びに自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO、ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

また、県及び県内市町間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。

訓練実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

また、救助・救急関係機関、県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

なお、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫するものとする（県防災条例第15条）。

2-6-3 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第7章 業務継続計画の策定

【全部署】

市は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

2-7-1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2-7-2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめられるよう、業務継続計画の策定に努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第8章 津波に強い地域づくり

【危機管理課、農林水産課、土木管理課、都市住宅課、長寿介護課、福祉課、水道課、学校教育課、社会教育課、伊予消防署】

2-8-1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

市は、県の協力の下、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。）の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

また、市、県及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。

なお、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとする。

さらに、老朽化した海岸保全施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする（県防災条例第34条第3項）。

2-8-2 津波に強い地域の形成

市は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進するものとする。

1 避難関連施設の整備

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。その際、必要に応じて、住民等の参加の下に高台移転も含めた総合的な市街地整備を検討するものとする。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

2 推進計画の策定

津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

3 計画相互の連携

津波対策の実効性を高めるためには、市地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係課による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努めるものとする。

4 津波災害警戒区域等に係る対策

- (1) 県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域^{*1}、津波災害特別警戒区域^{*2}や災害危険区域^{*3}の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講じることとしている。
- (2) 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、警報及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定めるものとする。
- (3) 市は、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について市地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定めるものとする。
- (4) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。
- (5) 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

また、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

※2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土

地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

※3 災害危険区域（建築基準法第39条）

災害津波等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために地方公共団体が定める区域

2-8-3 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設には全般的に老朽化した施設や堤防の嵩上げの必要な箇所が多い。このため、市は、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、各海岸管理者が実施する海岸の整備促進に協力し、住民の生命と財産を守るものとする。

なお、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図るものとする。

- (1) 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。）の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。
- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図るものとする。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- (4) 海岸保全施設等の整備に当たっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとする。
- (5) 老朽化した海岸保全施設等については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 津波防護施設については、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の策定に努め、計画的に整備するものとする。

2-8-4 避難関連施設の整備

1 指定緊急避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、

指定緊急避難場所の整備を行うものとする。

- (1) 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。
- (2) 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定するものとする。
- (3) 津波や火災等により、孤立するおそれのある指定緊急避難場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食料、雨や寒さ等への対策に努めるものとする。
- (4) さらに高いところへの移動が困難な指定緊急避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努めるものとする。
- (5) 上記(1)の指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

2 津波避難ビル等の整備・指定

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

また、市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

3 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意して避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

- (1) 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮するものとする。
- (2) 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮するものとする。
 - ア 避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難など。
 - イ 指定緊急避難場所が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回がする必要があり得ることや、避難路の途中に危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となり得ること。

2-8-5 公共施設等の津波対策

1 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

- (1) 建築物の耐浪化
- (2) 非常用電源の設置場所の工夫
- (3) 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄や燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

さらに、津波浸水想定地域における児童、生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努めるものとする。

2 浸水危険性の低い場所への誘導

上記1において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

2-8-6 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市は、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

1 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

2 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

3 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せ

ず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図るものとする。

4 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努めるものとする。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努めるものとする。

2-8-7 危険物等施設の安全確保

1 危険物等施設における安全性の確保、防災訓練の実施等の促進

市及び伊予消防署は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

2 「最大クラスの津波」への対応

高圧ガス施設の事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にするほか、高圧ガス容器等の流出防止対策等高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講じるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておくものとする。

3 「比較的頻度の高い津波」への対応

高圧ガス施設の事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講じるものとする。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行うものとする。

4 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

高圧ガス施設の事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的実施するものとする。

2-8-8 文化財の保護

1 所有者等の活動

文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとする。

- (1) 避難方法・避難場所の設定
- (2) 耐水性のある収蔵庫の整備
- (3) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

2 市教育委員会の活動

市教育委員会は、県教育委員会が行う、所有者等に対する指導助言に協力するものとする。

第9章 津波避難体制の整備

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、農林水産課、土木管理課、学校教育課、社会教育課、中山地域事務所、双海地域事務所、伊予消防署】

市は、津波からの迅速な避難の確保に係る取組を推進するとともに、自らが管理等を行う施設等に関する津波対策に万全を期すものとする。

2-9-1 伝達体制の整備

市は、様々な環境下にある住民等並びに市職員に対して警報等が確実に伝わるよう、県及び関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）、携帯電話（伊予市緊急時職員参集システム、緊急速報メール機能及びいよし安全・安心メールを含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。

港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び市との情報の共有化を図ることとしている（県防災条例第27条）。

1 伝達方法の検討

市は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討するものとする。

その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の発表や避難指示等の発令などの伝達体制を整えるものとする。

2 伝達手段の確保

市は、住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線及び職員参集システムの整備等を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保するものとする。

また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人及び監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておくものとする。監視場所の選定に当たっては、対応に当たる者の安全確保に留意するものとする。

3 避難指示等の発令基準の整備

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努めるものとする。

また、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

4 津波警報伝達等の訓練の実施

市は、関係機関と連携し、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施するものとする。

2-9-2 津波警戒等の周知徹底

市は、県と連携して住民等に対して、広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について広く周知啓発するものとする。

1 津波危険予想図の作成及び周知

県の協力の下、過去の津波災害事例及び現況調査等も参考に、津波危険予想図を作成するなど、住民への広報に努めるものとする。

2 避難経路・標識等の整備

県と連携して海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努めるものとする。

3 住民のとるべき行動についての周知徹底

津波浸水想定地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、津波避難ビル、高台又は指定緊急避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図るものとする。

2-9-3 指定緊急避難場所等の指定及び周知等

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される津波の緒元に応じ、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のための福祉避難所を含む。以下、本節において同様とする。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市地域防災計画に定めるものとする。

また、避難施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有するものとし、市が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるように平常時から関係地域住民に周知を図るものとする。

なお、指定避難所の指定に当たっては、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討するものとする。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、地震・津波災害時における指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、堅牢な高層建物の中・高層階を指定緊急避難場所として利用するいわゆる津難避難ビル等を活用するものとし、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討するものとする。

ア 災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

エ 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるように配置すること。

なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
オ 地区分けをする場合は、広報区等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するものとする。

加えて、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。

なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

イ 速やかに被災者等を受け入れ、生活必需品を配付することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ集団的に被災者等を収容できること。

2 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、指定避難所として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話やNTT西日本設置の特設公衆電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整

備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資に加え、マスク、消毒液といった衛生物資、パーテーション等の備蓄に努めるものとする。

加えて、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

3 指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所への避難路を指定するとともに、標識等の設置などにより、日頃から住民に対し周知徹底を図るものとする。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者と協議して、指定緊急避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進するものとする。
- (2) 突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルの確保に努めるものとする。
- (3) 津波危険予測図等に基づき指定緊急避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を行うものとする。
- (4) 津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、住民が主体となった津波避難訓練を実施するものとする。
- (5) 避難に時間を要する避難行動要支援者向けの支援プランの策定を行うものとする。
- (6) 指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、マニュアルを策定するものとする。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

- (7) あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

2-9-4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

1 河川、海岸、港湾及び漁港等

- (1) 市は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行うものとし、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

- (2) 市は、必要に応じ次の事項について別に定め、各種整備を行うものとする。

- ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速かつ確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- エ 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画
- オ 同報無線の整備等の方針・計画

2 急傾斜地崩壊防止施設等

市は、急傾斜地崩壊防止施設等の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努めるものとする。

3 道路

市は、他の道路管理者と連携の下、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の管理する道路について、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施するものとする。

(1) 道路防災対策及び改良整備

津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた道路の橋りょう、法面等及び未改良区間について緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他、緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施するものとする。

(2) 円滑な避難誘導支援対策

津波警報発令時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努めるものとし、併せて、落下・倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努めるものとする。

(3) 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加するものとする。

(4) 道路施設の長寿命化対策

道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努めるものとする。

2-9-5 住民等の避難誘導體制

1 津波避難計画の策定

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定

区域、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

2 津波浸水想定区域における津波避難訓練の実施

愛媛県津波浸水想定で水深 30cm 以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震特別措置法施行令第 3 条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を策定するとともに、訓練等の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

3 自動車運転者への啓発

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

4 避難誘導・支援者の安全確保

市は、県と連携の下、消防職団員、警察官、市職員等防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

5 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

また、県と連携の下、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

さらに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2-9-6 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市及び伊予消防署は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市及び伊予消防署は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

2-9-7 交通対策

1 道路

市は、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、発災後の道路の障害物除去等による道路啓開、応急復旧などに必要な人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図るとともに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2 海上

市は、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者と協力して検討を推進するものとする。

2-9-8 市自らが管理等を行う施設等に関する津波対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する市庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、医療施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、県防災通信システム（地上系・衛星系）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 診療所等

重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校、研修所等

(ア) 市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校）は、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設等

重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 市災害対策本部又はその支部が設置される市庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置を講じるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合はその施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 市地域防災計画に定める指定避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

- (3) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定に関し、県有施設の活用等も含め協力することとしている。

3 工事中の建築等に対する措置

津波警報等が発表された場合、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第10章 孤立地区対策

【危機管理課、農林水産課、土木管理課、地域事務所】

津波が発生した場合に、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されることで孤立するおそれのある地区について、市は、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、次の事項に留意して迅速な応急対策を可能にする体制を整備するものとする（県防災条例第27条第2項、第28条第5項）。

2-10-1 孤立予想地区の事前把握

市は、災害時において、土砂災害危険箇所等の分布から孤立するおそれのある地区を抽出し、事前の把握に努めるものとする。

2-10-2 孤立の危険性の周知及び家庭内備蓄の推進

市は、孤立の危険性について周知するとともに、孤立を想定した家庭内備蓄の推進を図るものとする。

2-10-3 通信手段の確保

市は、孤立が予想される地区との通信手段を確保するため、外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信設備等の非常用電源の確保に努めるものとする。

2-10-4 ヘリコプター離着陸場の把握

市は、孤立地区において傷病者の搬送、緊急避難等を行うため、臨時ヘリポートの整備等孤立時における緊急救出手段の確保に努めるものとする。

2-10-5 孤立地域に対する集団避難の検討

市は、県と連携の下、孤立地区における集団に対する避難指示の発令基準等について検討するものとする。

第 1 1 章 住民生活の確保対策

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課、農林水産課、環境保全課、未来づくり戦略室、財政課、水道課、都市住宅課、経済雇用戦略課、農業振興課、伊予消防署】

市は、津波災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、食料や生活必需品等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努めるものとする。

また、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努めるものとする。

2-11-1 食料及び生活必需品等の確保

市は、大規模な津波災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平常時から食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行うものとする。

また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図るものとする。

備蓄を行うに当たっては、大規模な津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

輸送に関し、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める（県防災条例第 29 条）。

1 市の活動

- (1) 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進

- (3) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 住民が行う家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

2 住民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) 上記(1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持ち出し品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

2-1-1-2 飲料水の確保

市及び住民は、災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から飲料水の確保について次の措置を行うものとする。

1 市の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行うこと。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成すること。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置すること。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行うこと。
- (5) 水道工事業業者等との協力体制を確立すること。

2 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 住民（家庭）における貯水
 - ア 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とするものとする（うち3日分程度を非常持ち出し用として準備）。
 - イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いるものとする。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成するものとする。
 - イ 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておくものとする。

ウ 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備するものとする。

2-11-3 物資供給体制の整備

市は、災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行うものとする。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、県、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要があることに留意するものとする。

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

2-11-4 医療救護体制の確保

大規模な津波災害が発生した際には、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行うものとする（県防災条例第32条）。

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行い、市単独では対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の救護班や、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。
- (2) 市は、災害の発生に伴い、住民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、県へ報告するものとする。
- (3) 市は、地震被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え、策定した「災害時における医療救護活動要領」等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請手続き、救護病院等の患者搬送、医薬品、医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図るものとする。
- (4) 市は、医療救護活動の実施に当たって、被災者のメンタルヘルスに配慮するものとする。

また、精神保健医療機能が一時的に低下する場合に備え、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入体制の整備を図るものとする。

2 初期医療体制（県防災条例第32条第1項）

市は、救護班の編成等、次に掲げる事項の整備を推進するとともに、津波災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネータ※、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制の確立を図るものとする。

※ 災害医療コーディネータ

災害医療コーディネータとは、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う県が設置する機関で、県内においては、次のとおり設置されている。

区 分	二 次 医療圏等	病院区分	設置病院名
統括コーディネータ (県全体の医療救護活動を統括する。)	全県	災害基幹拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネータ (各二次医療圏内の医療救護活動を調整する。)	宇 摩	災害(基幹)拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、 松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇 和 島		市立宇和島病院
公立病院コーディネータ (市町内の医療救護活動を調整する。)	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、 市立西予市民病院
	宇 和 島		鬼北町立北宇和病院、 県立南宇和病院

(1) 救護所の設置箇所

救護所は、原則として各地区の学校等避難者の収容人員が大きい施設に開設するものとする。

また、救護所を開設した場合、防災行政無線、広報車等により、住民に対して広報する体制を整備するものとする。

(2) 救護班の編成

救護班は、市内の医療機関及び愛媛県医師会等の協力により編成するものと

する。

救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師・看護師4～5名、事務職員（運転手を含む。）1～2名とするものとする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体は別に定めることができるものとする。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品及び衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておくものとする。

(3) 救護班への支援の要請方法等

救護班への支援の要請の方法、重症者の搬出方法等をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 自主救護体制の整備

応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努めるものとする。

3 後方医療機関

県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害（基幹）拠点病院及び重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を確保するための三次救急医療施設を指定している。

松山圏域における救護病院等、災害（基幹）拠点病院及び三次救急医療施設は、資料編「救護班の編成と収容施設一覧等」のとおりである。

市は、災害時に重症者に対して、これらの医療施設への迅速な対応ができるよう、伊予消防署と連携し平常時から搬送体制、連絡体制の整備を図るものとする。

4 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、県と連携し、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど、情報通信手段の充実・強化に努めるものとする。

5 難病患者等の状況把握

市は、県と連携し、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努めるものとする。

6 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

市は、救護所の設置予定箇所への医療救護用資機材の備蓄及び避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努めるものとする。

7 災害医療に関する普及・啓発、研修、訓練の実施

市は、県と連携し、住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及・啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施及び参加を推進するものとする。

8 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努めるものとする。

また、住民は、献血者登録に協力するものとする。

2-11-5 防疫・衛生体制の整備

市は、津波災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備するものとする。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

1 実施体制

- (1) 県の指導・指示に基づいて防疫活動を実施するものとする。
- (2) 市単独では実施が困難な場合は、隣接する市町及び県（中予保健所）の応援を得て実施するものとする。

2 防疫活動

災害時の円滑な防疫活動のため、次のことを行うものとする。

- (1) 災害時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備
- (2) 防疫実施計画の作成
- (3) 防疫用薬品の調達計画の作成
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動についての普及・啓発

2-11-6 保健衛生活動体制の整備

市は、津波災害時における被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備するものとする。

1 情報収集体制の整備

災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努めるものとする。

2 保健衛生活動に関する体制整備

発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備するものとする。

また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努めるものとする。

2-11-7 し尿処理体制の確保

1 市が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき、発生するし尿の応急処理計画を定めるものとする。
- (2) し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄するものとする。

2 住民が実施すべき事項

- (1) し尿の自家処理に必要な器具等を準備するものとする。
- (2) 自主防災組織の清掃班が中心となり、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定するものとする。

2-11-8 ごみ処理体制の確保

1 市が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定めるものとする。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上で役割分担を明示し、協力を求めるものとする。
- (3) ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備するものとする。

2 住民が実施すべき事項

- (1) ごみの自家処理に必要な器具等を準備するものとする。
- (2) 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をするものとする。

2-11-9 災害廃棄物処理体制の整備

市は、あらかじめ災害廃棄物処理計画を策定するとともに、災害時に発生するがれき・残骸物等の災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、必要に応じ、県に対し整備への協力を要請するものとする。

第 1 2 章 要配慮者の支援対策

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課】

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む。）を含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成・見直し、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努めるものとする。

また、計画等の策定・見直しに当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮するものとする（県防災条例第 28 条第 6 項）。

2-12-1 市の活動

1 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

- (1) 高齢者家庭相談員
- (2) 民生児童委員
- (3) 伊予市社会福祉協議会
- (4) 自主防災組織
- (5) 伊予警察署
- (6) 伊予消防署
- (7) 伊予市消防団

2 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定め、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

なお、要件から漏れた者についても、自らの命を主体的に守るため、市に対し自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

ア 65歳以上の者のうち単身で居住する者

イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく要介護 3 以上の認定を受けて

いる者

- ウ 身体障害者手帳（１～３級）の交付を受けている者
- エ 療育手帳の交付を受けている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の交付を受けている者
- カ 妊産婦及び乳幼児
- キ 難病認定を受けている者
- ク 日本語の理解が困難な者
- ケ ケガや病気などにより一時的身体が不自由者
- コ 上記に準ずると認められる者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 市における情報の集約

災害対策基本法第 49 条の 10 第 3 項に基づき、市長は避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握するものとする。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、災害対策基本法第 49 条の 10 第 4 項に基づき、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

ウ 個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得

避難行動要支援者の避難能力等の個人番号に紐づけられた情報の集約・取得について、業務の効率化や事務負担の軽減を考慮し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 9 条第 1 項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿を作成及び更新することができる。

また、避難行動要支援者名簿の作成及び更新に当たって、番号利用法第 19 条第 7 号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。

なお、個人番号の活用に当たっては、関係法令及び条例の規定に基づくものとなるよう留意するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所

- オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (4) 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有
- ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
 - イ 情報の共有

避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に対してあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。
- (5) 名簿情報の漏えい防止措置
- 避難行動要支援者名簿が適正に管理されるよう、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底し、次の措置を講じるものとする。
- ア 市が講ずる措置
 - (ア) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
 - (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
 - (ウ) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。
 - イ 避難行動要支援者名簿の提供先に求める措置
 - (ア) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報の無用な共有、利用の禁止
 - (イ) 避難行動要支援者名簿の施錠可能な場所への保管
 - (ウ) 受け取った避難行動要支援者名簿の必要以上の複製の禁止
 - (エ) 避難行動要支援者名簿提供先団体内部での取扱者の限定
 - (オ) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況の報告
- (6) 通知又は警告の配慮
- ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するため、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせるとともに、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、ルールや計画を作成し、周知するものとする。

3 個別避難計画の作成等

市は、自主防災組織及び関係機関等と連携して名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

市の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して個別避難計画が作成されるよう、次の優先度を考慮の上、地域の実情を踏まえながら、令和3年に改正された災害対策基本法の施行からおおむね5年程度で個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、市が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族、地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入した個別避難計画のうち、市が必要と定めた情報が記載されているものについても、市が作成の主体となっている個別避難計画として取り扱うものとする。

ア 地域におけるハザードの状況（土砂災害警戒区域等）

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成するものとする。

イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意するものとする。

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意するものとする。

(2) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 市における情報の集約

災害対策基本法第49条の14第4項に基づき、避難行動要支援者の個人情報を取得する場合等の個別避難計画の作成に必要な限度で、避難行動要支援

者名簿に加え、市の関係部署で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握するものとする。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が個別避難計画の作成のために必要があると認められるときは、災害対策基本法第49条の14第5項に基づき、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼等に際しては、法令に基づくものであることを、書面をもって明確にするものとする。

ウ 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生児童委員等）から情報を把握するものとする。

また、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことを基本とする。

エ 個人番号を活用した情報の集約・取得

番号利用法第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して個別避難計画を作成及び更新することができる。また、個別避難計画の作成及び更新に当たって、番号利用法第19条第7号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して都道府県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。

なお、個別避難計画に個人番号を含んだ個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第19条各号に該当する場合であるが、個人番号を含まない個別避難計画情報は外部提供できることに留意する（紙媒体・電子媒体を問わない。）。

(3) 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、上記2(3)に掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 個別避難計画の更新及び情報の共有

ア 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法に変更があった場合にも、

適時適切に更新するものとする。

また、個別施設計画に基づく避難支援等を有効に機能させるために、更新についても、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携を推進するものとする。

なお、社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意するものとする。

イ 情報の共有

個別避難計画情報の提供について条例に特別の定めがある場合、又は、平常時から個別避難計画情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合はこの限りでない。

なお、同意を得るに当たっては、避難行動要支援者に個別避難計画の作成の仕方、記載事項等を説明するものとする（郵送等で説明する場合を含む。）。また、必要に応じて、避難行動要支援者に避難先や避難支援等実施者についての意向を確認するものとする。

- (5) 個別避難計画情報の提供に係る情報漏えい防止措置
上記2(5)に準ずる。
- (6) 通知又は警告の配慮
上記2(6)に準ずる。
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
上記2(7)に準ずる。

4 避難体制の確立

- (1) 市は、避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておくものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所や避難路の指定に当たって、地域の特性を踏まえるとともに、避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮するものとする。
- (3) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (4) 市は、個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難先である福祉避難所ごとに事前に受入者の調整等を行い、避難が必要となった際に災害の種別に応じて安全が確保されている福祉避難所へ直接避難することを視野に入れて検討を進めるものとする。

5 防災教育・訓練の充実

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

2-1 2-2 社会福祉施設等管理者の活動

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。

また、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

2 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等管理者は、市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

3 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等管理者は、市の協力を得て、災害時において施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

4 物資等の備蓄

社会福祉施設等管理者は、災害時に施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第 13 章 広域的な応援体制の整備

【危機管理課、伊予消防署】

市は、県及び防災関係機関と連携し、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進めるものとする。

また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

さらに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする（県防災条例第 30 条）。

2-13-1 全県的な消防相互応援体制の整備

県内の全市町長及び消防一部事務組合長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、あらかじめ消防広域応援協定を締結しておくものとする。

また、知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

なお、市は、次のとおり消防相互応援協定を締結している。

協定名	相手方・対象
愛媛県消防広域相互応援協定	愛媛県、県内の全市町及び消防一部事務組合
中予地区広域消防相互応援協定	松山地区新広域市町村圏域内の市町及び消防一部事務組合
伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定	大洲市、砥部町、内子町及び久万高原町
愛媛県消防団広域相互応援協定	愛媛県、県内の全市町及び消防一部事務組合
松山自動車道消防相互応援協定 (伊予市以東)	東温市、松山市、砥部町及び伊予消防等事務組合
松山自動車道消防相互応援協定 (伊予市以西)	内子町、大洲市、伊予消防等事務組合及び大洲地区広域消防事務組合

2-13-2 全県的な防災相互応援体制の整備

県内各市町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備するものとする。

また、平成31年2月に県・市町連携により構築された人的な総合応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について、さらなる関係性を構築することにより実効性の確保に努めるものとする。

2-13-3 受援計画の策定・運用

市は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災者へ届けるため、「愛媛県広域防災活動要領」と連携した受援計画の策定に努めるものとする。

受援計画の策定に当たっては、次の事項に留意の上、支援受入れの基本的な体制や手順等について定めるものとし、策定した計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、防災関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行うものとする。

- (1) 国や他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとし、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うこと。
- (2) 被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めること。

第14章 情報通信システムの整備

【危機管理課、総務課、土木管理課、伊予消防署】

市は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるものとする。

2-14-1 情報収集・連絡体制の整備

市は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平常時から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるため、次の事項に留意する。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮するものとする。

- (1) 防災行政無線をはじめ、多様な通信手段の整備を図るとともに、情報連絡体制の運用管理に努めるものとする。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努めるものとする。
- (3) 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努めるとともに、アマチュア無線の活用体制の整備に努めるものとする。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努めるものとする。
- (5) NTTの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努めるものとする。
- (6) 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

2-14-2 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等について、次の事項に留意して点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、広報車、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）、いよし安全・安心メールなど、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置するものとする。

- (1) 通信施設（予備電源及び非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じるものとする。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努めるものとする。
- (3) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整えるものとする。

2-14-3 防災情報システムの整備・活用

1 基本方針

市は、大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制を確保するため、必要に応じて県へ支援を要請し、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線等多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信システムを構築するとともに、県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの整備及びその活用に努めるものとする。

2 市の対応

市は、県が整備拡充を行っている次の防災情報システムを活用し、防災関係機関との防災情報の共有化を図るものとする。

- (1) 県、県内各市町、防災関係機関等を大容量の有線ブロードバンド回線及び無線回線で接続し、被災現場の映像や気象情報等を配信する県防災通信システム及び広域調整を踏まえた災害対応支援機能
- (2) 県、県内各市町及び消防機関を衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）で接続する代替の通信経路
- (3) 県災害情報システム等

3 住民の対応

住民は、市及び防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努めるものとする。

2-14-4 航空消防防災システムの活用

1 県消防防災ヘリコプターの出動要請実施体制の整備

市は、救急・救助・消火等の消防活動を迅速かつ的確に行うため、「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」及び「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に

基づき、消防防災ヘリコプターによる、災害時における情報収集、応急対策等への支援を県へ要請する体制の整備を図るものとする。

2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市は、孤立のおそれがある地域を対象にヘリコプター離着陸場の確保及び整備拡充に努め、災害時における、緊急輸送施設としても活用できるよう、あらかじめ関係機関と協議を行っておくとともに、必要に応じて、通信機器等の機材の備蓄に努めるものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの活用

市は、県消防防災ヘリコプターに搭載されたテレビカメラにより撮影された映像を伊予市災害対策本部等で受信することが可能なヘリコプターテレビ電送システムを活用し、被災地等の状況等をよりリアルにかつリアルタイムで把握することで、迅速かつ的確な災害予防・応急対策活動の実施に努めるものとする。

2-14-5 津波発生時の職員参集システムの整備

市は、勤務時間外における地震・津波に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する地震・津波情報等を受信して、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う職員参集システムの運用に努めるものとする。

2-14-6 放送施設

市は、放送施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、施設全般について、早期復旧のほか、被害原因の調査に基づく施設改良に努め、平常時から適切に次の措置を講じるものとする。

- (1) 放送設備・局舎防災設備基準の設定及びこれに基づく措置
- (2) 電源設備障害時の措置
- (3) 送受信施設及び空中線設備障害時の措置
- (4) 建設途上の施設障害時の措置
- (5) 施設復旧措置
- (6) その他必要な措置

第15章 災害復旧・復興への備え

【全部署】

2-15-1 平常時からの備え

市は、県と連携し、平常時から他の防災関係機関や企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

1 民間事業者等との協定締結の推進

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

2 建設業従事者の確保

市は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努めるものとする。

3 男女共同参画の視点からの災害対応

市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局等の連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努めるものとする。

また、市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組みに関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図るものとする。

4 人材確保体制の整備

市は、災害後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

2-15-2 複合災害への備え

1 複合災害への対応

市は、県及び防災関係機関と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

なお、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

2 訓練の実施

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

2-15-3 災害廃棄物の発生への対応

建築物の所有者等は、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努めるものとする。

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。

また、県及び他市町と連携の下、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努めるものとする。

2-15-4 各種データの整備保全

1 各種データの総合的な整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備するものとする。

(1) 戸籍

- (2) 住民基本台帳
- (3) 地籍
- (4) 建築物
- (5) 権利関係
- (6) 施設
- (7) 地下埋設物等情報及び測量図面
- (8) 情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制

2 データバックアップの実施

市は、各種情報システムについて、地震発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努めるものとする。

3 公共土木施設

公共土木施設管理者においては、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2-15-5 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

2-15-6 復興事前準備の実施

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進するものとする。

また、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2-15-7 復興対策の研究

市は、関係機関と連携の下、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第3編 災害応急対策

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一次的には市が当たり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たることとしている。

津波災害は、「避難」を中心とした対応をすることにより、被害の発生を極力減少させることができるなど、他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定めるものとする。

第1章 災害発生直前の対策

【危機管理課、総務課】

3-1-1 津波警報等の伝達

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施する上で不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携の下、迅速かつ的確に伝達するものとする。

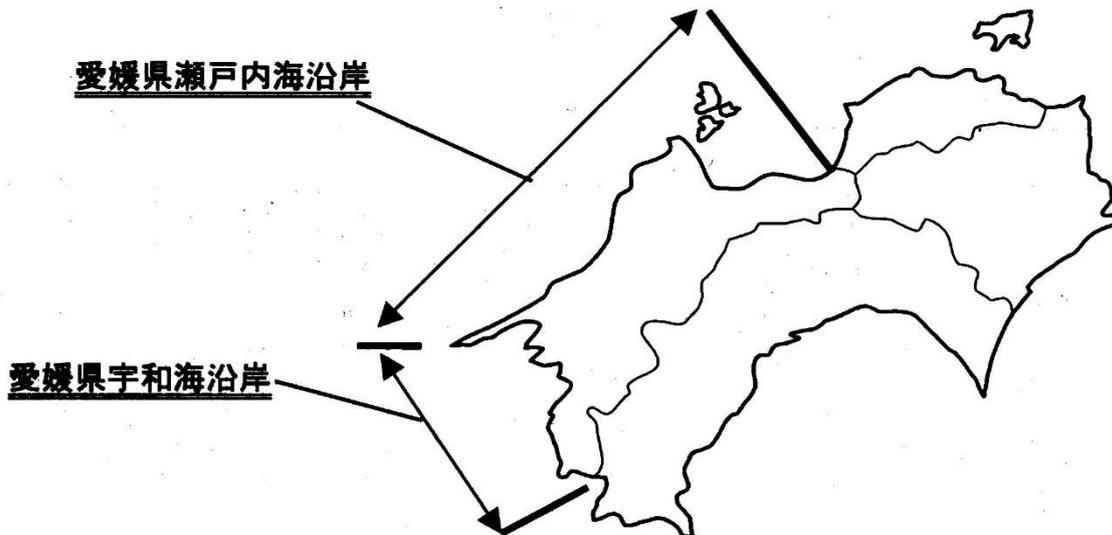
1 国（気象庁）の津波警報等

(1) 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達することとなっている。

なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。

ア 下図に示す県内の津波予報区（愛媛県瀬戸内海沿岸及び愛媛県宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



イ 県内で震度1以上を観測した場合

ウ 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

エ その他必要と認める場合

(2) 情報の種類及び情報の流れ

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報及び地震解説資料で、内容及び情報の流れについては資料編大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」のとおりである。

(3) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表することとしている。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられており、内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」によるものとする。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市町等の関係機関への提供に努めるとともに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による防災行政無線等を通して住民への提供に努めることとしている。

また、日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供することとしている。

(4) 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は、資料編「大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統」のとおりである。

2 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、又は調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

(2) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化^(注4)とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(注3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、

観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定

レベル3：レベル1の2倍に設定

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

3 津波情報等の受理・伝達・周知

(1) 県の活動

県は、次のとおり、津波情報等を受理・伝達・周知することとしている。

ア 気象庁（松山地方气象台）から伝達される津波情報等は、県災害対策本部又は県災害警戒本部（県災害対策本部又は県災害警戒本部設置前においては防災危機管理課）で受理することとなっている。

イ 各市町及び各防災関係機関に対する津波情報等の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ多様な通信手段により直ちに行うこととしている。

(2) 市の活動

ア 津波に対する措置

(ア) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されたときは、直

ちに住民、漁協、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとるものとする。

- (イ) 「大津波警報」、「津波注意報」又は「津波警報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、危険な地域からの一刻も早い避難行動が必要であることから、避難の対象とする地域に対して、避難指示を発令するものとする。

イ 津波情報等の受理・伝達・周知

(ア) 国（気象庁）及び県から通知される津波情報等は、市災害対策本部（市災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理するものとする。

(イ) 受理した情報については、防災行政無線、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）、いよし安全・安心メール、携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービス、自主防災組織等の活用など、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図るものとする。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。

3-1-2 避難指示

市長は、迅速・的確な避難指示の発令を行うものとする。

- (1) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、津波警報等で発表される津波高さに応じた発令対象とする区域に対して、即座に避難指示を発令するものとする。
- (2) 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるときは、速やかに的確な避難指示を発令するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

- (3) 津波は、津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失があること、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示の発令対象とする全ての区域において、「屋内安全確保措置」とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。
- (4) 津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）、いよし安全・安心メール、携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービス、自主防災組織等の活用など、あらゆる手段の活用

を図るものとする。

- (5) 地震発生時に首長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示等を発令するものとする。
- (6) 「地域ごとの津波避難計画」を策定するものとする。

第2章 防災組織及び編成

【全部署、関係機関】

市域に大規模な津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、速やかに市災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備するものとする。

3-2-1 応急措置の概要

1 市のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- (2) 津波に関する情報の周知徹底
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに被災住民の受入れ
- (5) 消防団（水防団）に対する出動命令又は警察官又は海上保安官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 指定避難所等の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請（必要に応じてその旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知）
- (9) 救援物資の配付
- (10) 被災者収容施設の供与
- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所への応急復旧
- (13) 水難救護法（明治32年法律第95号）による遭難船舶の救護
- (14) その他応急対策の実施

2 県のとるべき措置

- (1) 市及び関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市及び関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 市及び関係機関への被害状況の通報
- (5) 市及び関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会及び日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給
- (10) 救援物資の調達、輸送
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施

- (14) 被災地の警備並びに交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

3 住民のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の市長及び警察官又は海上保安官への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難

4 関係機関のとるべき措置

- (1) 災害情報の市町、県等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配付等の県に対する要請
- (3) 市及び県の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

3-2-2 市の防災組織

1 市災害対策本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報（以下「警報」という。）又は津波注意報が発表されたとき。
- (イ) 市域に震度4以上の地震が発生したとき。
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- (エ) 市域に災害対策基本法第2条第1号に定める災害発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が災害応急対策の必要があると認めたとき。
- (オ) その他本部長（市長）が設置する必要があると認めたとき。

イ 廃止基準

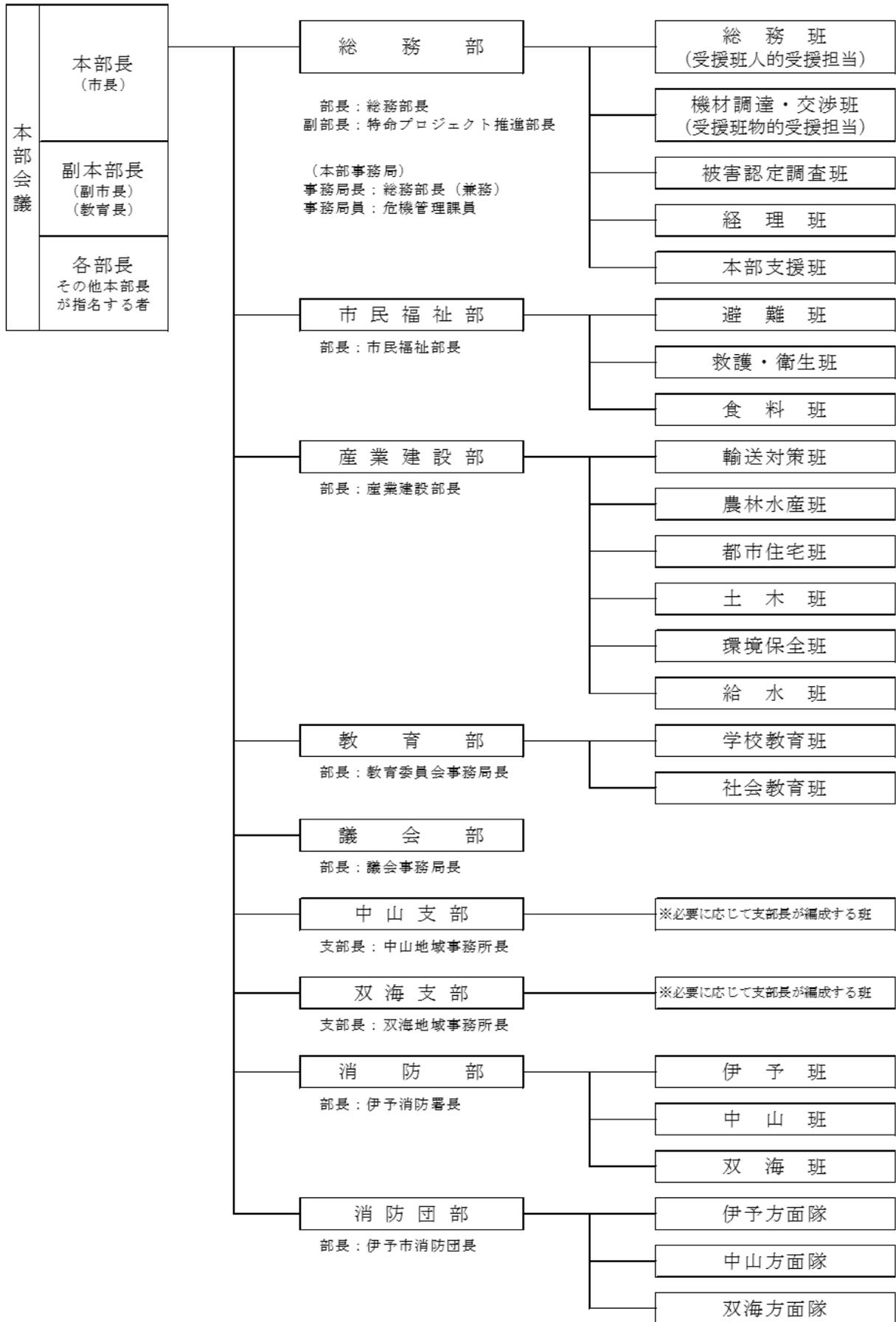
- (ア) 予想される災害の発生がないとき。
- (イ) 災害応急対策措置が完了したとき。

(2) 組織

ア 伊予市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）は、本部長、副本部長、部長、班長及び班員で構成するものとする。

イ 本部長には市長を、副本部長には副市長、教育長を、部長には関係部（局長を、班長には関係課長を、班員には班長が所属する課の職員をもって充てるものとする。

ウ 市災害対策本部の組織は、「伊予市災害対策本部運営要領」に定めるところによるものとし、その概要は下記のとおりとする。



(3) 所掌事務

ア 市災害対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりとし、市災害対策本部の置かれる市庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令等を行うための判断を津波災害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

- (ア) 津波被害情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (イ) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに住民の混乱防止に必要な広報
- (エ) 消防、水防その他の応急措置
- (オ) 被災者の救助、救護その他の保護
- (カ) 施設及び設備の応急復旧
- (キ) 防疫その他の保健衛生
- (ク) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令
- (ケ) 緊急輸送の実施
- (コ) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (サ) 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告及び必要な要請
- (シ) 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携
- (ス) 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
- (セ) 自主防災組織との連携及び指導
- (ソ) ボランティア等への支援

イ 消防（水防）機関は、特に次の事項を重点的に実施するものとする。

- (ア) 伊予消防等事務組合消防本部及び伊予消防署
 - a 被害状況等の情報の収集・伝達
 - b 消火活動、水防活動及び救助活動
 - c 地域住民等への避難指示の伝達
 - d 火災予防の広報
- (イ) 消防団（水防団）
 - a 被害状況等の情報の収集・伝達
 - b 消火活動、水防活動及び救助活動
 - c 指定緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - d 地域住民等の指定緊急避難場所への誘導
 - e 住民等の危険区域からの避難の確認
 - f 自主防災組織との連携、指導及び支援

(4) 市災害対策本部会議の開催

本部長は、市災害対策本部を設置した場合、市災害対策本部会議を開催し、応急対策活動等について協議するものとする。

(5) 参集及び配備

市災害対策本部が設置された場合、直ちに職員が参集し、所定の場所において災害応急業務に当たるものとする。

3-2-3 動員計画

1 津波発生時の市職員等の緊急配備体制

市は、津波が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて次の配備体制をとるものとする。

なお、津波発生時の職員等の参集に当たっては、勤務時間外に迅速な対応を図るため、気象庁が発表する地震・津波情報等を受信して、伊予市緊急時職員参集システムにより携帯電話等で防災担当職員に参集を呼びかけるものとする。

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員
初動態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 市域で最大震度4の地震が発生したとき。 ② 市域に津波注意報が発表されたとき。 ③ 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震（巨大地震注意）が発表されたとき。 ④ その他市長（本部長）が必要と認めたとき。 	情報収集・連絡、住民広報の検討及び実施のための人員	「伊予市職員配備計画」に定めるところによるものとする。
災害警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 市域で最大震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 ② 市域に津波警報注意報が発表されたとき。 ③ 市域に注意報警報が発表され、災害が発生又は発生するおそれがあるときで、災害応急対策の必要があるとき。 ④ その他市長（本部長）必要と認めたとき。 	予見される災害応急対策を実施するための人員	「伊予市職員配備計画」に定めるところによるものとする。
災害対策態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 市域で最大震度6弱以上の地震が発生したとき。 ② 震度にかかわらず、市全域にわたり災害が発生したとき。 ③ その他市長（本部長）が必要と認めたとき。 	広範囲にわたる災害応急対策を実施するための人員（全職員）	「伊予市職員配備計画」に定めるところによるものとする。

2 市職員の動員

(1) 配備体制の決定

配備体制の決定は、上記1に示す配備基準に基づき、自動配備をとるほか、市長の指示により総務部長が決定する。

(2) 権限委譲

市長が不在又は職務の遂行が困難な場合、次の順位で権限を委譲する。

ア 副市長

イ 教育長

ウ 総務部長

エ その場における最高責任者

3 動員の伝達

動員の伝達は、次により行い、各課長（班長）は配備状況について、各部長（部長）に報告し、各部長（部長）は、総務部長（本部事務局長）を通じ、市長（本部長）に報告するものとする。

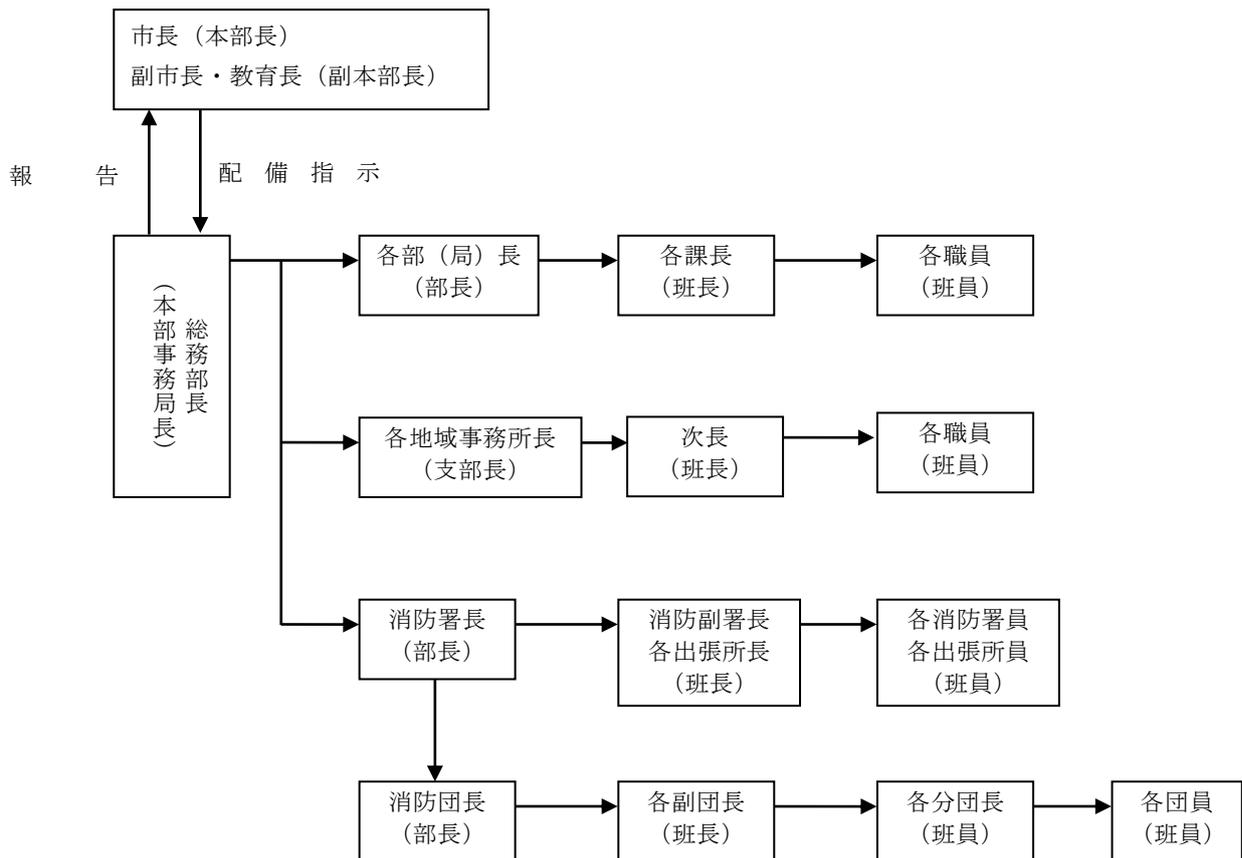
(1) 伝達系統等

ア 勤務時間内における伝達

(ア) 災害発生が予想され、又は災害が発生した場合、本部事務局長は、各部長に電話、口頭等で伝達するとともに、伊予市緊急時職員参集システム、庁内放送等によりこれを徹底するものとする。

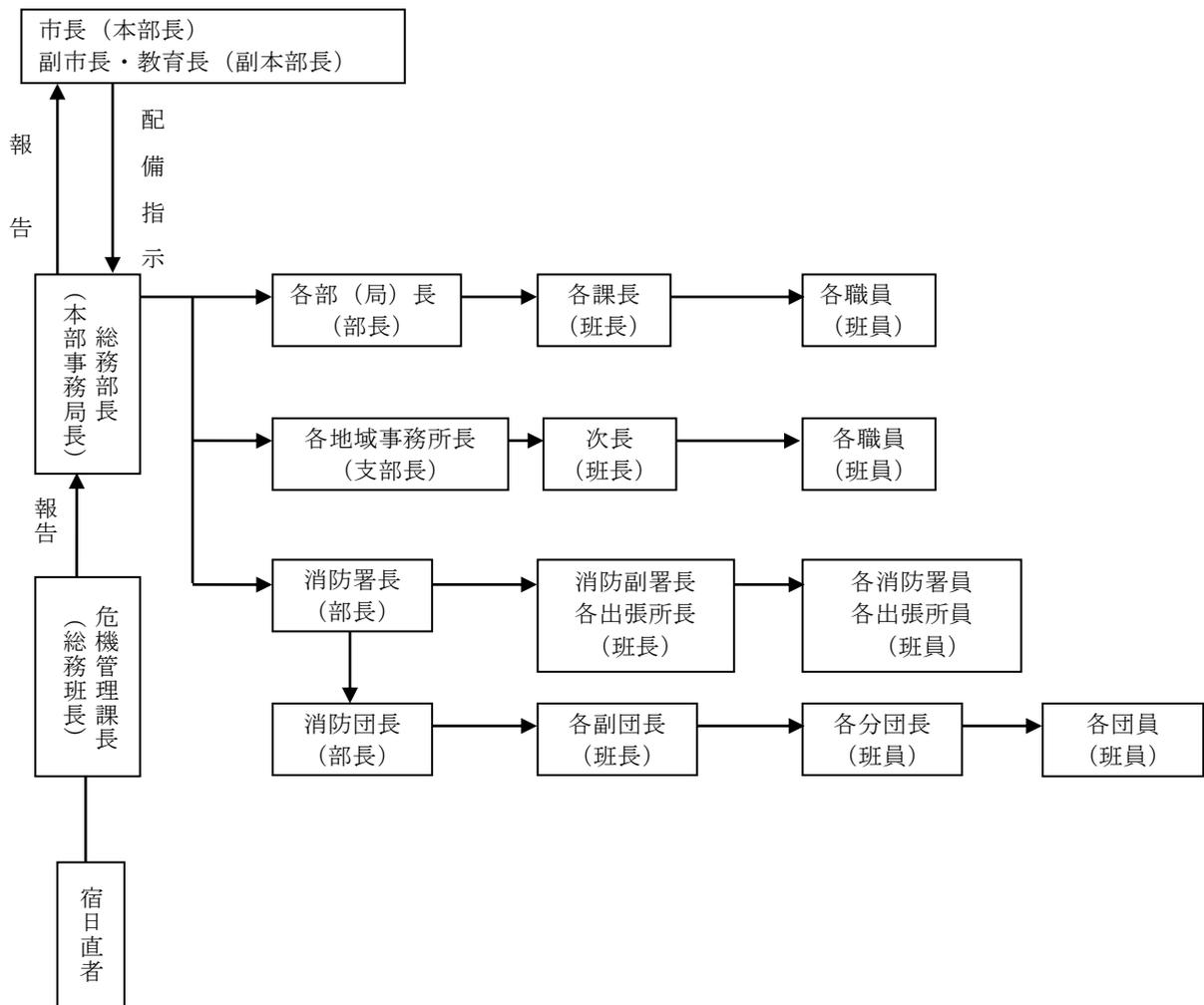
(イ) 各部長・支部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

(ウ) 消防団員の動員は、市災害対策本部又は伊予消防署から電話、Eメール、サイレン、防災行政無線等により招集し、消防部長は、市長（本部長）の配備指示に基づき、必要な消防職員及び消防団員を動員するものとする。



イ 勤務時間外及び休日における伝達

- (ア) 当直者は、気象予警報・災害情報の伝達又は通報があり、災害発生が予想されるときは、直ちに危機管理課長（総務班長）に連絡するものとする。
- (イ) 危機管理課長（総務班長）は、総務部長（本部事務局長）に報告するものとする。
- (ウ) 総務部長（本部事務局長）は、市長（本部長）、副市長・教育長（副本部長）にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には、各部長等に連絡するとともに、伊予市緊急時職員参集システムによりこれを徹底するものとする。
- (エ) 各部長は各課長（班長）に伝達し、各課長（班長）等は、あらかじめ定めた伝達システムにより所属職員への周知徹底を図るものとする。
- (オ) 消防団員の動員は、勤務時間内における伝達と同様、市災害対策本部（市災害警戒本部）又は伊予消防署から電話、サイレン、防災行政無線、地域イントラネット等により招集し、消防部長は、市長（本部長）の配備指示に基づき、必要な消防職員及び消防団員を動員するものとする。



(2) 伝達事項

配備の伝達時には、次の事項を伝達する。

- ア 配備体制
- イ 参集時間及び参集場所（本部設置場所等）
- ウ 装備等
- エ その他必要と認める事項

4 自主参集

あらかじめ指定された職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。

その他の職員は、登庁の連絡を受けた場合は、次の事項に留意し、直ちに登庁するものとする。

- (1) 登庁場所は、特別指示された者を除くほか、原則として市災害対策本部（市災害警戒本部）設置場所に登庁すること。
- (2) 電話回線通話の可否にかかわらず登庁連絡はしないので、各自、近辺の状況や報道等により判断し、最も適した交通手段（徒歩を含む。）で自主的に登庁

すること。

- (3) 登庁途中においては、できる限り被害状況を把握し、速やかに登庁して班長に報告すること。
- (4) 本人又は家族等が被災するなど、何らかの緊急事態で登庁が遅れるときは、電話回線通話が可能な場合においては、速やかに班長等に連絡すること。
なお、遠方へ外出中などの場合についても、同様とするものとする。
- (5) 登庁途中で一時的に応急活動（人命救助、消火活動、避難誘導、交通規制の補助等）に当たらざるを得ないときは、適宜連絡すること。
- (6) 登庁不可能かつ連絡行為不能のときは、直近の公共施設等で待機するか、又は当該施設等で自主的な応急活動に当たること。
- (7) 防災担当職員の登庁遅延のときは、防災担当経験者等いち早く集合した職員等が、その間一時的に初動体制等に必要な本部業務の補助に当たること。
- (8) 震度5弱以下の地震等で自主登庁の対象外となっている職員も、動員指示に備えて自宅で待機しておくこと。
- (9) 震度情報が得られない場合の判断基準については、資料編「震度階級表」を参考にすること。

第3章 情報活動

【危機管理課、総務課、伊予消防署】

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、津波の規模や被害の程度に応じ市及び関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための市職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行うものとする。

3-3-1 情報活動の強化

1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

また、通信の途絶等により県へ連絡できない場合、直接国（総務省消防庁経由）へ連絡するものとする。

2 情報活動における連携強化

- (1) 市と県の間における情報の収集・伝達は、市災害対策本部と県災害対策本部（県災害警戒本部）地方本部のルートの基本として、伊予警察署及び各防災関係機関と密接な連携の下に行うものとする。
- (2) 情報活動の連携強化のため、伊予警察署は、必要に応じて市災害対策本部に警察官を派遣することとしており、県災害対策本部（県災害警戒本部）地方本部も必要に応じて市災害対策本部に職員を派遣することとしている。

3 報道機関との情報活動の連携

災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第57条の規定により、報道機関に緊急放送を要請する

ものとする。

放送要請は、原則として県を經由し行うが、県に災害対策本部（災害警戒本部）が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は、直接要請するものとする。

4 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や、海面の急激な盛り上がり等津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、松山地方気象台、県（防災危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

3-3-2 災害情報等の収集・伝達

1 県の活動

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 国（気象庁）から伝達される気象情報、警報等は、県災害対策本部又は県災害警戒本部（県災害対策本部又は県災害警戒本部設置前においては防災危機管理課）で受理することとなっている。

イ 各市町及び各防災関係機関に対する災害情報等の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ多様な通信手段により行うこととしている。

ウ 住民に対する情報の伝達は、県のホームページのほか、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て周知徹底を図ることとしている。また、県の防災メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア等多様な手段による情報伝達にも努めることとしている。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

県が収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

なお、被害状況を早期に把握するため、県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ、震度情報ネットワークシステム、潮位観測システム、四国地方整備局からの映像情報等を活用し、次の情報の収集・伝達に努めるとともに、県災害情報システムによる情報共有機能の強化に努めることとしている。

ア 被害状況

イ 火災の発生状況と延焼拡大状況

ウ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況及び災害対策本部設置状況

エ 交通規制等道路交通状況

オ ガス、水道、電気、電話等ライフライン関連施設の状況

カ 住民の避難状況

キ 県が実施する応急対策の活動状況

- ク 自衛隊活動状況
- ケ 緊急等輸送実施状況
- コ 後方医療機関の活動状況
- サ その他

2 市の活動

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 国（気象庁）及び県から通知される気象情報、警報等は、市災害対策本部（市災害対策本部設置前においては危機管理課とする。）において受理するものとする。

イ 受理した情報については、防災行政無線、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）、いよし安全・安心メール、携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービス、自主防災組織等の活用など、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(2) 市が収集・伝達すべき情報

市が収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握と、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努めるものとする。

- ア 被害状況
- イ 避難の指示若しくは緊急安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 市及び県の実施する応急対策の実施状況

3-3-3 情報の収集

市は、防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話等、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段・方法を用いるものとする。

1 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに災害調査班を編成するなど、必要に応じて、市職員を地域に派遣し、情報収集に当たるものとする。

2 自主防災組織等を通じた収集

被害情報、災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体並びに自主防災組織等に協力を求めて実施するものとする。特に、初期の情報は、自主防災組織の長等を通じ直ちに市に通報されるよう体制を整えておくものとする。

3 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行うものとする。

4 県への応援要請

市において、被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請するものとする。

5 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとるものとする。

6 ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害が予想される場合、市長（本部長）は、必要に応じて県、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部並びにヘリコプターを所有する各機関に対し、情報収集のための偵察活動を要請するものとする。

- (1) がけ崩れ、洪水、高潮等の状況
- (2) 火災発生場所、延焼の状況
- (3) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (4) 建築物の被害状況（概括）
- (5) 公共機関及び施設の被害状況
- (6) 住民の動静、その他

3-3-4 情報の伝達

市と県の間での情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行うものとする。

住民への伝達は、防災行政無線、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）、いよし安全・安心メール、携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービス、自主防災組織等の活用など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努めるものとする。

3-3-5 報告及び要請事項の処理

1 報告責任者

市は、災害報告のため、あらかじめ報告責任者を定めておくものとする。

2 県に対する報告又は要請

(1) 報告すべき事項等

市は、被害状況のほか、要請事項や市の災害応急対策実施状況、市災害対策本部設置状況等を速やかに県に対して報告又は要請するものとする。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告するものとし、県と連絡が付き次第、県にも報告するものとする。

また、消防機関への通報が殺到した場合及び市で震度5強以上の地震を記録した場合（被害の有無を問わない。）は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、市は第一報後も引き続き報告を行うものとする。

なお、報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

(2) 報告の方法

報告は次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告するなどあらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）

イ 電話

ウ 県災害情報システム

エ インターネット

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、災害を覚知したとき直ちに即報するものである。

報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を資料編「災害情報報告」の様式1に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告するものとする。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、資料編「災害情報報告」の様式2に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにするものとする。

なお、報告の基準については、資料編「災害情報報告」の別表「災害の被害認定基準」によるものとし、報告に当たっては、伊予警察署等と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後 10 日以内に、資料編「災害情報報告」の様式 2 により行うものとする。

エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市は直ちに報告するものとする。

- (ア) 市災害対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。
- (イ) 市長（本部長）が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行ったとき。

（県への報告先）

区分 回線別		県庁 防災危機管理課	中予地方局 中予地方局総務県民課
N T T回線	電 話	089-912-2335	089-909-8750
	F A X	089-941-2160	089-913-1140
県防災通信 システム	電 話	(7)-500-0-2335	(7)-503-0-310
	F A X	500-201	503-21

（総務省消防庁への報告先）

区分 回線別		平日（9:30～18:15） ※広域応援室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	63-90-49013	63-90-49102
	F A X	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	F A X	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

3 大規模災害時における市町の行政機能の確保状況の把握

震度 6 弱以上の地震が発生した場合、市における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、市は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、県に報告するものとする。

第4章 広報活動

【危機管理課、総務課、伊予消防署】

市は、津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行うものとする。

広報活動は、原則として市長（本部長）等が承認した内容を広報責任者が行うものとする。

3-4-1 市の活動

1 広報事項

市は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係のある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行うものとする。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 津波等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 津波発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保措置の指示
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- (7) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

2 広報実施方法

市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行うものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、

避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保するものとする。

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙の掲示及び配布
- (5) 指定避難所等への市職員の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所及び相談所の開設
- (8) インターネット（ホームページ）
- (9) いよし安全・安心メール等メール配信サービス
- (10) Lアラート（災害情報共有システム）

3 県に対する広報の要請

市が県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行うものとする。

4 報道機関に対する広報

市は、次に掲げる事項を積極的に報道機関に発表するとともに、収集した情報についてもその内容を提供するものとする。

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2) 被害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保措置の状況
- (6) 住民又は被災者に対する協力及び注意事項

5 広報資料（写真）の収集

市は、報告、記録及び陳情用としての写真を収集するものとする。ただし、交通途絶等により市職員を現地に派遣できない場合は、現地民間人に撮影を依頼するものとする。

3-4-2 関係機関の活動

1 広報事項

防災関係機関は、各防災業務計画等の定めるところにより、災害の状況に応じ、次の事項について適宜適切な災害広報を実施することとしている。

- (1) 電気、上・下水道、電話等（ライフライン）及び鉄道、道路等の被害状況
- (2) 災害応急対策状況及び復旧見込

2 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行うものとする。この場合、県及び市との連携を密にするものとする。

3-4-3 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源と主な情報内容は次のとおりである。

情報源	主な情報内容
・ラジオ ・テレビ ・ワンセグ放送 ・CATV ・インターネット	知事及び市長（本部長）の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
・防災行政無線 ・ソーシャルメディア ・緊急速報メール ・消防無線 ・広報車 ・いよし安全・安心メール等	主として市内の情報、指示、指導等
・自主防災組織を通じての連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
・サイレン等	津波警報、火災発生の通報
・市及び県のホームページ	各種警報、避難情報の発令状況、被害情報、道路情報等

3-4-4 広聴活動

市は、住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対し、適切な緊急事態応急対策を推進するため、県と連携し、相談窓口等を開設するものとする。

3-4-5 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

第5章 災害救助法の適用

【福祉課、危機管理課、財政課】

市は、災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るものとする。

3-5-1 災害救助法の適用

1 災害救助法の目的

災害救助法は災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

2 救助の実施機関

災害救助法による救助は知事が実施し、市長（本部長）は補助機関として活動に当たるが、知事は、救助を迅速に行う必要がある場合は、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することとしており、市長への委任に当たっては、災害ごとに救助の事務の内容及び期間を市長に通知して行うこととしている。

県から市長への事務委任は以下の考え方により行うこととされている。

実施機関	担当する救助事務
市長 (原則県から委任)	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産（救護所における活動） 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の捜索及び処理 10 障害物の除去
知事 (原則県が実施)	1 応急仮設住宅の給与 ※愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割分担に基づき、県及び市町が業務を実施。市は補助機関として業務に当たる。 2 医療及び助産（DMATの派遣等）

3 適用手続き

- (1) 市長（本部長）は、災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちにその旨を、県災害対策本部地方本部を通じて知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨

を要請するものとする。

- (2) 災害救助法適用の要請を受けた知事は、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施について、市長（本部長）に事務の内容及び期間を通知するとともに、内閣総理大臣に報告することとしており、災害救助法を適用したときは、速やかに告示することとされている。

3-5-2 適用基準等

1 適用基準

本市においては、次のいずれかの場合に適用される。

- (1) 住家等への被害が生じた場合
- ア 市域内の住家滅失世帯数が60世帯以上であるとき。
 - イ 県域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が30世帯以上であるとき。
 - ウ 住家の滅失した世帯の数が県内合計で7,000世帯以上であって、市において多数の住家が滅失した場合であるとき。
 - エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情*がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

※内閣府令で定める特別の事情

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とするとき。

- (2) 生命・身体への危害が生じた場合
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準*に該当するとき。

※内閣府令で定める基準

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とするとき。
- ②被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とするとき。

2 滅失世帯の算定方法

災害救助法の適用基準にいう「住家滅失世帯数」は次のとおり算定するものとする。

住家が全壊、全焼、流失した世帯	1世帯＝滅失世帯	1世帯
住家が半壊、半焼した世帯	2世帯＝滅失世帯	1世帯
住家が床上浸水した世帯	3世帯＝滅失世帯	1世帯

(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。

3 住家の滅失等の認定基準

(1) 全壊、全焼、流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 半壊、半焼

住家はその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 床上浸水

上記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3-5-3 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。

第6章 避難活動

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課、都市住宅課、農林水産課、環境保全課、学校教育課、社会教育課、伊予消防署】

大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想される中、迅速かつ確かな避難活動を行う必要があるため、市は、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者についても十分配慮するものとする。

なお、住民に対し避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することを併せて啓発するものとする。

3-6-1 避難指示

市長（本部長）は、津波警報等が発表された場合、迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客等の観光客、船舶等に伝達するとともに、速やかに避難指示を発令し、危険な地域からの一刻も早い避難行動を促すものとする。

また、津波等により同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行うものとする。

なお、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

1 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準については、別途市が定める「避難情報判断伝達基準」に従って行うものとし、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定して、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(1) 市長（本部長）

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を発令するものとする。さらに、市域において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示を行うものとする。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示するものとし、これらの場合、市長（本部長）は、直ちに地方本部長又は支部長を通じて知事に報告するものとする。

(2) 警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、市長（本部長）が避難の指示若しくは緊急安全確保措置の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長（本部長）から要請があったときは、住民に対して避難の指示又は緊急安全確保措置の指示を行うこととしており、この場合、直ちにこれらの指示をした旨を市長（本部長）に通知することとしている。

(3) 知事又はその命を受けた職員

知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により市長（本部長）がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長（本部長）に代わって避難の指示、又は緊急安全確保措置の指示をすることとしている。この場合、知事はその旨を公示することとしている。

(4) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講じることとしている。

2 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の内容

高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図るものとする。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合は、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

3 避難情報の伝達方法

高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行った場合、市は、対象地域の住民に対して、防災行政無線、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）、いよし安全・安心メール、携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービス、自主防災組織等の活用など、多様な手段により、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図るものとする。

また、避難情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者等に協力を求めるものとする。

さらに、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した個別避難計画に基づき避難誘導を行うものとする。

なお、市長（本部長）はこれらの避難情報の発令を行った場合は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

災害時に特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限を行い、当該地域住民の生命又は身体に対する危険の防止を図るものとする。

警戒区域の設定は、次の者が実施責任者として行うものとする。

実施責任者	内 容	根拠法令等
市 長 (本部長)	○災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条
知 事	○災害の発生により市長（本部長）が警戒区域を設定することができなくなったとき（市長（本部長）に代わって警戒区域を設定し、この場合、その旨を公示する。）。	災害対策基本法 第 73 条
警察官又は 海上保安官	○市長（本部長）（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長（本部長）から要請があったとき（市長（本部長）に代わって警戒区域を設定し、この場合、その旨を市長（本部長）に通知する。）。	災害対策基本法 第 63 条第 2 項
災害派遣を命 じられた部隊 等の自衛官	○市長（本部長）（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、（市長（本部長）に代わって警戒区域を設定し、この場合、その旨を市長（本部長）に通知する。）。	災害対策基本法 第 63 条第 3 項
消防職員又は 消 防 団 員	○火災の現場において、消防活動の確保のため特に必要があると認めるとき。	消防法第 36 条に おいて準用する 同法第 28 条
	○水防上緊急の必要がある場所において、水防活動の確保のため特に必要があると認めるとき。	水防法第 21 条

※警察官は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 28 条、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 警戒区域の実施責任者は、警戒区域を設定したときは、立入りの制限、退去又は立入禁止の措置を講じるものとする。

イ 市長（本部長）、警察官、海上保安官等は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するものとする。

5 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言することとしている。

3-6-2 避難の方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難するものとする。

- (1) 住民等は、非常用持ち出し品を持って、協力してあらかじめ定められた避難場所へ避難するものとする。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、地域の要配慮者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行うものとする。
- (3) 住民等は、津波による危険が迫り、避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高台を目指して避難するものとする。
- (4) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導並びに指示の伝達方法等のほか、児童、生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法をあらかじめ定めるものとする。
- (5) 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、指定避難所等へ避難するものとする。

3-6-3 避難路の確保

市は、避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な場所を選定しておくものとし、事前に住民へ周知するものとする。

また、市職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

3-6-4 指定避難所等の設置及び避難生活

1 基本方針

市は、受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所等を設置するとともに

に、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。なお、受入れに当たっては、指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレス等について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れるものとする。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮するものとする。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

加えて、指定避難所等を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所等の開設状況等を適切に県に報告するものとする。

2 指定避難所の開設

市は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

また、住民の自主避難にも配慮し、指定避難所の早期開設を検討するものとする。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

3 避難生活及び設置場所

(1) 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

市は、資料編「避難施設一覧」に定めた場所に指定避難所を設置するものとする。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として活用するものとする。

なお、設置場所としては、次の点に留意するものとする。

ア 津波、高潮や土砂災害、浸水等の危険のない地域に設置するものとする。

イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置するものとする。

(ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物

(イ) あらかじめ協定を締結した民間の建築物

(ウ) 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するもの

を含む。)

ウ 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、その状況に応じて受け入れるための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保するものとする。

オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用するものとする。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請するものとする。

4 設置期間

市長（本部長）は、地震情報、降雨等による災害発生危険性の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決めるものとする。

3-6-5 指定避難所等の運営

市は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難施設の管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営するものとする。その際、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援するものとする。

1 避難所管理職員の配置

市は、設置した指定避難所等に、情報伝達、応急救護など避難所の運営を行うために必要な市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置するものとする。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

また、指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請するものとする。

2 市職員の役割

指定避難所等に配置された市職員は自主防災組織等の協力を得て次の事項を行うものとする。

- (1) 被災者の受入れ
- (2) 被災者に対する食料及び飲料水の配給
- (3) 被災者に対する生活必需品の供給
- (4) 負傷者に対する医療救護
- (5) 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達

- (6) 避難した者の掌握
- (7) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は指定避難所等への受入れ
- (8) 記録等（各避難所には、維持管理のため、それぞれ責任者を定め、次の帳簿等を整備保存しておくものとする。）
 - ア 避難者収容台帳（日誌）
 - イ 避難所用物品受払簿
 - ウ 避難所設置及び受入状況（避難者名簿）
 - エ 避難所設置に要した支払証拠書類
 - オ 避難所設置に要した物品払証拠書類

3 指定避難所等の所有者又は管理者の役割

市が設置を決定した指定避難所等を所有し、又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力するものとする。

4 自主防災組織の役割

自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るように努めるものとする。

5 要配慮者への対応

市は、指定避難所等の運営に当たって、要配慮者に配慮して要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入れも図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は、要配慮者の社会福祉施設等への移送に努めるものとする。

6 指定避難所等の運営上の配慮及び協力

- (1) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (3) 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施するものとする。

また、保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行うものとする。特に、エコノミークラス症候群（深部

下肢静脈血栓症)、生活不活発病(廃用症候群)、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮するものとする。

- (4) 市は、避難所運営時における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点、性的マイノリティの視点等に配慮するものとする。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配付、巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努めるものとする。
- (5) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努めるものとする。
- (6) 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当(施設管理者など)との検討、調整を行い、指定避難所等における家庭動物のための避難スペース確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (7) 市は、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配付、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (8) 市は、県や国際交流協会等と連携(災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携)し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努めるものとする。

3-6-6 避難状況の報告

市は、指定避難所等を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について、県をはじめ伊予警察署等関係機関に連絡を行うものとする。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況(施設別に避難の指示によるもの)及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

また、指定避難所等ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供するものとする。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県に依頼するものとする。

第7章 緊急輸送活動

【危機管理課、健康増進課、未来づくり戦略室、財政課、
経済雇用戦略課、農林水産課、土木管理課】

市は、緊急輸送の実施に当たって、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速かつ的確に行うものとする。

市内で輸送手段の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している各市町等に協力を要請する。

3-7-1 実施機関

- (1) 被災者や災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、それぞれの機関において行うものとし、市が実施する災害応急対策に必要な緊急輸送は、原則として市が行うものとする。

ただし、実施機関において処理できないときは、市災害対策本部にあっては、県地方本部を通じ、車両、その他の確保又は輸送移転について、県災害対策本部に対し、応援等の要請を行う。要請を受けた県災害対策本部は、関係機関に連絡して処理する。

- (2) 市は、あらかじめ緊急輸送に関する運送業者との協定を締結するなどして、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、車両等の調達先及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員、物資等の輸送手段を確保するものとする。
- (3) 緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して県に対し、調達又はあっせんを要請するものとする。

ア 輸送区間及び借り上げ期間

イ 移送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

3-7-2 緊急輸送の対象等

1 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品及び医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材

- (7) その他市長（本部長）が必要と認めるもの

2 緊急輸送の段階別対応

(1) 第一段階（被災直後）

自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に、次の輸送を行うものとする。

- ア 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品等
- イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ウ 災害の拡大を防止するための人員及び資機材
- エ ヘリコプターの燃料

(2) 第二段階（被災後1日～6日程度の間）

ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して次の輸送を行うものとする。

- ア 第一段階の輸送の続行
- イ 緊急処置を必要とする患者等
- ウ 食料等生命の維持に必要な緊急物資
- エ 輸送道路確保のための必要な人員及び資機材
- オ 旅行者等

(3) 第三段階（被災後7日間程度以降）

陸上及び海上の輸送を中心に次の輸送を実施するものとする。

なお、陸上交通が不可能な地域に対しては空中輸送を継続するものとする。

- ア 災害復旧に必要な人員、資機材
- イ 生活必需品

3-7-3 緊急輸送体制の確立

市は、輸送施設や交通施設の被害状況及び復旧状況のほか、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立するものとする。

なお、災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速かつ確実に輸送を行うものとする。

1 陸上輸送

(1) 陸上輸送道路の確保

ア 市は、管理する道路について、警察及び自衛隊と連携して、道路施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握するとともに、県に連絡するものとする。

イ 県災害対策本部長（県災害警戒本部長）は、道路施設被害等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定することとしている。

ウ 市は、警察及び自衛隊と連携して選定された緊急輸送ルートの確保に努め、あらかじめ指定している緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替道路の設定等を実施するものとする。

- (2) 車両による輸送
市有車両については、機材調達・交渉班がその調達及び運用管理に当たるものとする。
また、災害発生に伴い、市が緊急に自動車等の確保の必要が生じた場合は、公共的団体、輸送業者等の車両を借り上げ、輸送手段の確保を図るものとする。
- (3) 人力による輸送
災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行うものとする。ただし、労務者の確保が困難な場合で、物資の輸送が緊急を要するときは、県に対し自衛隊の災害派遣の要請をするものとする。
- (4) 鉄道による輸送
一度に多くの輸送が必要な場合など鉄道による輸送が適当な場合には、県を経由して鉄道会社に緊急輸送を依頼し、輸送の確保を図るものとする。
- (5) 集積所及び要員の確保
大規模災害時には、あらかじめ指定した広域防災拠点に県外からの物資集積を図り、各市町の物資集積場所への中継を行うため、県は広域物資輸送拠点（物資拠点）を開設することとしている。
市は、地域内輸送拠点（物資集積場所）を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。
地域内輸送拠点（物資集積場所）は、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設等を選定するほか、民間施設の利用を図るものとする。
また、物資の集積配分業務を円滑に行うため、必要に応じて地域内輸送拠点（物資集積場所）に市職員を派遣するものとし、訓練を通じて保管・搬出管理等の実効性を高めるものとする。

2 海上輸送

- (1) 海上輸送路の確保
市は、自衛隊及び海上保安部と連携して利用可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握し、県災害対策本部（県災害警戒本部）に連絡するとともに、定められた海上輸送ルート of 確保に努めるものとする。
- (2) 船舶等による輸送
市は、災害により陸上輸送が不可能な場合は、船舶（艇）による輸送を行うものとする。市内に借り上げる船舶（艇）がない場合は、直ちに県災害対策本部（県災害警戒本部）又は隣接市町に要請するものとする。
- (3) 集積所及び要員の確保
市は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積拠点を確保するものとする。
また、物資の集積配分業務を円滑に行うため、必要に応じて物資の集積場所に市職員を派遣するものとする。

3 航空機による輸送

(1) ヘリコプターによる輸送

市は、車両、船舶（艇）等による輸送が不可能となり、特に航空機の輸送によらなければならないときは、県に対し、県及び県警察のヘリコプターの出動要請又は自衛隊の航空機による輸送を要請するものとする。

(2) ヘリポートの確保

市は、被災現地及び孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努めるとともに、管内ヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告するものとする。

3-7-4 燃料確保対策

市は、災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定等に基づき確保に努めるものとし、必要に応じ、燃料の緊急輸送を行うものとする。

3-7-5 記録等

市は、車両、船舶（艇）、人夫等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備し保存しておくものとする。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

第8章 交通応急対策

【危機管理課、土木管理課、農林水産課、都市住宅課】

津波被害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、市は、他の道路関係者等と連携の下、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、作業員の安全を確保した上で、これらの障害物を道路啓開等により速やかに除去し、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるとともに、代替輸送路として、海上輸送路を確保するものとする。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行うものとする。

3-8-1 陸上交通

1 緊急地震速報を覚知したとき及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動するものとする。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

また、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないものとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとるものとする。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

2 陸上交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するほか、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止することとしている。
- (2) 市は、管理する道路について、早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限するものとする。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるものとする。
- (3) 市及び公安委員会は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図るものとする。
- (4) 市は、管理する道路について、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努めるものとする。

3 交通規制措置

地震発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、県警察、各警察署、道路管理者等は、緊密な連携の下、被災地域及びその周辺地域において、次の基準に従い速やかに車両等の通行禁止及び制限、迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとるものとする。

(1) 実施機関

ア 道路管理者

- (ア) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。
- (イ) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。

イ 公安委員会、警察本部、各警察署

- (ア) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき。
- (イ) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。
- (ウ) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがあるとき。

ウ 港湾・漁港管理者

臨港道路の使用に関し必要な規制

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

ア 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に充てる道路を選定することとしている。この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指

導及び広報を行うこととしている。

イ 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止することとし、この場合、当該区域内の者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとることとしている。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することとしている。

なお、県警察は、交通規制に当たって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請することとしている。

ウ 路上放置車両等に対する措置

(ア) 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は、自ら当該措置をとることとしている。

(イ) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとることとしている。

(ウ) 消防職員

消防職員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとるものとする。

(エ) 道路管理者

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は、自ら当該措置をとるものとする。

(3) 交通規制実施後の広報

県警察及び各警察署は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を住民に広く周知し、秩序ある交通を確保することとしている。

4 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

市は、他の道路管理者、公安委員会等と連携の下、防災機関及び地域住民等

の協力を得て道路交通の確保を行うものとする。

(2) 道路、橋りょうの危険箇所の把握

市は、管理する道路の破損、決壊、橋りょう流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

(3) 応急措置

ア 応急措置と代替道路の確保

市は、管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路などの有無を十分調査し、迂回路がある場合は代替道路として利用して交通の確保を図るものとする。

イ 応援要請

災害状況により応急措置が不可能な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、県に自衛隊の災害派遣を要請して応急復旧を図るものとする。

(4) 道路施設の復旧

市は、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行うものとする。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行うこととし、(一社)愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請するものとする。

(5) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先として交通安全施設の応急復旧を行うこととしている。

(6) 障害物等の除去及び集積

ア 市は、路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとるものとする。

イ 上記アにより除去した障害物は、市があらかじめ仮置場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に集積するものとする。

また、適当な仮置場がない場合は、避難路及び緊急輸送道路以外の道路の路端等に集積するものとする。

(7) 警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ 警察官は、上記アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとること

を命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記ア及びイを、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、上記ア及びイを消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(8) 道路管理者の措置命令

ア 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

イ 道路管理者は、上記アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 知事は、市道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、道路管理者に対し、上記アに係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置をとるべきことを指示することができる。

5 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対して当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

イ 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付することとしている。

(2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務について、知事に対しては防災危機管理課、公安委員会に対しては県警察交通規制課及び各警察署交通課において行うこととされている。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ

め把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができるとしている。なお、事前届出及び確認の手続きについては、別に定めるところによる。

3-8-2 海上交通

1 海上交通の規制

- (1) 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止することとしている。
- (2) 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行うこととしている。
- (3) 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行うこととしている。

2 海上交通確保の措置

- (1) 海上交通の整理
市、県、海上保安部等防災関係機関は、相互に連携し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行うものとする。
- (2) 港湾・漁港施設等の応急措置
市は、各管理者と連携の下、港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急処置を講じるものとする。
- (3) 海上自衛隊等に対する支援要請
市は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、海上自衛隊又は海上保安部の応援が必要と認める場合は、県に対して、海上自衛隊等の応援を要請するものとする。

第9章 災害拡大防止活動

【危機管理課、土木管理課、都市住宅課、経済雇用戦略課、学校教育課、伊予消防署】

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により甚大な被害が予想されるため、市及び県はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても人命救助、出火防止及び初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むものとする。

特に、災害当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行うものとする。

なお、災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮するものとする。

3-9-1 消防活動

1 消防活動の基本方針

津波による火災は、津波の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なる。また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、伊予消防署及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行うものとする。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止するものとする。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防活動の優先順位

ア 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難場所及び避難路確保の消防活動を行うものとする。

イ 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

ウ 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消防活動を優先して行うものとする。

エ 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の

防護上必要な消防活動を優先するものとする。

オ 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行うものとする。

カ 救命処置を要する要救助者優先

多数の負傷者等が発生した場合、傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせるものとする。

キ 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行うものとする。

ク 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行うものとする。

2 消防機関の活動

(1) 伊予消防署の活動

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び伊予警察署と相互に連絡を行うものとする。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

津波火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行うものとする。

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行うものとする。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとるものとする。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たるものとする。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路、防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行うものとする。

- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保するものとする。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努めるものとする。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送するものとする。

- (ア) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行うものとする。
- (イ) 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行うものとする。
- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、中予保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行うものとする。
- (エ) 震災時は道路交通確保が困難なため、伊予消防署、消防詰所、伊予警察署（交番、駐在所）等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行うものとする。
- (オ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進するものとする。

(2) 消防団の活動

消防団は、津波災害が発生した場合、原則として伊予消防署の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行うものとする。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行うものとする。

ア 活動内容

- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
地域住民の津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集・伝達を行うものとする。
- (イ) 出火防止活動
津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火に当たるものとする。
- (ウ) 消火活動
幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行うものとする。
- (エ) 避難誘導
避難指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をと

りながら住民を安全な場所に避難させるものとする。

(オ) 救急救助活動

伊予消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行うものとする。

(カ) 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

イ 警防

(ア) 火災等の予警報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき、又は関係機関から予警報の通知を受けたとき、若しくは火災等災害を発見した場合は、次の要領により通報するものとする。

a 火災等の予警報発令

各分団に対する連絡は、伊予消防署からの一斉指令、電話等により定められた場所に通報するものとする。通報を受けた関係者は、直ちにサイレン若しくはその他の方法をもって、住民に周知し、分団詰所に必要人員を待機させるものとする。

b 火災等の予警報解除

解除通報も発令と同要領によって行うものとする。

なお、サイレン、信号要領は、消防法施行規則第34条（別表第1の3）の規定に示すところによる。

(イ) 招集及び出動

関係者の招集は、前記消防信号により行うものとする。消防団員が電話若しくはサイレン又はその他によって火災を覚知したときは、所属分団員は、定位置への招集に応じ出動計画に基づいて配備につくものとする。

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

(4) 警察官との相互協力

警察及び消防機関は、放火又は失火絶滅その他災害による被害の軽減等共同使命達成のために相互協力するものとする。

ア 警察通信施設を使用すること。

イ 消防機関及び警察は、災害防御処置について事前あるいは状況に応じて協定すること。

ウ 消防職員及び消防団員は、必要に応じ消防警戒区域の設定について警察官に対してその要求ができる。

(5) 危険物等災害対策

ア 危険物取扱所

危険物貯蔵取扱所において火災が発生した場合は、直ちに出動し、化学消火資機材をもって消火に当たり、火災の防御に努めるものとする。

イ 特殊災害対策

爆発物等危険物による特殊災害対策は、次のとおりとする。

(ア) 検査、勧告、指示

伊予消防署は、消防関係法令等に基づき、危険物、高圧ガス製造所等の施設に定期又は臨時に立ち入り、その施設の検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導又は必要な指示・勧告を行うものとする。

(イ) 化学消火剤等の備蓄

伊予消防署は、有事に備え化学消火剤等を備蓄しておくものとする。

(ウ) 応急対策

伊予消防署は、爆発事故等の特殊災害が発生した場合は、付近住民の生命の安全確保を第一として、伊予警察署等と協力して災害の拡大及び二次的災害発生の防止に努め、危険区域住民の避難の指示誘導及び被災者の救出に万全を期するものとする。

3 消防活動の応援要請

(1) 県内の消防応援

市長（本部長）又は消防長は、火災が発生し、市の消防機関の消防力のみでは災害の防御が困難な場合、又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、速やかに県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を行うものとする。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づく応援要請については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

ア 近隣市町間の消防相互応援協定に基づくもの

市の消防機関の消防力のみでは災害の防御が困難であるが、近隣市町等の応援を得て対応できる場合は、市町間の消防相互応援協定に基づき応援要請を行うものとする。

イ 中予地区広域消防相互応援協定に基づくもの

中予地区の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、「中予地区広域消防相互応援協定書」に基づき応援要請を行うものとする。

ウ 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき応援要請を行うものとする。

エ 応援要請の手続き

市長（本部長）又は消防長は、他の消防機関の長に応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請するものとする（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）。

(ア) 災害の状況及び応援要請の理由

- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員・車両・資機材
- (エ) 進入経路及び結集場所

オ 応援隊の受入体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う場合は、連絡班を設け受入体制を整えておくものとする。

- (ア) 応援消防隊の誘導方法
- (イ) 応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認
- (ウ) 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

(2) 緊急消防援助隊への応援要請

市長（本部長）は、災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事に対し消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請するものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援要請等については、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

ア 災害の状況及び応援要請の理由

イ 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等

ウ 応援部隊の進入経路及び集結場所

エ 指揮体制及び無線運用体制

オ その他必要事項

(3) 県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、市長（本部長）又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請するものとする。

4 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じるものとする。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行うものとする。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

(3) 災害拡大防止措置

危険物を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じるものとする。

ア 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供すること。

イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ち

に通報すること。

ウ 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じること。

5 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブ閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をするものとする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努めるものとする。

(3) 消防隊への協力

消防隊（伊予消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従うものとする。

6 住民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締めるものとする。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で消火活動を行うものとする。

3-9-2 水防活動

地震による津波に対する水防活動は、「市水防計画」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 市の活動

(1) 地震による津波の襲来が予想され、氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、伊予警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防署長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努めるものとする。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報

- (1) 水門、閘門等の管理者は、水防上必要な津波等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門、閘門等の操作責任者は、津波等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたととき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門、閘門等の操作責任者は、津波警報等が発表された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確保を最優先にした上で、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- (4) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

3 水防作業の安全確保

水防作業に従事する者は、水防作業時には安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、津波の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先するものとする。

4 水防活動の応援要請

- (1) 地元住民の応援
水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。
- (2) 警察官の応援
水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、伊予警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。
- (3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定
ア 水防管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定により、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。
イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定めることとされている。
- (4) 自衛隊の応援
大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊中部方面特科隊長に災害派遣を要請するものとする。

3-9-3 人命救助活動

1 実施機関

- (1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長(本部長)が行うことを原則とし、市単独では救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請するものとする。

なお、震災時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、伊予消防署及び消防団は、住民の協力を確保するとともに、伊予医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動に当たるものとする。

さらに、必要に応じ民間団体の協力を求めるものとする。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

- (2) 広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとする。

なお、他市町から応援要請を受けた場合、市長(本部長)は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

- (3) 県、県警察及び自衛隊は、市長(本部長)が行う救出活動に協力することとしている。
- (4) 県は、救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行うこととしている。
- (5) 市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行うものとする。
- (6) 自主防災組織や事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行うものとする。
- (7) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

2 市の活動

- (1) 救助対象者

ア 災害のため現に生命、身体が危険な状態にあるもので、次の場合に該当する者とする。

(ア) 火災の際に火中に取り残されたような者

(イ) 水害の際に水に流されたり、又は孤立した地点に取り残されたような者

(ウ) 山崩れ、地すべりなどにより生埋めになったような者

(エ) 海難、交通事故、河川における遭難等により救助を要する者

- (オ) その他これらに類するもので救助を要する者
- イ 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者
 - (ア) 行方不明の者で生存していると推定される者
 - (イ) 行方は分かっているが、生死が明らかでない者
- (2) 救助隊の設置
 - 災害のため救助を要する者が生じた場合、市長（本部長）の指示により消防部に救助隊を設置するものとする。
 - ア 救助隊の人員は、災害の規模により市長（本部長）が指示するものとする。
 - イ 救助隊は、消防職員及び消防団員をもって編成するものとする。
 - ウ 救助隊に捜索班と収容班を設置するものとする。
 - エ 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努めるものとする。
- (3) 救助の方法
 - ア 被災者の救助作業は、救助隊が中心となり、関係機関等と協力し、救助作業に当たるものとする。
 - イ 救助作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、自衛隊、警察、海上保安部その他関係機関等の協力を得て救助に当たるものとする。
 - ウ 救助後は、速やかに病院又は医療機関への収容等救助者の救護に当たるものとする。
 - また、現場で救急処置を施す必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるようにしておくものとする。
 - エ 救急搬送に当たっては、負傷者の状況、救護所・病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送できるようにしておくものとする。
- (4) 救助活動
 - 消防部長は、市長（本部長）及び関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努めるとともに、救助隊を指揮して被災者の捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査の上、市長（本部長）に報告するものとする。
 - ア 捜索班
 - 消防部長の指揮の下に災害現地における救助者の捜索、救助を行い、収容班に引き渡すものとする。
 - イ 収容班
 - 救助された者を収容し、医療等を要する場合は本編「第 10 章 地域への救援活動 3-10-4 医療救護活動」に定める市内の病院又は救護所へ搬送し、救護措置を行うものとする。
 - また、死亡と確認されたものについては警察官又は海上保安官により検視を行った後、市長（本部長）が指示する場所に収容し、食料・衛生班において死体の処理を行うものとする。
- (5) ヘリコプターの要請
 - 市長（本部長）は、救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救出者の搬送等のため必要があると認めたときは、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する

る協定」に基づき、県消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

また、状況によっては、県を通じて自衛隊の災害派遣を要求し、迅速な人命救助活動を実施するものとする。

(6) 救助活動に要する費用及び期間

救助活動に要する費用及び期間は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずるものとする。

(7) 記録等

救助を実施した場合に整備保存すべき記録等は、次のとおりとする。

ア 救助状況記録簿

イ 救助関係支払証拠書類

ウ 救助用燃料受払簿

エ 救助用機械器具修繕費支払簿

3 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次により救出・救護活動を行うものとする。

(1) 救出・救護活動の実施

がけ崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施するものとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送するものとする。

(2) 避難の実施

市長（本部長）や警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行うものとする。

避難の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施するものとする。

(ア) 市街地……………火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ……がけ崩れ、地すべり

(ウ) 海岸地域……………津波

イ 避難に当たっては、必要最低限のもののみ携帯するものとする。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させるものとする。

(3) 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配付を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力するものとする。

4 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努めること。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努めること。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行うこと。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察、海上保安部等に連絡し早期救出を図ること。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受けること。

3-9-4 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを、日頃から定めておくものとする。

また、指定避難所を指定する市や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておくものとする。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域及び関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所等の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮するものとする。

3-9-5 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施

津波により建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施するものとする。

- (1) 市は、県及び(公社)愛媛県建築士会等建築関係団体の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市は、県の協力の下、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- (3) 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3-9-6 帰宅困難者への対応

市は、県、民間事業者等と連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努めるものとする。

- (1) 市は、県と連携の下、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 市は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合、県と連携の下、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行うものとする。

第10章 地域への救援活動

【財政課、未来づくり戦略室、危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課、市民課、農林水産課、農業振興課、都市住宅課、環境保全課、社会教育課、学校教育課、水道課、伊予消防署】

津波災害においては、家屋の倒壊、焼失、津波等の切迫した状況の中で、多くの住民が極度の混乱状態となるおそれがある。

このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため、市は、防災関係機関と連携の下、県、自主防災組織、住民等と協力して食料や生活必需品、応急住宅等の確保、医療活動等を積極的に行うものとする。

3-10-1 物資の確保・供給

市及び関係機関は、被災者の生活を保護するため、食料や被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施するものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達や被災地の実情に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

1 実施機関

- (1) 災害時における食料及び生活必需品等の供給は、市長（本部長）が行うものとする。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。

この場合、非常持ち出しができない被災者や旅行者等に対し、自らの備蓄物資を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調

達するものとする。

- (3) 市長（本部長）は、市単独で炊き出しなど食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、県に対し、次の事項を明示して必要な緊急援護物資の供給又は炊き出しの実施を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援を要請するものとする。

ア 緊急援護物資の供給

- (ア) 調達又はあっせんを必要とする理由
- (イ) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (ウ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (エ) 連絡課及び連絡責任者
- (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (カ) その他参考となる事項

イ 炊き出しの実施

- (ア) 所要食数（人数）
- (イ) 炊き出しの期間
- (ウ) 炊き出し品送付先
- (エ) その他必要な事項

2 供給対象者及び供給品目等

(1) 供給対象者

ア 炊き出しその他による食品

- (ア) 避難者
- (イ) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (ウ) 住家に被害を受け、一時親せき地等へ避難する必要がある者
- (エ) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者
- (オ) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等

イ 生活必需品等

災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給品目

ア 炊き出しその他による食品

応急的に供給する食料は、市が備蓄する非常食及び調達による米穀、パン又は副食品とし、乳児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

イ 生活必需品等

支給物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

- (ア) 被服、寝具及び身のまわり品
- (イ) 日用品

- (ウ) 炊事用具及び食器
- (エ) 光熱材料
- (3) 供給基準及び期間
 - ア 食料
 - 愛媛県災害救助法施行細則に準じ、1人1食又は1日当たりの基本供給量に市長（本部長）が必要と認める受給者の数及び実施期間の食数（日数）を乗じて得た数量とする。
 - イ 生活必需品等
 - 愛媛県災害救助法施行細則に準じ、被害の状況、被災人員、被災世帯、構成人員を十分調査の上品名及び期間を決定するものとする。

3 応急物資の確保

- (1) 炊き出しその他による食品
 - 食料の確保及び調達は、食料・衛生班長が市長（本部長）の指示に基づき、次のとおり行うものとする。
 - ア 備蓄食料
 - 非常食については、市の備蓄食料を使用するものとする。
 - イ 市内販売業者からの調達
 - 副食品及び粉ミルクについては、必要に応じ市内販売業者から調達するものとする。ただし、地域内で調達不能の場合は知事にあっせんを依頼するものとする。
 - ウ 県への要請
 - 市長（本部長）は、市単独で必要な応急食料の確保ができないときは、県に対し、県が緊急援護物資として備蓄している食料の供給について要請するものとする。
 - エ 政府所有米穀の緊急の引渡要請
 - 市長（本部長）は、米穀等の主食については、必要に応じて県に必要量を申請して、農林水産省農産局長への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼するものとする。ただし、通信機能不全等により手続きがとれない場合は、直接農林水産省農産局長に要請し、事後速やかに知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付するものとする。
 - なお、当該米穀を買い受ける場合には「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」の規定に基づき、農林水産省農産局長と県が売買契約を締結し、農林水産省農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受けるものとする。
- (2) 生活必需品等
 - ア 市が保有する備蓄物資の取扱い
 - 市は、あらかじめ備蓄している備蓄物資を使用し、被災者に対して供給するものとする。

イ 日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い

日本赤十字社愛媛県支部が備蓄している非常災害用救援物資は、日本赤十字社愛媛県支部の委任を受けて、あらかじめ定められた配分基準により市が被災者に分配するものとする。

ウ 県が保有する備蓄物資の供給要請

市は、県が保有する備蓄物資の供給を受けたときは、調達救援物資集積場所に保管し、市有備蓄物資の取扱いに準じて取り扱うものとする。

4 応急物資の供給

市は、緊急物資の配分に当たっては、事前に住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努めるものとする。

また、災害の規模及び発生地域等の状況に応じ、小・中・高校の講堂や、体育館又は公民館等を借り上げ、物資の集積及び配分を行うものとする。

(1) 供給方法

ア 避難者に対する供給

調達した食料及び生活必需品等をあらかじめ指定避難所等ごとに組織された運営組織の責任者を通じて配給するものとする。

イ 上記ア以外の被災者に対する供給

調達した食料及び生活必需品等を直接供給するほか、小売業者及び取扱者を指定して行うものとする。

ウ 災害対策従事者に対する供給

上記アに準じて行うものとする。

(2) 炊き出しの実施等

市は、指定避難所等、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設けるほか、食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行うものとする。

ア 炊き出しの方法

(ア) 炊き出しは、給食センターをはじめ、学校などの給食施設又は公民館、集会所、社寺などの既存施設を利用し、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所等における既存の調理施設等を利用して行うものとする。

(イ) 炊き出しは、直ちに食することができる握り飯及び漬物、かん詰等の副食品を配給するものとするが、炊飯が困難である場合は、乾パン又は生パンを配給するものとする。

なお、炊き出しを実施する場合は湯茶も併せて支給するものとする。

(ウ) 市において直接炊き出しをすることが困難な場合で、給食業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して配給するものとする。

イ 食品衛生

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

- (ア) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給すること。
- (イ) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (ウ) 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (エ) 供給食品は、防ハエ、その他害虫駆除に留意すること。
- (オ) 使用原料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意すること。
- (カ) 炊き出し施設は、学校給食センターなどの給食施設又は公民館、社寺などの既存施設を利用するが、これらが得がたい場合、湿地、排水の悪い所などから遠ざかった場所を選定して設けること。

5 記録等

(1) 緊急援護物資等の供給の記録

災害時の給与又は貸与物資について記録するため、次の簿冊を整備保存するものとする。

- ア 物資購入（配分）計画表
- イ 物資受払簿
- ウ 物資給与及び受領簿
- エ 物資購入関係支払証拠書類
- オ 物品物資払出証拠書類

(2) 炊き出しの記録

炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員 {朝・昼・夕に区分}）を県に報告するとともに、次の必要な帳簿、書類を整備保存しておくものとする。

- ア 炊き出し受給者名簿
- イ 食料品、現品給与簿
- ウ 炊き出し、その他による食品給与、物品受払簿
- エ 炊き出し用物品借用簿
- オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

6 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 食料の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市に供給を要請するものとする。
- (2) 自主防災組織は、市が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力するものとする。
- (3) 住民は、必要な緊急物資、非常持ち出し品の整備、搬出に努めるものとする。
- (4) 自主防災組織は必要に応じて炊き出しを行うものとする。

3-10-2 飲料水の確保・供給

1 実施体制

被災者に対する飲料水の供給は、市長（本部長）が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。

また、市単独で実施できないときは、次の事項を示して県に調達又はあっせんを要請するものとする。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数

2 応急給水活動

市は、飲料水の確保が困難な地域に給水拠点を定め、備蓄飲料水、給水車等により応急給水を行うものとする。

なお、自己努力により飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意を広報するものとする。

(1) 応急取水施設による給水

ア 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努めるものとする。

イ 水道施設が損壊し又は飲料水が汚染した場合は、供給人員、範囲等を考慮の上、応急取水施設により飲料に適する地下水を取水した後消毒を行うものとする。

ウ 消毒した水は、給水車又は容器により搬送し、給水するものとする。

(2) 給水車・容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送し給水するものとする。

(3) 給水量

被災者に対する1人1日当たりの給水量は20リットル程度とするものとする。

(4) 給水期間

飲料水の給水期間は、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

(5) 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には迅速に応急復旧を行うものとする。ただし、市単独での応急復旧が困難な場合は、伊予市水道工事公認業者の応援を求めるものとする。

(6) 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類・帳簿等を整備保存するものとする。

- ア 飲料水供給記録簿
- イ 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ウ 給水用機械器具修繕簿

3 非常飲料水の取扱い

- (1) 市が保有する備蓄飲料水の取扱い
非常災害用飲料水として、非常飲料水を備蓄するものとし、被災者に対し供給する必要が生じた場合は、食料・衛生班が配給するものとする。
- (2) 県が保有する備蓄飲料水の供給要請
市長（本部長）は、市単独で必要な非常飲料水を確保できないときは、県に対し、県が緊急援護物資として備蓄している飲料水の供給について要請するものとする。

4 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 地震発生後3日間は、貯えた水等により、それぞれ飲料水を確保するものとする。
- (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保するものとする。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努めるものとする。この場合、特に衛生上の注意を払うものとする。
- (4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行うものとする。

3-10-3 燃料の確保

1 市の活動

- (1) 市は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあっせんを行うものとする。
また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんに要請するものとする。
 - ア 必要なプロパンガスの量
 - イ 必要な器具の種類及び個数
- (2) 市は、市庁舎、指定避難所等、病院等、防災対策上特に重要な施設又は、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努めるものとする。

2 住民及び自主防災組織の活動

地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保するものとする。

3-10-4 医療救護活動

1 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先とし、トリアージの実施等により効率的な活動に努めるものとする。
- (2) 市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携の下、災害の状況に応じ適切な医療救護を行うものとする。
- (3) 市は、当該域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容するものとする。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市町の医療救護活動について広域的な調整を行うこととしている。
- (5) 中予保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行うこととしている。
- (6) 市は、県と連携し、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努めるものとする。
- (7) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮するものとする。
- (8) 県は、災害時小児周産期リエゾンの養成に努め、災害時小児周産期リエゾンは、災害医療コーディネータと連携し、小児・周産期に係る医療救護活動の助言及び調整の支援を行うこととしている。

2 情報の収集・提供

市は、県、災害医療コーディネータ、消防機関、警察、県医師会等との連携の下、以下について情報収集を行うとともに、県等への情報提供に努めるものとする。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 指定避難所等、救護所の設置状況
- (3) 指定避難所等、救護所における医療ニーズ
- (4) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (5) 医療施設、救護所等への交通状況
- (6) その他参考となる事項

3 市の活動

(1) 医療救護体制の確立

ア 市は、救護所開設予定施設及び救護病院等の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立するものとする。

イ 市は、被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定するものとする。

ウ 市は、救護所・指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救

護班の受入調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、中予保健所に職員の派遣を要請するものとする。

(2) 救護所の設置及び医療班の確保

市は、災害の発生により医療救護が必要となったときは救護所を設置し、伊予医師会等の協力の下、救護班を編成するとともに、県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づき、救護班の派遣要請を行うなどにより、医療救護体制を確保するものとする。

また、救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、中予保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請するものとする。

ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）

イ 必要な救護班数

ウ 医療救護活動を必要とする期間

エ 派遣場所

オ その他必要事項

(3) 市職員の派遣

ア 市は、救護所・救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて市職員を配置するものとする。

イ 配置された市職員は、救護所・救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行うものとする。

(4) 医療資機材等の確保

市は、医療、助産の実施に必要な医療資機材について、原則として市内医療機関に備蓄されているものを使用し、不足する場合には医療機関を通じ業者から調達するものとする。ただし、市内で調達不能な場合は、中予保健所及び県に要請し、確保するものとする。

(5) 輸血用血液の調達

市は、救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、中予保健所を通じて県に調達・あっせんを要請するほか、献血予約登録者等に協力を呼びかけるものとする。

(6) 負傷者の搬送及び医療機関との連携

ア 傷病者を最寄りの救護所又は必要に応じて救護病院等に搬送するものとする。

イ 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、市が行うものとする。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送するものとする。

ウ 救護所等の責任者は、後方医療機関に収容する必要がある者の搬送を市に要請するものとする。

エ 救護所等から後方医療機関までの搬送は、市が県及び防災関係機関との連携・支援の下に実施する。

オ 道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、県に県消防防災ヘリコプター等の出動あるいは自衛隊の派遣を要請し、状況に応じた輸送を行うものとする。

カ 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行うものとする。

4 救護所等における活動

(1) 救護所における活動

ア 救護所での医療活動は、市の指揮の下で救護班が実施するものとする。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行うものとする。

イ 救護所において救護班は次の業務を行うものとする。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定
- (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助産活動
- (カ) 死体の検案
- (キ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告

ウ 記録等

医療救護を実施した場合に整備すべき記録等は、次のとおりとする。

- (ア) 医療助産券交付簿
- (イ) 救護班診療記録
- (ウ) 救護班医療品衛生材料使用簿
- (エ) 救護班の編成及び活動記録
- (オ) 療品衛生材料受払簿
- (カ) 病院診療所医療実施状況
- (キ) 医療品・衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (ク) 助産台帳
- (ケ) 助産関係支出証拠書類

(2) 各医療機関における活動

各医療機関における活動は、次のとおりである。

医療機関	活 動 内 容
市内の医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等の調査及び診療機能の確認 ②被害の応急修復の実施及びライフライン事業者等への応急復旧の要請 ③被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入医療機関及び移送手段の確保並びに市及び県への支援の要請 ④市からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断による、参集可能なスタッフによる救護班の編成及び市が設置する救護所への派遣 ⑤自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者の受入れ及び治療 ⑥広域災害・救急医療情報システムの積極的活用等関係機関相互の密接な情報交換並びに災害医療コーディネータを通じた支援・協力の要請 ⑦被災状況に応じた医療従事者の派遣等関係機関相互の支援・協力
救護病院等	<ul style="list-style-type: none"> ①救護所への救護班の派遣 ②救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者の受入れ等 <ul style="list-style-type: none"> ア 重症者及び中等症者の収容と処置 イ 助産 ウ 死体の検案 エ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告 オ 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配 カ その他必要な活動 ③災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的な地域内の医療救護の調整及び実施

医療機関	活 動 内 容
災害 (基幹) 拠点病院	①救護所への救護班の派遣 ②被災地等へのDMA Tの派遣 ③他県等から派遣されたDMA Tの活動拠点としての受入れ・派遣調整等 ④被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者の受入れ等 ア 重症者及び中等症者の収容と処置 イ 助産 ウ 死体の検案 エ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告 オ 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配 カ その他必要な活動 ⑤広域災害・救急医療情報システムの活用による被災地域の医療機関に関する情報の把握及び支援が可能な医療情報の提供 ⑥圏域内の医療救護の調整・実施拠点としての災害医療コーディネータとの一体的な活動
三次救急 医療施設	災害（基幹）拠点病院等で対処できない重篤救急患者を受入れ及び救命医療の提供

5 災害医療コーディネータの活動

災害医療コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行うこととしている。

(1) 統括コーディネータ

- ア 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達
- イ 県内の医療救護活動の統括及び調整
- ウ 災害拠点病院コーディネータ、国及び関係機関等との連絡、調整及び要請

(2) 災害拠点病院コーディネータ

- ア 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達
- イ 圏域内におけるDMA Tや救護班等の受入れ及び派遣調整等
- ウ 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整
- エ 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整
- オ 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整
- カ 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災内の関係機関等との連絡、調整及び要請

(3) 公立病院コーディネータ

- ア 立地市町内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 立地市町内におけるDMA Tや救護班等の受入れ及び派遣調整等
- ウ 立地市町内における医薬品等の調達及び供給調整

エ 災害拠点病院コーディネータ及び立地市町内の関係機関等との連絡、調整及び要請

6 被災地外の市町の活動

被災地外の市町は、県からの協力要請に基づき、市町立病院・診療所職員で構成する救護班を派遣するとともに、傷病者の受入れを行うこととなっている。

7 愛媛県医師会等の活動

(1) 愛媛県医師会

ア 市又は県から援助の要請があったときは、愛媛県医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努めることとしている。

イ 救護病院等以外の愛媛県医師会会員の医療機関に収容して救護を行う必要のある場合は、会員の医療機関に協力を要請することとしている。

ウ 市、県又は県警本部からの死体検案について援助要請があったときは、会員に対して協力を要請することとしている。

(2) 愛媛県歯科医師会

ア 市又は県から援助の要請があったときは、愛媛県歯科医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努めることとしている。

イ 愛媛県歯科医師会会員の医療機関に収容して救護を行う必要のある場合は、会員の医療機関に協力を要請することとしている。

ウ 市、県又は県警察本部から援助の要請があったときは、身元不明者の確認のため、歯形の調査を行うこととしている。

(3) 愛媛県薬剤師会

ア 市又は県から援助の要請があったときは、薬剤師等を現地に派遣し、救護活動に努めることとしている。

イ 県から援助の要請があったときは、医薬品等の集積場所の設置に協力するとともに、集積場所に薬剤師等を派遣し、医薬品等の集積及び配分に協力することとしている。

(4) 愛媛県看護協会

県から援助の要請があったときは、災害支援ナース等を現地に派遣し、救護活動に努めることとしている。

(5) 愛媛県栄養士会

市又は県から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、支援活動に努めることとしている。

(6) 愛媛県柔道整復師会

県から援助の要請があったときは、柔道整復師等を現地に派遣し、支援活動に努めることとしている。

(7) 愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会

県から援助の要請があったときは、災害リハビリテーション支援チームを現地に派遣し、支援活動に努めることとしている。

8 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部の医療活動は、救護班による災害現場での応急的災害医療、松山赤十字病院による傷病被災者受入れ及び愛媛県赤十字血液センターによる血液製剤の供給を中心に行うこととしている。

9 公的医療機関・旧国立医療機関の活動

(1) 救護班の派遣

ア 公的医療機関は、市又は県の派遣の協力要請に基づき、救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努めることとしている。

イ 旧国立医療機関は、県から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施することとしている。

(2) 傷病者の受入れ

市又は県から傷病者の受入れについて協力要請があった場合は、協力を努めることとしている。

10 住民及び自主防災組織の活動

(1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置するものとする。

(2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送するものとする。

3-10-5 下水処理・し尿処理の実施

1 市の活動

(1) 下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県に連絡するものとする。

(2) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用を控え、仮設トイレ等で処理するよう広報を行うものとする。

(3) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行うものとする。

(4) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して素掘り、仮設トイレ等で処理するよう指導するものとする。

(5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡するものとする。

(6) 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人日本下水道管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団に対し、必要に応じて支援を要請するものとする。

2 住民及び自主防災組織の活動

(1) 水洗トイレは市からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の

被災を発見したときは、市に連絡するとともに、市からの指示に従うものとする。

- (2) 自主防災組織を中心に仮設トイレの設置、消毒、管理を行うものとする。

3-10-6 生活系ごみ処理の実施

1 市の活動

- (1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集方法、ごみ置場及び収集日時を定めて住民に広報するものとする。
- (2) 消毒、防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配付するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように指導・広報するものとする。
- (3) 住民によって集められたごみ置場のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選択した処理施設に運び処理するものとする。
なお、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
- (4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

2 住民及び自主防災組織の活動

住民は、自主防災組織を中心として、市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとるものとする。

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りのごみ置場へ搬出するものとする。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみ置場を設定し、住民に周知するものとする。
- (3) 自主防災組織の清掃班を中心として、ごみ置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行うものとする。
- (4) ごみは、市が定めた日時にごみ置場へ搬出するものとする。

3-10-7 災害廃棄物処理の実施

1 基本方針

市は、応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって発生する災害廃棄物を「伊予市災害廃棄物処理計画」及び「愛媛県災害廃棄物処理計画」に従い、迅速かつ適正に処理するものとする。

2 市の活動

- (1) 災害廃棄物処理対策組織の設置
市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加するものとする。

(2) 情報の収集

市内の情報を収集・把握するとともに、次の内容を整理して県に報告するものとする。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ 廃棄物処理施設等の被災状況
- ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- エ 仮置場、仮設処理施設の確保状況

(3) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計するものとする。

(4) 仮置場、仮設処理施設の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理施設を確保するものとする。

(5) 住民への周知

災害廃棄物の搬入場所及び搬入時期、分別方法などを速やかに住民に周知するものとする。

(6) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保するものとする。

(7) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理施設及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請するものとする。

(8) 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案した上で、県が示す処理指針や事前に策定した「伊予市災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物の処理を実施するものとする。

(9) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施するものとする。

(10) NPO、ボランティア等との連携

災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等と連携を図るものとする。

3 事業者の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行うものとする。

また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行うものとする。

4 住民の活動

(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法により搬出等を行うものとする。

(2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しないものとする。

3-10-8 防疫・衛生活動

市は、津波災害における感染症の発生と流行を未然に防止するため、県と連携し、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努めるものとする。

1 実施体制

被災地帯の防疫は、市長（本部長）が県又は中予保健所の指導指示に基づいて行うものとする。ただし、市単独で実施できないときは、県又は隣接市町及び関係機関の応援を要請して実施するものとする。

2 防疫・保健活動

(1) 防疫班の編成

市は、知事の指示に基づき、環境保全班を中心とした市職員及び臨時に雇い上げた作業員による防疫班を編成するものとする。

(2) 防疫活動

市は、県の指導・指示により、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等必要な防疫活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 感染症の病原体に汚染された場所及び感染症発生のおそれのある場所の消毒

(ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本節において「法」という。）第27条の規定及び災害対策基本法第50条の規定により、消毒を実施するものとする。

(イ) 浸水地域に対しては、被災の直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰を配付して、床壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒を指導するものとする。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、県が地域を定めて消毒を実施するため、これと併せて実施するものとする。

なお、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定める薬品を使用するものとする。

ウ 物件及び建物に係る措置

法第29条及び法第32条の規定により、感染症の発生を予防し、若しくはまん延を防止するために必要な措置を講じるものとする。

エ 検病調査及び健康診断

検病調査及びその結果に基づく健康診断は県が行うこととされている。

市は、指定避難所等、たん水地域、その他衛生条件が悪い地域を詳細報告するなど、県に協力するものとする。

オ 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、県と連携し、臨時予防接種を実施するものとする。

カ 生活用水の供給

法第 31 条の規定により、知事が感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、期間を定めてその使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合、規定する期間中、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給するものとする。

(3) 飲料水の消毒及び衛生指導

市は、給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施するとともに、井戸水、水道水等の衛生処理について指導するものとする。

(4) 塵芥、汚泥、し尿等の処理

市は、塵芥、汚泥等を仮置場及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期すものとする。

(5) 患者などに対する措置

ア 被災地域において感染症患者若しくは保菌者が発生した場合、市は、直ちに隔離収容の措置をとるものとする。隔離病舎に収容することが困難な場合は、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容するものとする。

イ 市は、やむを得ない理由によって隔離施設への収容措置をとることができない保菌者に対しては自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要があるときは治療を行うものとする。

ウ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6) 指定避難所等における防疫指導

ア 市は、中予保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行うものとする。

また、指定避難所等の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て衛生、健康管理等の徹底を図るものとする。

イ 市は、衣服を日光にさらし、特に必要があるときはクレゾールなどによる消毒とノミ等の発生防止のため薬剤の散布を行わせるものとする。

また、トイレ、炊事場、洗濯物等の消毒、クレゾール石けん液、逆性石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導するものとする。

(7) 県への応援要請

ア 市は、防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し、調達を要請するものとする。

イ 市は、甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業

務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請するものとする。

(8) 県への報告

市は、感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、中予保健所に報告するものとする。

(9) 記録等

市は、防疫のため予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。

- ア 災害状況及び防疫活動状況報告書
- イ 検病調査及び健康診断状況記録簿
- ウ 清潔及び消毒状況記録簿
- エ 臨時予防接種状況記録簿
- オ 防疫薬品資材受払簿
- カ 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品払出し証拠書類
- キ 防疫関係機械器具修繕支払簿

3 住民の活動

中予保健所及び市の指導を受けながら、指定避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意するものとする。

また、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努めるものとする。

3-10-9 保健衛生活動

市は、災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県と協力して保健衛生活動を行うものとする。

1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

- (1) 市は、指定避難所等の被災者の保健衛生活動を適切に実施するため、速やかに指定避難所等の衛生状態など保健衛生活動に必要な情報を収集し、県に報告するとともに、関係者間で共有するものとする。
- (2) 市は、その被災状況等により、情報収集ができない場合には、県及び中予保健所に支援を要請するものとする。

2 被災者等への保健衛生活動

市は、県と連携の下、「愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル」等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行うものとする。

また、被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し、計画的な対応を行うものとする。

とする。

3 保健師等の応援の要請

市及び県は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定により、その他の都道府県・市町村に保健師等の派遣を要請するものとする。

3-10-10 死体の捜索及び措置

1 実施体制

- (1) 死亡していると推定される者の捜索並びに死亡者の収容、措置及び火葬・埋葬（応急措置として土中に葬ることを含む。以下「埋葬」という。）は、警察官及び海上保安官の協力を得て、市長（本部長）が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。
- (2) 警察は、死体の見分及び検視を行うこととしている。
- (3) 市長（本部長）は、死体の捜索、措置及び埋葬について、市単独で対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請するものとする。
 - ア 捜索、措置及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 捜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 死体措置に必要な器材、資材の品目別数量

2 行方不明者及び死体の捜索

- (1) 行方不明
 - ア 行方不明者の届出の受理は、避難班において取り扱うものとする。

届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し、記録するものとする。
 - イ 届出のあった者については、上記アの事項を記載した書面で警察に通知する。ただし、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話等をもって連絡するものとする。
 - ウ 捜索は、消防部が警察と協力し捜索班を編成し実施する。

また、被災の状況により、消防団、自主防災組織等に協力を要請し、住民の応援を得て実施するものとする。
 - エ 市長（本部長）は、必要に応じ臨時に現地捜索班を組織し、連絡所を設け効果的な捜索活動を実施するものとする。
- (2) 死体
 - ア 死体の捜索及び収容の必要がある場合は、市長（本部長）の命により消防部に捜索班及び収容班を設置するものとする。

イ 死体の搜索活動は、市及び警察、海上保安部が相互の連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとする。

また、防災関係機関及び地元自主防災組織等の協力並びに車両、船舶(艇)、機械器具の借上げ等で可能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。

ウ 行方不明の搜索中に死体を発見したときは、市災害対策本部及び警察に連絡するとともに、身元確認を行うものとする。

エ 死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、直ちに県に対し海上保安部及び海上自衛隊の搜索を要請するものとする。

オ 死体の搜索期間は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずるものとする。

(3) 応援要請等

ア 搜索作業に特殊機械器具及び特殊技能者を必要とする場合は、県に要請し、自衛隊、海上保安部、その他の関係協力機関の協力を求めるものとする。

イ 死体が流失などにより他の市町に漂着していると考えられるときは、県及び関係のある市町に次の事項を明示して搜索の応援を要請するものとする。

(ア) 死体が埋没又は漂着していると思われる場所

(イ) 死体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣、持ち物など

(ウ) 応援を求めたい人数又は船舶(艇)器具など

(エ) その他必要な事項

3 死体の措置及び埋葬

市は、災害の状況により必要があるときは、原則として警察が検視(見分)した死体の引渡しが行われた後に、措置及び埋葬を行うものとする。

(1) 死体の検案

ア 検案の実施

死体の検案は、医師会等の協力を得て、死因その他について医学的検査を行うものとする。

イ 検案時の処置

死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を併せて行うとともに検案書を作成するものとする。

ウ 死体の輸送

検案を終えた死体は、市が指定する死体収容(安置)所に輸送するものとする。

(2) 死体の収容及び安置

ア 身元確認

(ア) 警察、自主防災組織等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努めるものとする。

(イ) 死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡すものとする。なお、相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管の上、埋葬するものとする。

- (ウ) 身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。
- イ 死体収容（安置）所の開設
 - 避難班は、寺院、公共建物又は公園等、死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。
 - 死体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品等必要器材を確保するとともに、死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。
- (3) 死体の埋葬
 - 市は、死体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋葬を行うことが困難な場合、応急措置として埋葬を行うものとする。
 - なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - ア 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬するものとする。
 - イ 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるものとする。
 - ウ 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによるものとする。
 - エ 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐものとする。
 - オ 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬するものとする。
- (4) 死体の措置及び埋葬に要する費用
 - 死体の措置及び埋葬に要する費用は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずるものとする。
- (5) 記録等
 - 死体の捜索、措置及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。
 - ア 死体捜索状況記録簿
 - イ 死体措置台帳
 - ウ 埋葬台帳
 - エ 死体捜索、死体措置及び埋葬関係支払証拠書類
 - オ 死体捜索用機械器具燃料受払簿
 - カ 死体捜索用機械器具修繕費支払簿

4 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市や警察に提供するよう努めるものとする。

3-10-11 災害時における動物（犬、猫等）の管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危険防止に対応するため、市及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努めるものとする。

1 市の活動

- (1) 被災動物の把握
- (2) 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保
- (3) 飼養されている動物に対する餌の配付
- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (6) 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- (7) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) その他動物に関する相談等

2 住民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) ボランティアによる被災動物救護センターの管理及び運営
- (5) その他行政への協力

3-10-12 死亡した獣畜及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合、市は、県と協力体制を確立し、衛生的処理に努めるものとする。

1 市の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼するものとする。
- (2) 処理場所の確保について市単独で対応できないときは、県に協力を要請するものとする。

2 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、中予保健所長の許可を受けるものとする。
- (2) 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請するものとする。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について中予保健所及び市の指導を受

け、適正に処理するものとする。

3-10-13 応急住宅対策

市は、県と連携し、避難所生活を早期に解消するために、被災者の住宅を応急的に確保するものとする。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理の計画の樹立と実施は、市長（本部長）が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。

2 被害状況の把握

市は、災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握するものとする。

3 応急仮設住宅の建設等

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 市は、建設用地をあらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定するものとする。なお、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

イ 市は、建設を県から委任された場合、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会又は(一社)日本木造住宅産業協会の協力を得て建設するものとする。

ウ 市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(2) 応急住宅の入居者の認定

ア 市は、避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施するものとする。

イ 入居者の認定を市長（本部長）が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させるものとする。

(3) 市営住宅等の一時入居

市は、必要に応じ、市営住宅等の空き家へ被災者を一時的に入居させるものとする。

(4) 応急住宅の管理

ア 市は、住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行うものとする。

また、応急住宅ごとに入居者名簿を作成するものとする。

イ 市は、入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努めるものとする。

(5) 応急住宅の運営管理

市は、各応急住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努めるものとする。

4 住宅の応急修理

- (1) 市は、建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行うものとする。
- (2) 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

5 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

- (1) 市長（本部長）は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請するものとする。

ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 被害戸数（全焼、全壊、流失）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

- (2) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請するものとする。

6 住居等に流入した土石等障害物の除去

市は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行うものとする。

なお、市長（本部長）は、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

7 建築相談窓口の設置

市は、建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じるものとする。

第 1 1 章 応急教育活動

【学校教育課】

学校施設等が被災し、又は児童、生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、市教育委員会及び県等は、学校施設等の応急復旧、児童、生徒等の応急教育等必要な措置を行うものとする。

3 - 1 1 - 1 応急教育計画

1 実施責任者

- (1) 市立学校の応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。
- (2) 県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施することとなっている。

2 応急計画

学校長は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急教育の方法等について計画を定めておくものとする。

3 応急措置

- (1) 実施責任者は、施設等の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館その他民有施設の借り上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置するものとする。
なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは市又は地域住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させるものとする。
- (2) 学校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童、生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告するものとする。
 - ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童、生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努めること。
また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。
 - イ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童、生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休校等適切な措置を講じること。
 - ウ 災害の規模に応じて、児童、生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

4 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合、市教育委員会は次の方法により応急教育を実施するものとする。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努めるものとする。
なお、被害の状況により、必要があるときは市又は地域住民等の協力を求めるものとする。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童、生徒等及び保護者に連絡するものとする。
- (3) 全児童、生徒等を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。
- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努めるものとする。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、児童、生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。
- (6) 必要に応じて、児童、生徒等の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行うものとする。

5 学校が地域の避難所になる場合の留意事項

- (1) 学校長は、避難所に供する施設及び設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示を行うものとする。
- (2) 市教育委員会は、必要に応じ県教育委員会に支援を要請し、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努めるものとする。
- (3) 避難生活が長期化する場合、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市教育委員会等と必要な協議を行うものとする。

3-11-2 学用品等の調達及び給付

1 実施機関

学用品の調達及び給付は、市長（本部長）が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。

なお、災害救助法が適用されない高校生の教科書等学用品の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

2 給付する品目の範囲

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 給付の額

教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、県教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材を給付するための実費とする。

4 給付期間

災害発生の日から、教科書は 1 か月以内、その他の学用品は 15 日以内とする。

3-1-1-3 給食等の措置

災害救助法適用の場合の炊き出し基準による。

3-1-1-4 学校施設の一時使用の措置

災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、学校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

3-1-1-5 高等学校生徒の災害応急対策への協力

高等学校の学校長は、教職員の指導監督の下、登校可能な生徒に対して学校の施設・設備等の応急復旧整備作業に可能な範囲で協力を求めるとともに、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導することとしている。

第 1 2 章 要配慮者に対する支援活動

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課】

市は、住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所介護職員等の派遣、車椅子等の手配などを障害福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

3-12-1 要配慮者対策の実施方針

市は、避難行動要支援者名簿に登録をしている住民に対しては、その情報を避難支援等関係者と共有することで、的確な避難ができるよう支援し、また、避難行動要支援者名簿に登録がされていない住民に対しても、市が保有する要配慮者の個人情報をも有効に活用し、災害時の避難支援や避難所運営に反映させることで、総合的に要配慮者支援を行うものとする。

また、避難支援者や地域支援者の窓口を設置し、情報を収集・分析・判断して防災関係機関等へ支援の要請を行うものとする。

3-12-2 避難行動要支援者の避難誘導

市は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画に基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

また、民間賃貸住宅、旅館及びホテル等を借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

1 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報及び個別避難計画情報を提供できる。

ただし、災害時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意するものとする。

(2) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、市は、それらの者にも名簿情報及び個別避難計画情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

(3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

災害時に、本人の同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報及び個別避難計画情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報及び個別避難計画情報を提供することが考えられるため、市は、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報及び個別避難計画情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 個別避難計画が作成されていない者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

3 避難行動要支援者情報等の引継ぎ

市は、指定避難所等において、避難行動要支援者並びに名簿情報及び個別避難計画情報が避難支援等関係者から指定避難所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報を避難生活後の生活支援に活用できるよう配慮するものとする。

4 避難行動要支援者の安否確認等

市は、被害が予想される場合、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、市地域防災計画に定めた避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行うものとする。

また、指定避難所等の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行うものとする。

3-1-2-3 指定避難所等への移送

市は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講じるものとする。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努めるものとする。

(1) 指定避難所等への移動

- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3－12－4 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への収容に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

3－12－5 在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者や、やむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供するものとする。

- (1) 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- (2) 被災障がい者の更生相談

3－12－6 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請するものとする。

第13章 孤立地区に対する支援活動

【危機管理課、総務課、中山地域事務所、双海地域事務所】

孤立地区が発生した場合、市は、県と連携し、集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握の上、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行うものとする。

3-13-1 孤立地区の把握

市は、孤立予想地区に対して、一般加入電話、衛星携帯電話、IP無線、防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努めるものとする。

また、必要に応じ、県に対して自衛隊、県警察、県消防防災ヘリコプター等による航空偵察の要請を行うものとする。

3-13-2 外部との通信手段の確保

市は、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図るものとする。

3-13-3 緊急救出手段の確保

市は、孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、県に対し、県消防防災ヘリコプター又は自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。

3-13-4 集団避難の勧告又は指示の検討

市は、孤立状況が長期化した場合、孤立した住民に対して集団避難の指示の実施について、県等関係機関と検討するものとする。

3-13-5 防犯パトロールの強化

市は、集団避難等を実施した場合、避難住民の不安を払拭するため、伊予警察署、伊予消防署等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化するものとする。

3-13-6 緊急支援物資の確保・搬送

市は、直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、市単独では支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・あっせん又は搬送手段の支援を要請するものとする。

第14章 応援協力活動・ボランティア等への支援

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、
長寿介護課、社会教育課、伊予消防署、自衛隊】

大規模地震による激甚な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、平常時から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

また、NPO、ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努めるものとする。

3-14-1 市の応援要請等

1 知事に対する応援要請等

市長（本部長）は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域避難又は広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

なお、県においては、市が被災によりその事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命、身体を保護し、又は居住場所の確保が困難となり、必要があると認めるときは、市に代わって広域避難又は広域一時滞在の協議を行うほか、市からの要求を待たずに都道府県外広域避難又は広域一時滞在の協議を行うこととしている。

2 知事に対する指定地方行政機関等の職員の派遣のあっせん要請

市長（本部長）は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第1項の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事に対し、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関の職員の派遣のあっせんを要請するものとする。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由

- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あつせんについて必要な事項

3 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市長（本部長）は、災害の状況から県消防防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請するものとする。

(1) 活動の種類

- ア 災害応急対策活動
- イ 救急活動
- ウ 救助活動
- エ 火災防御活動
- オ 広域航空消防防災応援活動

(2) 緊急運航要請手続き

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、市長（本部長）若しくは消防長又は関係行政機関の長が、県消防防災安全課長に対して行うものとする。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出するものとする。

(連絡先)

緊急連絡用電話	089-965-1119
一般事務用電話	089-972-2133
F A X	089-972-3655

4 他の市町村長等に対する応援要請等

市長（本部長）は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結するなど、平時からのカウンターパート等の関係を構築している他の市町村長等に対し応援を要請するものとする。

また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域避難又は広域一時滞在について、県内の他市町長と協議するものとする。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされており、応援に従事する者は、市の指揮の下で行動することとなっている。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第 39 条に基づき締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域応援協定」によるものとする。

5 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長（本部長）は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

3-14-2 ボランティア等への支援

1 市災害救援ボランティア支援本部の設置

市は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、市社会福祉協議会と連携して、市災害救援ボランティア支援本部（以下「市支援本部」という。なお、必要に応じて支部を設置するものとする。）を市ボランティアセンター内等に設置するものとする。

2 市支援本部の構成メンバー

市支援本部は、市社会福祉協議会、市ボランティアセンター、NPO、ボランティア等関係団体、ボランティア・コーディネーター等で構成するものとする。

なお、平常時においては、市社会福祉協議会、市ボランティアセンター、NPO、ボランティア等関係団体等が一堂に集う情報共有会議の開催を推進し、市域における被災者ニーズの把握やNPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行うものとする。

3 市支援本部の任務

(1) ボランティア活動に関する情報収集

市、県、市支援本部、NPO、ボランティア等関係団体及び被災住民等からの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握するものとする。

(2) ボランティア、被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設するものとする。

(3) ボランティアの募集、グループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化などにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行うものとする。

(4) ボランティアのあっせん

被災住民、県災害救援ボランティア支援本部、社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行うものとする。

4 市支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

市は、被災地の状況、救援活動の状況等の情報を市支援本部等に提供するとともに、市の所有施設等をボランティアの活動拠点として提供するものとする。

また、ボランティア活動に必要な資機材を可能な限り貸し出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

5 ボランティアの受入れ

市、市支援本部及びNPO、ボランティア等関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等のほか、その受入体制を確保するよう努めるものとする。

ボランティアの受入れに際しては、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するものとする。

3-14-3 自衛隊の活動

1 自衛隊の情報収集・伝達活動

気象庁等から県内において震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、陸上自衛隊中部方面特科隊長は、車両による地上偵察を実施するとともに、上級部隊が行う航空機や艦艇等の偵察による当該地震発生地域及びその周辺の情報収集することとしている。

また、収集した情報は、直ちに県等防災関係機関に伝達することとしている。

2 自衛隊への災害派遣の要請

人命及び財産の救助のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合において、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、市長（本部長）は、知事に対し、支援を要請する事項等を明らかにして自衛隊の派遣を要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(1) 派遣要請事項

- ア 車両、航空機等による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 消防機関に協力して行う消火活動

- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する給食及び給水支援
- コ 防災要員等の輸送
- サ 連絡幹部の派遣
- シ その他市長（本部長）が必要と認める事項

(2) 災害派遣要請の要求の依頼手続

市長（本部長）は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう要求するものとする。

ただし、緊急の場合は、県防災通信システム又は口頭をもって行い、事後速かに文書をもって措置するものとする。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び市域に関わる災害の状況を陸上自衛隊中部方面特科隊等に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(緊急時の連絡先)

機 関 名	電話番号	県防災通信システム (地上系)	F A X
陸上自衛隊 中部方面特科隊	089-975-0911	6-55621 6-55622	089-975-0911
海上自衛隊 呉地方総監部	0823-22-5511	(衛星) 64-034-101-158	0823-22-5692
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—	092-581-4031

3 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣することとしている。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めることとしている。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと

- 認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
 - (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 自衛隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況や他救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、艦艇、航空機など状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、傷病者等の搜索救助
- (4) 水防活動
堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 消火活動
消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路、水路等交通上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 通信支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- (9) 人員、物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食及び給水の支援
被災者に対する給食、給水及び入浴支援
- (11) 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物等の保安、除去
能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

5 災害派遣部隊の受入体制

- (1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除
市は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう、効率的な作業分担に

配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資機材の準備

市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じるものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び資機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊の受入れ

市長（本部長）は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備するものとする。

6 災害派遣部隊の撤収

市長（本部長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったと認めた場合、知事を通じて、派遣部隊の撤収を要請するものとする。

7 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定めるものとする。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に関するものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議するものとし、必要に応じて県が協議することとなっている。

3-14-4 海上保安庁に対する応援要請

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続き

市長（本部長）は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し、海上保安庁の支援について次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう依頼するものとする。ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡するものとする。

（緊急時の連絡先）

機 関 名	電話番号	県防災通信システム （地上系）	F A X
松山海上保安部	089-951-1197	6-55321 6-55322	089-951-7796
第六管区海上保安本部	082-251-5111	（衛星）64-034-101-159	082-251-5185

3-14-5 応援要員の受入体制

市は、防災関係機関から必要な応援要員・部隊を受入れた場合、県と連携し、これらの要員・部隊の展開、宿泊施設、ヘリポート、物資搬送設備等の活動拠点について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

3-14-6 従事命令又は協力命令

市長（本部長）は、災害応急対策を実施するため、人員が不足し、緊急に必要な場合は、災害対策基本法、災害救助法等の規定に基づき従事命令等を発し、応急措置の実施を担保するものとする。

3-14-7 外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、県が作成する受入計画に基づいて、県が受け入れることとなっている。

市は、県と連携を図りながら、県国際交流センター等の通訳ボランティアの派遣等必要な支援を受け、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

第 15 章 通信施設の確保対策

【危機管理課、総務課】

津波発生時には、通信施設の損壊や中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、市は、代替手段の確保等効果的な応急対策を実施するものとする。

災害時の無線局運用に当たっては、通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため必要に応じて通信統制を行うなど通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

市に設置する防災行政無線設備等に傷害が発生した場合、部品交換による応急復旧が行えるよう保守部品の確保を含む保守体制の確立を図るものとする。

3-15-1 通信連絡手段

市は、災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡を次の手段のほか、衛星携帯電話、IP無線、衛星インターネット等、多様な通信手段で行うものとする。

1 専用通信設備の使用

- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 防災行政無線
- (3) 消防無線

2 公衆通信設備の優先利用

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに備え、平常時から最寄りの西日本電信電話株式会社支店・営業所に要請し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。

3 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第 57 条、同第 61 条の 3、同第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定に基づき使用できる他の機関の通信設備は次のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (3) 他市町の防災行政無線設備
- (4) 国土交通省無線設備
- (5) 鉄道通信設備
- (6) 電力通信設備
- (7) 自衛隊通信設備

4 非常通信の利用

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条、同第 74 条の規定により無線局を開

設している者に対し非常通信を依頼し、通信手段の確保に努めるものとする。

5 放送の利用

災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難の指示及び緊急安全確保措置を指示する場合において、緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同第 61 条の 3、災害対策基本法施行令第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、緊急放送の要請は、原則として知事を通じて要請するものとする。ただし、県に県災害対策本部（県災害警戒本部）が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は直接要請するものとする。

(1) 放送要請事項

- ア 市内の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ その他必要な事項

(3) 要請責任者

市における放送要請責任者は、総務班長とし、放送要請を行う場合は、総務班長を通じて行うものとする。

6 インターネットの利用

災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で、特に必要があると認めるとき、又は避難の指示及び緊急安全確保措置を指示する場合において、緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同第 61 条の 3、災害対策基本法施行令第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

3-15-2 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、市は、衛星携帯電話、アマチュア無線を活用した通信の確保に努めるとともに、県に対する県消防防災ヘリコプターの出動要請若しくはバイク等を活用するなどして、孤立地域との連絡に努めるものとする。

第16章 ライフライン等の確保

【危機管理課、総務課、土木管理課、水道課、都市住宅課、
四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、
株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本郵便株式会社】

ライフライン等の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとする。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

なお、ライフラインの復旧に当たっては、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行うものとする。

3-16-1 水道施設

1 応急給水の実施

市は、災害の発生状況に応じて配水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行うものとする。

また、配管の仮設等による応急給水に努めるものとする。

2 応急給水の支援要請

応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員及び資機材が不足する場合、市は、相互応援協定等に基づき、県を通じて、他の市町に支援を要請するものとする。

3-16-2 下水道施設

市は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じるものとする。

1 管渠

市は、周辺住民に対して、一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施するものとする。

2 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の機械・電気機器は、重要な施設であり、浸水等の被害を受けると施設全体が機能停止する危険性が大きい。このため、市は、本復旧まで一時的な機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更等の応急対策を実施するものとする。

また、被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報するものとする。

3-16-3 電力施設

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期することとしている。

市は、電気事業者と連携し、電気事業者が実施する電力施設の復旧活動に協力するとともに、停電による社会的不安除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況について広報活動を行うものとする。

なお、原子力発電施設における原子力防災対策については、市地域防災計画（原子力災害対策編）に定めるところによるものとする。

3-16-4 電信電話施設

電気通信事業者は、災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信手段の応急復旧を行うこととしている。

市は、電気通信事業者と連携し、各事業者が実施する電信電話施設の復旧活動に協力するとともに、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電信電話施設等の復旧状況、特設公衆電話の設置状況等を広報し、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

3-16-5 郵便事業の運営維持

郵便事業者は、災害時においても郵便物の送達の確保、郵便局の窓口業務の維持など、各種の郵便事業の運営維持に努めることとしている。

市は、指定避難所等に避難した人にも郵便物を送達できるよう、郵便事業者と連携し、避難者情報の共有手段の確保に努めるものとする。

第 17 章 公共土木施設等の確保

【総務課、財政課、土木管理課、農林水産課、都市住宅課、
四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社】

市は、公共土木施設等における復旧対策のため、災害後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行うものとする。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

さらに、県及び(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送道路、公共土木施設等の状況等の情報を提供するものとする。

3-17-1 道路施設

道路管理者は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、国土交通省等へ報告するほか、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

なお、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、道路啓開等の代行を国土交通省に要請するものとする。

また、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じるものとし、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮栈橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

3-17-2 海岸保全施設

海岸管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び施設の増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努めるものとする。

3-17-3 河川管理施設

河川管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による

増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努めるものとする。

3-17-4 砂防等施設

砂防等施設の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、愛媛県砂防ボランティア協会による現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行うものとする。

また、余震や豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれがある場合は、危険箇所への立入禁止措置や、ビニールシートで覆うなど必要な応急措置に努めるとともに、砂防等施設が損壊したり、二次災害のおそれのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能復旧に努めるものとする。

なお、県等においては、避難等が必要な場合は、速やかに市へ状況の連絡を行うこととしている。

3-17-5 治山等施設

治山等施設の管理者は、施設の巡回（パトロール）や、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡するものとする。

また、余震、豪雨等で山地災害等の二次災害が発生するおそれのある場合には、当該施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努めるとともに、治山等施設が損壊し、二次被害のおそれがある場合には、調査点検等を行い、被害の拡大防止及び被災施設の復旧に努めるものとする。

なお、県等においては、避難等が必要な場合は、速やかに市へ状況の連絡を行うこととしている。

3-17-6 港湾施設

港湾管理者は、地震後、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講じるものとする。

また、港湾施設は、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努めるものとする。

3-17-7 漁港施設

漁港管理者は、地震後直ちに漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関に報告するものとする。

また、漁港区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努めるものとする。

なお、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行うものとする。

3-17-8 鉄道施設

1 応急復旧及び復旧対策

- (1) 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めることとしている。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図ることとしている。
- (3) 早期の運転再開を期するため、復旧工事を行う業者に協力を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行うこととしている。
- (4) 非常緊急に関わるものの輸送を速やかに行うこととしている。

2 旅客等への広報

- (1) 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送して混乱の防止を図ることとしている。
- (2) 駅長は災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等について放送等を行うこととしている。

3 避難誘導

- (1) 乗務員は、列車又は線路建造物等の被害による危険が大きいと予測される場合や沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断した場合は、旅客を安全な場所に誘導することとしている。
- (2) 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないように努めるとともに、消防救急機関等への早期通報を行うこととしている。

3-17-9 農業用施設

1 被害状況の把握

農業用ダム、ため池、農業用水路、農道などの農業用施設の管理者は、被害状況を調査し、被災状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否を判断し関係機関に報告するものとする。

2 応急措置の実施

施設等に破損が確認され、二次災害等の危険がある場合には、施設管理者は応急措置を行い、避難指示の発令等必要な措置をとるように関係機関に要請するものとする。

3-17-10 災害応急対策の拠点となる重要な市庁舎等

1 被害状況の把握

市庁舎等の施設管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な市庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認するものとする。

2 緊急措置の実施

市庁舎等の施設管理者は、施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講じるものとする。

3-17-11 情報システム

市は、地震災害時の情報システムの確保対策として、次の措置を講じるものとする。

- (1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握すること。
- (2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図ること。

3-17-12 都市公園施設

都市公園施設の管理者は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握するとともに、状況に応じ使用や立入を禁止する措置を行うものとする。

また、都市公園は、指定緊急避難場所や指定避難所として利用される場合が多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図るものとする。

第 18 章 危険物施設等の安全確保

【危機管理課、伊予消防署】

津波災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合、市及び関係機関は、被害の拡大防止と、軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるものとする。

3-18-1 危険物施設

- (1) 市及び伊予消防署は、関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導するものとする。
 - ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - ウ 危険物施設の応急点検
 - エ 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動、避難の指示等必要な応急対策の実施
- (2) 火災の防衛は、市の消防機関が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じ、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

3-18-2 高圧ガス施設

1 製造業者等の活動

高圧ガス施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、伊予消防署、伊予警察署等関係機関に連絡するものとする。

2 伊予消防署等の活動

伊予消防署等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じるものとする。

3 市の活動

市は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境政策課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請するものとする。

3-18-3 毒物劇物貯蔵施設

1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに中予保健所、伊予警察署及び伊予消防署に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じるものとする。

2 伊予消防署等の活動

通報を受けた中予保健所、伊予警察署及び伊予消防署は、相互に連絡をとり、住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じるものとする。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期するものとする。

3-18-4 火薬類製造施設・貯蔵施設

1 事業者の活動

火薬庫が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、伊予警察署及び伊予消防署等関係機関に連絡するものとする。

2 関係機関の活動

伊予消防署等関係機関は、火薬庫等に被害が及ばないよう適切な措置を講じるものとする。

第19章 社会秩序維持活動

【危機管理課、総務課、経済雇用戦略課、県警察】

津波災害時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市、県及び県警察は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3-19-1 警察機関の活動

警察機関は、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、又は被災地の治安を維持するため、関係機関と協力し、おおむね次に掲げる活動を行うこととしている。

1 警察独自及び自主防犯組織等との連携による安全の確保

- (1) 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、指定避難所等の定期的な巡回等を行うこと。
- (2) 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努めること。
加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めること。
- (3) 警察署等において、地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換、住民等からの相談受けなどにより、住民等の不安の軽減に努めること。

2 銃砲、刀剣類に対する措置

- (1) 銃砲、刀剣類による犯罪を予防し治安を維持するため、銃砲等の所有者に所在確認と保管の徹底を指導すること。
- (2) 避難している場合は、銃砲保管業者に一時保管委託をするように指導する。
- (3) 銃砲、刀剣類の運搬又は携帯の禁止等の緊急措置を講じること。
- (4) 銃砲、刀剣類の製造及び販売業者に対しては、特に、盗難等の事故防止のため厳重な保管を指導すること。

3 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救援活動等を行う関係機関に対し、可能な限り協力すること。

3-19-2 市の活動

1 住民への広報

市は、各種情報の不足や誤った情報等のため当該市の地域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとるべき措置等について呼びかけるものとする。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努めるものとする。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施するものとする。

3 県に対する要請

市は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請するものとする。

第4編 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら市及び県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、これに基づき復興計画を作成するものとする。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。

第1章 災害復旧対策

【総務課、財政課、農林水産課、都市住宅課、土木管理課、
環境保全課、水道課、学校教育課、社会教育課】

市は、災害復旧対策を実施するに当たり、被災した施設の原形復旧に合わせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施するものとする。

また、復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、災害対策本部又は災害警戒本部と調整を図りながら迅速に実施するものとする。

4-1-1 激甚災害の指定

1 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合、市は、政令指定を得るため適切な措置を講じるものとする。

2 市の活動

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告するものとする。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出するものとする。

4-1-2 被災施設の復旧等

1 被災施設の復旧等

市は、災害により被災した公共施設の災害復旧について、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。特に、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講じるものとする。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行うものとする。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）を活用し実施するものとする。

- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港及び下水道施設並びに都市公園については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）により実施するものとする。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により実施するものとする。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」及び「都市災害復旧事業事務取扱方針」により実施するものとする。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法（昭和26年法律第193号）により実施するものとする。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の「国庫補助金交付要綱」により実施するものとする。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）により実施するものとする。
- (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、国、県等に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

2 災害廃棄物の処理

大規模な地震被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、市は、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討するものとする。

- (1) 県と連携し、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。
また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

4-1-3 都市の復興

1 基本方針

市は、都市計画区域内の市街地が被災し、災害に強い都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、県の復興の基本方針に即し、必要に応じて復興計画を策定し、市街地を復興するものとする。

2 市の活動

(1) 被害状況の把握

市は、各機関と協力し被害状況の調査を行い、県に報告するものとする。

(2) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急に面的整備が必要とされる区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画案を作成し、都市計画決定を行うものとする。

(3) 都市復興計画の策定

県の都市復興計画を踏まえ、また県と調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興計画を策定するものとする。

(4) 復興都市計画案等の作成及び事業実施

ア 被災地域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討するものとする。

イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案を作成・決定し、事業を実施するものとする。

第2章 復興計画

【総務課、危機管理課、未来づくり戦略室、財政課、都市住宅課、土木管理課、
農林水産課、農業振興課、経済雇用戦略課、環境保全課、水道課、
学校教育課、社会教育課】

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、市は、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じるものとする。

さらに、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

4-2-1 復興計画の作成

1 市の活動

(1) 計画の策定

市長は、必要があると認めるときは、復興計画を策定するものとする。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成するものとする。

(3) 計画の基本方針

計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図るものとする。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

(5) 国及び県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行うものとする。

2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合、市は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進するものとする。

- (1) 復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

- (2) 復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

4-2-2 防災まちづくりを目指した復興

市は、県と連携し、次に掲げる防災まちづくりを目指した復興に努めるものとする。

防災まちづくりに当たっては、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮したものとする。

なお、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。その際、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (2) 被災した学校施設の復興に当たるとともに、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。
- (3) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とし、この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対して説明し、理解と協力を得るように努めるものとする。
また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資及び資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的・戦略的实施を行うものとする。
- (6) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行うものとする。
- (7) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指

導・助言するものとする。

- (8) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

4-2-3 復興財源の確保

1 基本方針

市は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとする。

2 予算の編成

市は、復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行うものとする。

3 市の活動

- (1) 財政需要見込額の算定
被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定するものとする。
ア 復旧・復興事業
イ その他
- (2) 災害年度の予算執行方針の策定
緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定するものとする。
- (3) 予算の編成方針の策定
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定するものとする。

4 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等により、財政状況の悪化が懸念されることから、市は、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努めるものとする。

- (1) 地方債の発行
復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保するものとする。
ア 災害復旧事業債
イ 歳入欠かん等債
ウ その他
- (2) その他の財源確保策
復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討するものとする。

第3章 被災者の生活再建支援

【総務課、危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課、市民課、税務課、農林水産課、農業振興課、都市住宅課、経済雇用戦略課、中山地域事務所、双海地域事務所】

市は、県や関係機関と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じるものとする。

4-3-1 要配慮者の支援

1 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、市は、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行うものとする。

2 市の活動

(1) 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告するものとする。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 社会福祉施設の被災状況

(2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連携の下、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施するものとする。

(3) 健康管理の実施・巡回健康相談

県（中予保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握するものとする。

また、指定避難所等の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図るものとする。

(4) 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにするものとする。

4-3-2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

1 義援物資の受入れ及び配分

市は、県と連携の下、次の事項に留意の上、義援物資の受入れ及び配分を行うものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。

ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を1か所に大量に集約することが効率的である。また、多品種少量の義援物資については、集約が困難で、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所等へ配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼するものとする。

イ 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努めるものとする。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先及び送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受け付けること。

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対して適宜適切な情報提供を行い、ニーズに沿った義援物資の受入れに努めるものとする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の募集

市は、市への義援金を受け付けるために、市庁舎等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討するものとする。

(2) 義援金の配分

市は、統一的に義援金を配分するために、配分委員会を設置した上で、県等関係機関と連携し、公平かつ迅速な配分を行うものとする。

(3) 配分委員会の活動

配分委員会は、次のことについて協議決定するものとする。

ア 配分金額

イ 配分対象者

- ウ 配分方法
- エ 配分状況の公表
- オ その他義援金配分に関すること。

4-3-3 災害弔慰金等の支給

1 基本方針

市は、災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給するものとする。

2 市の活動

- (1) 支給対象者の把握
災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握するものとする。
- (2) 支給方法の決定及び支給
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び市の条例に基づき支給するものとする。

4-3-4 被災者の経済的再建支援

1 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、市は、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図るものとする。

2 市の活動

- (1) 被災状況の把握
災害救助法の適用のための調査結果等を活用して次の事項を把握し、県に報告するものとする。
また、情報が不足している地域には補足調査を行うものとする。
 - ア 死亡者数
 - イ 負傷者数
 - ウ 全壊・半壊住宅数等
- (2) 被災者台帳の作成
被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するものとする。
- (3) 災害援護資金の貸付
災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行うものとする。

- (4) 被災者生活再建支援金の申請受付等
被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施するものとする。
また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図るものとする。
- (5) 租税の減免等
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び市の条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行うものとする。

4-4-5 罹災証明書の交付

1 基本方針

災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者が、できるだけ早く日常生活を取り戻して生活の安定を回復するため、市は、被害者に対して速やかに住家等の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することにより被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図るものとする。

2 市の活動

(1) 交付体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該業務を支援するシステム等を活用して罹災証明書を交付するものとする。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害認定調査の実施に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

4-3-6 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市は、県と連携の下、次の措置を講じるものとする。

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行うものとする。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

(2) 市の活動

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた「市住宅復興計画」を策定するものとする。

イ 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について、県と協議するものとする。

ウ 市営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の市営住宅を供給するものとする。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供するものとする。

オ 災害復興住宅の建設

2 雇用対策

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達するものとする。

3 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図るものとする。

また、被保護世帯が災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、規定額の範囲内で住宅維持費の支給を行うものとする。

4-3-7 生活再建支援策等の広報

1 基本方針

市は、被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行うものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 市の活動

(1) 生活再建支援策の広報・PR

県と連携の下、広報紙やホームページ等を活用し、次の内容を広報・PRするものとする。

- ア 義援金の募集等
- イ 各種相談窓口の案内
- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報等

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置するものとする。

なお、外国人に対しては、災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター、又は県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行うものとする。

(3) 被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

4-3-8 災害復興住宅の建設

市は、災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸付条件の有利な住宅金融支援機構の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努めるものとする。

4-3-9 中小企業を対象とした支援

1 基本方針

市は、被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施するものとする。

2 市の活動

(1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力するものとする。

- (2) 事業の場の確保
必要に応じ、事業の場の確保に関する支援策を実施するものとする。
- (3) 支援制度・施策の周知
県と連携し、中小企業を対象とした支援制度・施策を周知するものとする。

4-3-10 農林漁業者を対象とした支援

1 基本方針

市は、被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施するものとする。

なお、津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁業及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。

2 市の活動

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握
県と連携し、農林漁業者の被災状況調査を実施するものとする。
- (2) 支援制度・施策の周知
県と連携し、農林漁業者を対象とした支援制度・施策を周知するものとする。

4-3-11 地域経済の復興と発展のための支援

市は、地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じるものとする。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1 イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、市独自のイベント・商談会等を実施するものとする。

2 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携した誘客対策を実施するものとする。